成熟した莖及びその製品（樹脂を除く。）並びに発芽不能の種子及びその製品を除く。

第二條　この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2　この法律で「大麻栽培者」とは、厚生大臣の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3　この法律で「大麻研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第三條　大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。

2　この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。

第四條　何人も左に掲げる行爲をしてはならない。

一　大麻を輸入し、又は輸出すること

二　大麻から製造された医藥品を施用し、又は施用のため交付すること

第二章　免許

第五條　大麻取扱者になろうとする者は、省令の定めるところにより、厚生大臣の免許を受けなければならない。

2　左の各号の一に該当する者には、大麻取扱者免許を與えない。

一　麻藥又は大麻の中毒者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

三　禁治産者、準禁治産者又は未成年者

第六條　厚生省に大麻取扱者名簿を備え、大麻取扱者免許に関する事項を登録する。

2　前項の規定により登録すべき事項は、省令でこれを定める。

第七條　厚生大臣は、大麻取扱者免許を與えるときは、大麻取扱者名簿に登録し、大麻取扱者免許証を交付する。

2　前項の免許証は、これを譲り渡し、又は貸與してはならない。

第八條　大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。

第九條　第七條の規定により大麻取扱者名簿に登録される者は、左の区別に従つて登録手数料を國庫に納めなければならない。

大麻栽培者	六十円
大麻研究者	五十円

第十條　大麻取扱者は、免許の取消を受けようとするときは、省令の定めるところにより、厚生大臣に申請しなければならない。

2　大麻取扱者が死亡又は解散したときは、相続人（相続人のあることが明らかでないときは、相続財産の管理人。以下同じ。）又は清算人は、省令の定めるところにより、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

3　厚生大臣は、第一項の申請又は前項の届出があつたときは、大麻取扱者名簿の登録をまつ消する。

大麻取扱者は、大麻取扱者免許が第十八條の規定により、取り消され、その他その効力を失つたときは、大麻取扱者免許証を厚生大臣に返納しなければならない。

第十一條　前五條の定めるものの外、大麻取扱者名簿の登録の変更、免許証の再交付又は返納その他大麻取扱者名簿及び大麻取扱者免許証に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

2　大麻取扱者名簿の登録の変更又は大麻取扱者免許証の再交付を申請するときは、登録の変更又は免許証の再交付を申請する者は、手数料として十円を國庫に納めなければならない。

第三章　大麻取扱者

第十二條　大麻取扱者が大麻を他の大麻取扱者から譲り受け、又は他の大麻取扱者に譲り渡そうとするときは、政府発行の譲受証又は譲渡証の用紙に必要事項を記載し、且つ、これに自己の印を押して相手方に交付しなければならない。

2　前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、二年間これを保存しなければならない。

第十三條　大麻栽培者は、大麻を大麻取扱者以外の者に譲り渡してはならない。

第十四條　大麻栽培者は、種子以外の大麻をその栽培地外へ持ち出してはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第十五條　大麻栽培者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一　期間末に所持した発芽可能の大麻草の種子の数量

二　期間末における栽培地の数、位置及び作付反別

三　その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別

四　その期間中に採取した大麻草の成熟した莖の数量

五　その期間中に採取した大麻草の纖維の数量及びその種子の数量

六　その期間中に譲り受け、又は譲り渡した大麻草又はその種子の数量並びに譲受又は譲渡の年月日及び相手方

第十六條　大麻研究者は、大麻を他人に譲り渡してはならない。

第十七條　大麻研究者は、帳簿を備え、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで、及び十月から十二月までの期間ごとに左に掲げる事項について記載し、且つ、これらの事項についてその期間満了後十日以内に厚生大臣に報告しなければならない。

一　期間末に所持した大麻草及びその発芽可能の種子の数量

二　期間末における栽培地の数、位置及び作付反別

三　その期間中における栽培地の最大数、位置及び最大作付反別

四　その期間中に使用した大麻草又はその種子の数量

五　その期間中に譲り受けた大麻草又はその種子の数量並びに譲受の年月日及び相手方

第四章　監督

第十八條　大麻取扱者がその業務に関し犯罪又は不正の行爲をした

ときは、厚生大臣は大麻取扱者免許を取り消すことができる。

第十九條　厚生大臣又は都道府縣知事は、大麻取締のため特に必要があると認めたときは、大麻取扱者に対し大麻の栽培、讓受、讓渡又は研究に関し必要な事項を命ずることができる。

第二十條　厚生大臣は、この法律の規定に違反して所持され、栽培され、輸入され、製造され、讓り受けられ、讓り渡され、施用され、施用のため交付され、又は研究のため使用された大麻について必要な処分をすることができる。

2　厚生大臣は、法令の規定により没收された大麻について前項の処分をなすには、大藏大臣及び農林大臣と協議しなければならない。

第二十一條　厚生大臣又は都道府縣知事は、大麻取締のため特に必要があるときは、当該官吏又は吏員に、栽培地、倉庫、研究室その他大麻に関係ある場所に立ち入り、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試驗のため必要な最小分量に限り大麻を無償で收去させることができる。

2　当該官吏又は吏員が前項の規定により立入検査又は收去をする場合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第五章　雜則

第二十二條　大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣及び農林大臣がこれを定める。

第二十三條　この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章　罰則

第二十四條　第三條第一項若しくは第二項、第四條、第十三條、第十四條又は第十六條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、情狀によりこれを併科することができる。

第二十五條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第七條第二項又は第十二條第二項の規定に違反した者

二　第十二條第一項の規定による讓受証又は讓渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付しなかつた者

三　第十五條又は第十七條の規定による帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

四　第十五條又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

2　前項の刑は、情狀によりこれを併科することができる。

第二十六條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

二　第十條第四項の規定に違反した者

三　第十九條の規定による命令に從わなかつた者

四　第二十條第一項の規定による処分又は第二十一條第一項の規定による立入検査若しくは收去を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十七條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して第二十四條から前條までの違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十八條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二十九條　昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則（昭和二十二年厚生農林省令第一号）はこれを廃止する。

第三十條　この法律施行の際現に大麻取締規則の規定により大麻取扱者の免許を受けている者は、これをこの法律の規定により大麻取扱者免許を受けた者とみなす。

第三十一條　大麻取締規則の規定による大麻取扱者免許証は、これをこの法律の規定による大麻取扱者免許証とみなす。

第三十二條　大麻取締規則第二十一條第一項の規定による用紙は、これをこの法律の規定による讓受証又は讓渡証とみなす。

第三十三條　この法律施行前になした違反行爲の罰則の適用については、なお從前の例による。

參照

温泉法

○昭和二十二年勅令第五百四十二号「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大麻取締規則

（昭和二十二年四月二十三日厚生農林省令第一号）

第二十一條（第一項）　大麻取扱者が、大麻草又はその種子を販賣、購買、讓渡又は讓受するときは、政府から買い受けた用紙に、必要事項を記載し且つ、記名捺印して、相手方に交付しなければならない。

○温泉法（昭和二十三年七月十日法律第百二十五号）

法律第百二十五号

温泉法

第一章　總則

第一條　この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することをもつて目的とする。

第二條　この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸氣その他のガス（炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。）で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2　この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章　温泉の保護

第三條　温泉をゆう出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。

3　都道府縣知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第四條　都道府縣知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前條第一項の許可を與えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

第五條　第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府縣知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六條　都道府縣知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

第七條　第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないときは、都道府縣知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條　温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前四條の規定は、前項の増掘又は動力の装置について、これを準用する。

第九條　都道府縣知事は、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

2　都道府縣知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第十條　都道府縣知事が、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において、隣接都府縣における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならない。

第十一條　温泉のゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めるときは、都道府縣知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、法令の規定に基く他の行政廳の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政廳と協議しなければならない。

第三章　温泉の利用

第十二條　温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2　前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

3　都道府縣知事は、温泉の成分が衞生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第十三條　温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

第十四條　厚生大臣は、温泉の公共的利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五條　厚生大臣又は都道府縣知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に対して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に関し必要な指示をすることができる。

第十六條　都道府縣知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2　商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に対して、前項の報告をさせることができる。

第十七條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる。

2　商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に対して、前項の立入検査をさせることができる。

3　当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十八條　都道府縣知事は、公衆衞生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第四章　諮問及び聽聞

第十九條　厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、温泉及びこれに関する行政に関し調査審議させるため、温泉審議会を置く。

2　温泉審議会は、中央温泉審議会及び都道府縣温泉審議会とし、中央温泉審議会は厚生省に、都道府縣温泉審議会は都道府縣に、これを置く。

第二十條　厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議会の意見を聞かなければならない。

2　都道府縣知事は、第三條第一項、第四條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第八條第一項又は第九條の規定による処分をしようとするときは、都道府縣温泉審議会の意見を聞かなければならない。

第二十一條　都道府縣知事が、第五條（第八條第二項において準用する場合を含む。）第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

第五章　罰則

第二十二條　第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2　前項の刑は、情状により、これを併科することができる。

第二十三條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第六條（第八條第二項において準用する場合を含む。）、第七條（第八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第九條又は第十八條の規定による都道府縣知事の命令に従わない者

二　第十二條第一項の規定に違反した者

第二十四條　左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一　第十三條の規定に違反した者

二　第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

第二十六條　この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七條　この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さくの許可を受けてその工事に着手している者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八條　この法律施行の際、現に従前の命令の規定により、温泉のゆう出路の増掘若しくはしゆんせつの許可又は温泉のゆう出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九條　昭和二十三年一月一日以後この法律施行までの間において、温泉をゆう出させる目的で土地の掘さくをした者又は温泉のゆう出路を増掘し、若しくは温泉のゆう出量を増加させるため動力装置をした者は、この法律施行の日から、三月以内に第三條第一項又は第八條第一項の規定によりその許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、第三條第一項又は第八條第一項の許可があつたものとみなす。

○健康保険法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日法律第百二十六号）

法律第百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十號）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第一條　健康保険ニ於テハ保険者ガ被保険者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ關シ保険給付ヲ爲シ併セテ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保険給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保険者ノ直系尊屬、配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及ビ子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ竝ニ其ノ被保険者ト同一ノ世帶ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第二條第一項中「又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「俸給、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超エル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ都道府縣知事之ヲ定ム

健康保険組合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第三條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三百圓	四百五十圓未滿
第二級	六百圓	四百五十圓以上七百五十圓未滿
第三級	九百圓	七百五十圓以上千五十圓未滿
第四級	千二百圓	千五十圓以上千三百五十圓未滿
第五級	千五百圓	千三百五十圓以上千六百五十圓未滿
第六級	千八百圓	千六百五十圓以上千九百五十圓未滿
第七級	二千百圓	千九百五十圓以上二千二百五十圓未滿
第八級	二千四百圓	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未滿
第九級	二千七百圓	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未滿
第十級	三千圓	二千八百五十圓以上三千二百五十圓未滿
第十一級	三千四百圓	三千二百五十圓以上三千五百五十圓未滿
第十二級	三千八百圓	三千五百五十圓以上四千圓未滿
第十三級	四千二百圓	四千圓以上四千四百圓未滿
第十四級	四千六百圓	四千四百圓以上四千八百圓未滿
第十五級	五千圓	四千八百圓以上五千二百圓未滿
第十六級	五千四百圓	五千二百圓以上五千六百圓未滿
第十七級	五千八百圓	五千六百圓以上六千圓未滿
第十八級	六千二百圓	六千圓以上六千四百圓未滿
第十九級	六千六百圓	六千四百圓以上六千八百圓未滿
第二十級	七千圓	六千八百圓以上七千二百圓未滿
第二十一級	七千四百圓	七千二百圓以上七千六百圓未滿
第二十二級	七千八百圓	七千六百圓以上八千圓未滿
第二十三級	八千二百圓	八千圓以上八千四百圓未滿
第二十四級	八千六百圓	八千四百圓以上八千八百圓未滿
第二十五級	九千圓	八千八百圓以上九千二百圓未滿
第二十六級	九千四百圓	九千二百圓以上九千六百圓未滿
第二十七級	九千八百圓	九千六百圓以上九千八百圓未滿
第二十八級	一万二千圓	九千八百圓以上一万二千圓未滿
第二十九級	一万二千圓	一万二千圓以上

第十級	三千圓以上	二千八百五十圓以上三千百五十圓未滿	三千圓
第十一級	三千三百圓以上	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿	三千百圓
第十二級	三千六百圓以上	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿	三千五百圓
第十三級	三千九百圓以上	三千七百五十圓以上四千五百五十圓未滿	四千圓
第十四級	四千二百圓以上	四千五百五十圓以上四千九百五十圓未滿	四千六百圓
第十五級	四千五百圓以上	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未滿	五千圓
第十六級	五千四百圓以上	五千二百五十圓以上五千五百五十圓未滿	五千八百圓
第十七級	五千八百圓以上	五千五百五十圓以上六千圓未滿	六千圓
第十八級	六千圓以上	六千圓以上六千四百五十圓未滿	六千五百圓
第十九級	六千五百圓以上	六千四百五十圓以上六千八百五十圓未滿	六千七百圓
第二十級	六千八百圓以上	六千八百五十圓以上七千二百五十圓未滿	七千圓
第二十一級	七千二百圓以上	七千二百五十圓以上七千五百五十圓未滿	七千三百圓
第二十二級	七千五百圓以上	七千五百五十圓以上七千九百五十圓未滿	七千八百圓
第二十三級	七千九百圓以上	七千九百五十圓以上八千三百五十圓未滿	八千百圓
第二十四級	八千三百圓以上	八千三百五十圓以上八千七百五十圓未滿	八千五百圓
第二十五級	八千七百圓以上	八千七百五十圓以上九千百五十圓未滿	八千九百圓
第二十六級	九千百圓以上	九千百五十圓以上九千五百五十圓未滿	九千三百圓
第二十七級	九千五百圓以上	九千五百五十圓以上九千九百五十圓未滿	九千七百圓

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ從前ノモノニ依ル

第三條ノ二　被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケル報酬ノ額

三　前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日前一月間ニ於ケル其ノ地方ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五　同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニヨリ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ保險者ニ於テ之ヲ算定ス

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第六條に次の二項を加える

健康保險組合ニハ所得稅及法人稅ヲ課セズ

地方公共團體ハ健康保險組合ノ事業ニ對シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ保險者ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシコノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セズ

第十二條　國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基ク共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

前項ノ共濟組合ノ給付ノ種類及程度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上ナルコトヲ要ス

第十二條ノ二　厚生大臣ハ前項ノ共濟組合ニ對シテハ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財產ノ狀況ヲ檢査シ組合ノ運營ニ關スル指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條ノ三　第十二條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ對シテハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所（事務所ヲ含ム以下同ジ）又ハ事務所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一　左ニ揭グル事業ノ事業所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

（イ）物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
（ロ）鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
（ハ）電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業
（ニ）貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
（ホ）貨物積卸ノ事業
（ヘ）物ノ販賣又ハ配給ノ事業
（ト）金融又ハ保險ノ事業
（チ）物ノ保管又ハ貸貸ノ事業
（リ）媒介周旋ノ事業
（ヌ）集金、案内又ハ廣告ノ事業
（ル）燒却、清掃又ハ屠殺ノ事業
二　國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十三條ノ二　前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者トセズ

一　船員保險ノ被保險者但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク
二　臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ揭グルモノ但シ（イ）ニ揭グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ（ロ）ニ揭グル者ニシテ一月ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
（イ）二月以內ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者
（ロ）日日雇入レラルル者
三　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
四　臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ
五　事業所ノ所在地ノ一定セザル事業ニ使用セラルル者
六　國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人ノ事業所ニ使用セラルルモノ
七　生命保險會社ニ使用セラレ保險契約ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者タルベキ者ニシテ保險者又ハ第十二條ノ規定ニ依ル共濟組合ノ承認ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險者ト爲リタルモノハ其ノ期間健康保險ノ被保險者トセズ

第二十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」ヲ「其ノ資格ヲ喪失シタル日（繼續シテ保險給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）ヨリ十日以內ニ被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ」に改め、次の但書及び一項を加える。

但シ船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ保險者ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ第四號及第五號ノ場合ニ在リテハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一　被保險者ト爲リタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過シタルトキ
二　被保險者ガ死亡シタルトキ
三　保險料ノ納付期日後十日ヲ經過スルモ保險料ヲ納付セザルトキ
四　第十三條又ハ第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ
五　船員保險ノ被保險者（船員保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）ト爲リタルトキ

第四十二條ノ二第四項中「主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ」の下に「組合員タル被保險者ノ共同ノ福祉ヲ增進スル爲必要アリト認ムルトキハ」を加える。

第四十三條ノ二第二項を削る。

第四十三條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ都道府縣知事之ヲ指定ス

都道府縣知事前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ都道府縣知事ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

第四十三條ノ四　保險醫及保險藥劑師ハ懇切丁寧ニ被保險者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ都道府縣知事之ガ指定ヲ取消スコトヲ得

第四十三條ノ五　保險醫ニ對シ適正ナル保險診療ヲ指導シ及其ノ監督ヲ圖ル爲中央社會保險診療協議會及地方社會保險診療協議會ヲ置ク

前項ノ社會保險診療協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ付中央社會保險診療協議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社會保險診療協議會ニ在リテハ都道府縣知事各同數ヲ委囑ス

前項ノ委囑ハ被保險者及事業主ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第四十三條ノ六　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ保險者ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ保險者之ヲ算定ス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第四十三條ノ七　健康保險ニ於ケル適正ナル診療報酬ヲ審議スル爲社會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク

社會保險診療報酬算定協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル者、被保

險者及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒科醫師ヲ代表スル者竝ニ公益ヲ代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ委囑ス

前項ノ委囑ハ被保險者及事業主ヲ代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依ル

第四十四條　保險者ハ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルキ又ハ被保險者ガ緊急其ノ他已ムヲ得ザル場合ニ於テ保險醫及保險者ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ保險者ガ其ノ必要アリト認メタルトキハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十四條ノ二　前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ保險者之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第四十三條ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第四十五條中「報酬日額」を「標準報酬日額」に改める。

第四十六條中「政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得」を「其ノ被扶養者ナキ場合ニ於テハ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ四十ニ相當スル金額トス」に改める。

第四十七條第二項中「政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ」を「前項ノ期間ヲ超エ通ジテ一年六月ニ至ル迄」に改める。

第四十九條第一項中「報酬月額」ヲ「標準報酬月額」に改め、同項但書を次のように改める。

但シ其ノ金額ガ二千圓ニ滿タザルトキハ之ヲ二千圓トス

第五十條　被保險者分娩シタルトキハ分娩費トシテ被保險者ノ標準報酬月額ノ半額ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額ガ千圓ニ滿タザルトキハ之ヲ千圓トス

前項ノ場合ニ於テ被保險者ガ分娩ノ日前四十二日、分娩ノ日以後四十二日以內ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間出產手當金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十條ノ二　被保險者ガ分娩シタル場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ哺育手當金トシテ分娩ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間哺育期間一月ニ付百圓ヲ支給ス但シ其ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ一月トス

前項ノ哺育手當金ハ被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル日後六月以內ニ分娩シタル場合又ハ哺育手當金ノ支給ヲ受クル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ト雖モ之ヲ支給ス

第五十一條第二項を次のように改める。

產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ分娩費ノ額ハ第五十條第一項ノ規定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ相當スル金額トス

產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スベキ出產手當金ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條　削除

第五十五條中「政令ヲ以テ定ムル期間」を「被保險者トシテ受クルコトヲ得ベカリシ期間」に改める。

第五十七條中「政令ヲ以テ定ムル期間內」ヲ「六月以內」に改める。

第五十七條ノ二中「又ハ政令ヲ以テ定ムル者」を削る。

第五十七條ノ三　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ揭グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一　厚生年金保險法ニ依ル障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二　前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ

第五十八條　疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受クルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出產手當金ヲ支給セズ但シ其ノ受クルコトヲ得ベキ報酬ノ額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第五十九條　前條ニ揭グル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受クルコト能ハザリシトキハ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受クルコト能ハザリシ場合ニ於テ受ケタル額ガ傷病手當金又ハ出產手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出產手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出產手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收スル

第五十九條ノ二　被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師竝ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第二項及第三項、第四十四條、第四十四條ノ二、第五十五條及第五十七條ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第五十九條ノ三　被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族埋葬料トシテ千圓ヲ支給ス

健康保險法の一部を改正する法律

第五十九條ノ四　被保險者ノ配偶者ガ分娩シタルトキハ被保險者ニ對シ配偶者分娩費トシテ五百圓ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ被保險者ニ對シ哺育手當金ヲ支給ス

前項ノ哺育手當金ノ支給ニ關シテハ第五十條ノ二第一項ノ規定ヲ準用ス

第五十九條ノ五　保險者ハ第五十九條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ國民健康保險ヲ行フ市町村若ハ國康健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社團法人（以下國民健康保險ノ保險者ト稱ス）ニ委託シテ家族療養費ノ支給ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保險者ハ之ニ必要ナル費用ヲ當該國民健康保險ノ保險者ニ支拂フモノトス

前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル國民健康保險ノ保險者ノ被扶養者ニ對スル家族療養費ノ支拂ニ關シテハ第五十九條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條第四項中「第一條第二項」を「第一條第一項後段」に改める。

第六十四條　保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ六月以內ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條　療養費、傷病手當金、出產手當金、埋葬料、分娩費、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分娩費及哺育手當金ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同ジ

傷病手當金、出產手當金、哺育手當金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ每月一定ノ期日ニ支給スルコトヲ得

第六十九條ノ二第二項ヲ削ル。

第六十九條ノ三　保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第七十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を「每年度遡算ノ範圍內ニ於テ」に改める。

第七十條ノ二　健康保險組合ニ對シ交付スル國庫負擔金ハ各健康保險組合ニ於ケル被保險者數ヲ基準トシテ厚生大臣之ヲ算定ス

前項ノ國庫負擔金ニ付テハ精算拂ヲ爲スコトヲ得

第七十一條第二項を次のように改める。

保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ

第七十一條ノ二　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル月ヨリ之ヲ算定ス

前項ノ場合ニ於テ各月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル

第七十一條ノ三　前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保險者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル月ノ翌月以後、同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保險料ヲ徵收セズ但シ被保險者ガ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條ノ四　政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ四十トス

厚生大臣ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足ヲ生ジタルトキ又ハ剩餘ヲ生ジタルトキハ健康保險委員會ノ意見ヲ聽キ千分ノ三十六乃至千分ノ四十四ノ範圍內ニ於テ保險料率ヲ變更スルコトヲ得

健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ千分ノ三十乃至千分ノ八十ノ範圍內ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

前項ノ保險料率ノ決定ハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第七十三條　削除

第七十四條　削除

第七十五條中「若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル政令」を削る。

第七十五條ノ二　健康保險組合ノ組合員タル被保險者ノ負擔スベキ保險料額ガ一月ニ付標準報酬月額ノ千分ノ二十五ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十六條　削除

健康保險法の一部を改正する法律

二　被保險者ノ使用セラルル事業所ガ廢止セラレタルトキ
三　強制執行ヲ受クルトキ
四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ
五　競賣ノ開始アリタルトキ
六　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

「第六章　審査ノ請求、訴願及訴訟」ヲ「第六章　審査ノ請求及訴訟」ニ改める。

第八十條第一項中「社會保險審査會」を「健康保險審査會」に改める。

第八十條ノ二を削る。

第八十一條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第八十一條ノ二　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第八十二條　健康保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第八十三條　健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委囑ス

第八十三條ノ二　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八十三條ノ三　健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第八十三條ノ四　健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第八十三條ノ五　健康保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第八十三條ノ六　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域又ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事若ハ健康保險組合又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第八十三條ノ七　保險審査官又ハ健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ八　保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ九　保險審査官又ハ健康保險審査會ノ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第八十三條ノ十　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第八十三條ノ十一　保險審査官又ハ健康保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ十二　保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第八十三條ノ十三　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第八十四條　削除

第八十四條ノ二　第八十條及第八十一條ニ關スル訴ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第八十五條　保險審査官、健康保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第八十六條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ健保保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十六條ノ二　保險審査官及健康保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十八條ノ三中「第八十條ノ二」を「第八十三條ノ九第一項」に改める。

附則

1　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第七十條及び第七十條ノ二の改正規定は、昭和二十三年度分から、これを適用する。

2　この法律施行前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續き被保險者の資格を有する者で、健康保險法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第三條に規定する標準報酬の等級の第十七級に該當するものについては、この法律施行の日に被保險者の資格を取得したるものとみなして第三條第三項の改正規定を適用する。

3　この法律施行の際、現に存する保險審査官、社會保險審査會及びその職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存續するものとする。

參照

○健康保險法（大正十一年四月二十二日法律第七十號）

第一條　健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第二條（第一項）　本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者ガ勞務ノ對償トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準スヘキモノヲ謂フ

（第二項）賃金、給料又ハ俸給ニ準スヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條（第二項）　標準報酬ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條　健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第十一條（第一項）　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ保險者ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

（第二項）前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料及延滯金ヲ徵收ス

第十二條　國、都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付政令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得

第十三條　左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一　左ニ揭グル事業所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

(イ)　物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業
(ロ)　鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業
(ハ)　電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業
(ニ)　貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業
(ホ)　貨物積卸ノ事業
(ヘ)　物ノ販賣ノ事業
(ト)　金融又ハ保險ノ事業
(チ)　物ノ保管又ハ賃貸ノ事業
(リ)　媒介周旋ノ事業
(ヌ)　集金、案內又ハ廣告ノ事業
(ル)　其ノ他政令ヲ以テ指定スル事業

二　法人又ハ命令ヲ以テ定ムル團體ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第二十條　第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上被保險者タリシモノハ政令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第四十二條ノ二（第四項）　主務大臣ハ健康保險組合ニ對シ←健康保險組合聯合會ニ加入スルコトヲ命ズルコトヲ得

第四十三條ノ二（第二項）　前項ノ場合ニ於テ保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ給付ヲ受クル者ヲシテ一部負擔金ヲ支拂ハシムルコトヲ得

第四十三條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ政令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ズ

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第四十四條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條　被保險者カ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ日ヨリ起算シ第四日ヨリ勞務ニ服スルコト能ハザリシ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第四十六條　病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條（第二項）　主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ繼續シテ傷病手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

第四十九條（第一項）　被保險者カ死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシテ被保險者ノ報酬月額ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タサルトキハ政令ヲ以テ定ムル額ヲ支給ス

第五十條　被保險者者分娩シタルトキハ分娩費トシテ政令ヲ以テ定ムル額ヲ、出產手當金トシテ分娩ノ前後政令ヲ以テ定ムル期間一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條（第二項）　產院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出產手當金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第五十二條　分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ政令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコトヲ定ム

健康保險法の一部を改正する法律

ルコトヲ得

第五十五條　被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ政令ヲ以テ定ムル期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第五十七條　被保險者タリシ者被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後政令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第五十七條ノ二　前三條ノ規定ニ拘ラス被保險者タリシ者船員保險ノ被保險者又ハ政令ヲ以テ定ムル者ト爲リタルトキハ保險給付ヲ爲サス

第五十七條ノ三　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ政令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

第五十八條　疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコトヲ得ヘキ者ニ對シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ受クルコトヲ得ヘキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セス

第五十九條　前條ニ揭クル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受クルコト能ハサリシトキハ保險者ハ之ニ對シ政令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給ス

前項ノ規定ニ係リ保險者ニ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徵收ス

第五十九條ノ二　第一條第二項ノ保險給付ニ關シ其ノ種類、範圍、其ノ他必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條（第四項）　保險者ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者第一項各號ノ一ニ該當スル場合ト雖モ第一條第二項ノ保險給付ヲ爲スコトヲ妨ケズ

第六十四條　保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケムトシタル者ニ對シ政令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第六十六條　保險給付ノ支給期日ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條ノ二（第二項）　第五十五條ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ニ之ヲ準用ス

第六十九條ノ三　保險者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第七十條　國庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ健康保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負擔ス

第七十一條（第二項）　保險料ノ算定ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十三條　業務ノ性質上事故多キ事業ニ使用セラルル被保險者又ハ小額ノ報酬ヲ受クル被保險者ニ關スル保險料ニ付テハ政令ヲ以テ事業上ノ負擔スベキ割合ヲ增加スルコトヲ得

第七十四條　被保險者ノ負擔スベキ保險料額ハ一月ニ付報酬月額ノ百分ノ三ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ被保險者タル資格ヲ喪失シタル月ニ於テ被保險者タル資格ヲ取得シタル者及第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ規定スル制限ヲ超エテ保險料ヲ徵收スルコトヲ要スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十五條　健康保險組合ハ第七十二條若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ竀スル政令ノ規定ニ拘ラス其ノ規約ヲ以テ事業主ノ負擔スベキ保險料額ノ負擔ノ割合ヲ增加スルコトヲ得

第七十六條　被保險者第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ期間保險料ヲ徵收セス

第七十八條　事業主ハ政令ノ定ムル所ニ依リ納付スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フヘキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第七十九條　保險料ノ納付期日ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六章　審査ノ請求、訴願及訴訟

第八十條（第一項）　保險給付ノ決定ニ不服アル者ハ保險審査官ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第八十條ノ二　保險審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ之ヲ審査スルコトヲ得

保險審査官ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シタル當該官吏員ニ對シ質問ヲ爲シ、事業主若ハ保險給付ヲ受クベキ者ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命シ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

第八十一條　保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ノ賦課又ハ徵收ノ處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第八十二條　前條ノ規定ニ依ル訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第八十三條　社會保險審査會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者、事業主ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委囑ス

第八十三條ノ二　本章ニ規定スルモノノ外保險審査官及社會保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十四條　第十一條ノ二ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第八十四條ノ二　第八十一條及前條ノ規定ニ依ル訴願ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第八十五條　社會保險審査會ハ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得

證據調ハ所要ノ事務ヲ取扱フベキ地ノ地方裁判所又ハ簡易裁判所ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

證據調ニ關シテハ民事訴訟法ノ證據調ニ關スル規定及民事訴訟費用法第九條及第十一條乃至第十三條ノ規定ヲ準用ス但シ社會保險審査會ノ爲ス證據調ニ關シテハ過料ニ處シ又ハ拘引ヲ命ズルコトヲ得ズ

第八十六條　審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ

此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定

ニ付テハ民事訴訟法百五十八條二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十八條ノ三　第八十條ノ二ノ規定ニ依ル保險審査官ノ請求アリタル場合ニ於テ正當ノ理由ナクシテ報告ヲ爲サス、虚僞ノ報告ヲ爲シ又ハ文書ノ提示ヲ拒ミタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

○健康保險法施行令（大正十五年六月三十日勅令第二百四十三號）

第三條　健康保險法第三條第一項ノ標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

（省略）

○厚生年金保險法等の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日法律第百二十七號）

法律第百二十七號

厚生年金保險法等の一部を改正する法律

第一條　厚生年金保險法（昭和十六年法律第六十號）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第三條第一項中「又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」を「、俸給、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

報酬ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノモノナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ其ノ地方ノ時價ニ依リ行政廳之ヲ定ム

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三千九百圓	未滿
第二級	三千九百圓	以上
第三級	四千四百圓	未滿
第四級	四千四百圓	以上
第五級	四千九百圓	未滿
第六級	四千九百圓	以上
第七級	五千五百圓	未滿
第八級	五千五百圓	以上
第九級	六千圓	未滿
第十級	六千圓	以上
第十一級	六千六百圓	未滿
第十二級	六千六百圓	以上
第十三級	七千二百圓	未滿
第十四級	七千二百圓	以上
第十五級	七千八百圓	未滿
第十六級	七千八百圓	以上
第十七級	八千四百圓	未滿
第十八級	八千四百圓	以上
第十九級	九千六百圓	未滿
第二十級	九千六百圓	以上
第二十一級	一萬千圓	未滿
第二十二級	一萬千圓	以上
第二十三級	一萬二千圓	未滿
第二十四級	一萬二千圓	以上
第二十五級	一萬三千圓	未滿
第二十六級	一萬三千圓	以上
第二十七級	一萬四千圓	未滿
第二十八級	一萬四千圓	以上
第二十九級	一萬五千圓	未滿
第三十級	一萬五千圓	以上
第三十一級	一萬六千圓	未滿
第三十二級	一萬六千圓	以上
第三十三級	一萬七千圓	未滿
第三十四級	一萬七千圓	以上
第三十五級	一萬八千圓	未滿
第三十六級	一萬八千圓	以上
第三十七級	一萬九千圓	未滿
第三十八級	一萬九千圓	以上
第三十九級	二萬千圓	未滿
第四十級	二萬千圓	以上
第四十一級	二萬二千圓	未滿
第四十二級	二萬二千圓	以上
第四十三級	二萬三千圓	未滿
第四十四級	二萬三千圓	以上
第四十五級	二萬四千圓	未滿
第四十六級	二萬四千圓	以上
第四十七級	二萬五千圓	未滿
第四十八級	二萬五千圓	以上
第四十九級	二萬六千圓	未滿
第五十級	二萬六千圓	以上
第五十一級	二萬七千圓	未滿
第五十二級	二萬七千圓	以上
第五十三級	二萬八千圓	未滿
第五十四級	二萬八千圓	以上
第五十五級	二萬九千圓	未滿
第五十六級	二萬九千圓	以上
第五十七級	三萬千圓	未滿
第五十八級	三萬千圓	以上
第五十九級	三萬二千圓	未滿
第六十級	三萬二千圓	以上
第六十一級	三萬三千圓	未滿
第六十二級	三萬三千圓	以上
第六十三級	三萬四千圓	未滿
第六十四級	三萬四千圓	以上
第六十五級	三萬五千圓	未滿
第六十六級	三萬五千圓	以上
第六十七級	三萬六千圓	未滿
第六十八級	三萬六千圓	以上
第六十九級	三萬七千圓	未滿
第七十級	三萬七千圓	以上
第七十一級	三萬八千圓	未滿
第七十二級	三萬八千圓	以上
第七十三級	三萬九千圓	未滿
第七十四級	三萬九千圓	以上
第七十五級	四萬千圓	未滿
第七十六級	四萬千圓	以上
第七十七級	四萬二千圓	未滿
第七十八級	四萬二千圓	以上
第七十九級	四萬三千圓	未滿
第八十級	四萬三千圓	以上
第八十一級	四萬四千圓	未滿
第八十二級	四萬四千圓	以上
第八十三級	四萬五千圓	未滿
第八十四級	四萬五千圓	以上
第八十五級	四萬六千圓	未滿
第八十六級	四萬六千圓	以上
第八十七級	四萬七千圓	未滿
第八十八級	四萬七千圓	以上
第八十九級	四萬八千圓	未滿
第九十級	四萬八千圓	以上
第九十一級	四萬九千圓	未滿
第九十二級	四萬九千圓	以上
第九十三級	五萬千圓	未滿
第九十四級	五萬千圓	以上
第九十五級	五萬二千圓	未滿
第九十六級	五萬二千圓	以上
第九十七級	五萬三千圓	未滿
第九十八級	五萬三千圓	以上
第九十九級	五萬四千圓	未滿
第百級	五萬四千圓	以上
第百一級	五萬五千圓	未滿
第百二級	五萬五千圓	以上
第百三級	五萬六千圓	未滿
第百四級	五萬六千圓	以上
第百五級	五萬七千圓	未滿
第百六級	五萬七千圓	以上
第百七級	五萬八千圓	未滿
第百八級	五萬八千圓	以上
第百九級	五萬九千圓	未滿
第百十級	五萬九千圓	以上
第百十一級	六萬千圓	未滿
第百十二級	六萬千圓	以上
第百十三級	六萬二千圓	未滿
第百十四級	六萬二千圓	以上
第百十五級	六萬三千圓	未滿
第百十六級	六萬三千圓	以上
第百十七級	六萬四千圓	未滿
第百十八級	六萬四千圓	以上
第百十九級	六萬五千圓	未滿
第百二十級	六萬五千圓	以上
第百二十一級	六萬六千圓	未滿
第百二十二級	六萬六千圓	以上
第百二十三級	六萬七千圓	未滿
第百二十四級	六萬七千圓	以上
第百二十五級	六萬八千圓	未滿
第百二十六級	六萬八千圓	以上
第百二十七級	七萬千圓	未滿
第百二十八級	七萬千圓	以上
第百二十九級	七萬二千圓	未滿
第百三十級	七萬二千圓	以上
第百三十一級	七萬三千圓	未滿
第百三十二級	七萬三千圓	以上
第百三十三級	七萬四千圓	未滿
第百三十四級	七萬四千圓	以上
第百三十五級	七萬五千圓	未滿
第百三十六級	七萬五千圓	以上
第百三十七級	七萬六千圓	未滿
第百三十八級	七萬六千圓	以上
第百三十九級	七萬七千圓	未滿
第百四十級	七萬七千圓	以上
第百四十一級	七萬八千圓	未滿
第百四十二級	七萬八千圓	以上
第百四十三級	七萬九千圓	未滿
第百四十四級	七萬九千圓	以上
第百四十五級	八萬千圓	未滿
第百四十六級	八萬千圓	以上
第百四十七級	八萬二千圓	未滿
第百四十八級	八萬二千圓	以上
第百四十九級	八萬三千圓	未滿
第百五十級	八萬三千圓	以上
第百五十一級	八萬四千圓	未滿
第百五十二級	八萬四千圓	以上
第百五十三級	八萬五千圓	未滿
第百五十四級	八萬五千圓	以上
第百五十五級	八萬六千圓	未滿
第百五十六級	八萬六千圓	以上
第百五十七級	八萬七千圓	未滿
第百五十八級	八萬七千圓	以上
第百五十九級	八萬八千圓	未滿
第百六十級	八萬八千圓	以上
第百六十一級	八萬九千圓	未滿
第百六十二級	八萬九千圓	以上
第百六十三級	九萬千圓	未滿
第百六十四級	九萬千圓	以上
第百六十五級	九萬二千圓	未滿
第百六十六級	九萬二千圓	以上
第百六十七級	九萬三千圓	未滿
第百六十八級	九萬三千圓	以上
第百六十九級	九萬四千圓	未滿
第百七十級	九萬四千圓	以上
第百七十一級	九萬五千圓	未滿
第百七十二級	九萬五千圓	以上
第百七十三級	九萬六千圓	未滿
第百七十四級	九萬六千圓	以上
第百七十五級	九萬七千圓	未滿
第百七十六級	九萬七千圓	以上
第百七十七級	九萬八千圓	未滿
第百七十八級	九萬八千圓	以上
第百七十九級	九萬九千圓	未滿
第百八十級	九萬九千圓	以上
第百八十一級	十萬千圓	未滿
第百八十二級	十萬千圓	以上
第百八十三級	十萬二千圓	未滿
第百八十四級	十萬二千圓	以上
第百八十五級	十萬三千圓	未滿
第百八十六級	十萬三千圓	以上
第百八十七級	十萬四千圓	未滿
第百八十八級	十萬四千圓	以上
第百八十九級	十萬五千圓	未滿
第百九十級	十萬五千圓	以上
第百九十一級	十萬六千圓	未滿
第百九十二級	十萬六千圓	以上
第百九十三級	十萬七千圓	未滿
第百九十四級	十萬七千圓	以上
第百九十五級	十萬八千圓	未滿
第百九十六級	十萬八千圓	以上
第百九十七級	十萬九千圓	未滿
第百九十八級	十萬九千圓	以上
第百九十九級	十一萬千圓	未滿
第二百級	十一萬千圓	以上

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ハ被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ增減アリタル日ノ現在ニ依リ之ヲ變更ス

前項ノ規定ニ依ル標準報酬ノ變更ハ報酬ニ增減アリタル日ノ屬スル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ之ヲ爲ス

第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ハ引續キ從前ノモノニ依ル但シ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬ヲ減額ス

第五項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二　日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三　前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ增減アリタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同樣ノ業務ニ從事シ同樣ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五　同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ同項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「、養老年金、障害年金、遺族年金、脫退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十七條若ハ第五十一條ノ規定ニ依リ一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」ヲ削る。

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ

前項ノ規定ニ依ル督促ハ納付義務者ガ健康保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促ヲ受クル者ナルトキハ同法同條ノ規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發スルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス但シ前項ノ規定ニ依ル督促狀ヲ發シタルトキハ督促手數料ハ

厚生年金保險法等の一部を改正する法律

之ヲ徴收セズ

第十一條ノ二　前條第一項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ保險料額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ保險料完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徴收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ保險料額百圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徴收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

延滯金ハ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ保險料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ之ヲ徴收セズ

第十四條　削除

第十五條　削除

第十六條本文中「事業所」を「事業所（事務所ヲ含ム）」に改め、同條但書を削り、同條第一号(ト)中「物ノ販賣」の下に「又ハ配給」を加え、同條第二号を次のように改める。

國又ハ法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ三第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改め、同條を第十六條ノ四とする。

第十六條ノ二第一項中「前條」を「第十六條」に改め、同條を第十六條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第十六條ノ二　前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トセズ

一　國、地方公共團體又ハ法人ニ使用セラルル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(イ)　恩給法ノ適用ヲ受クルモノ

(ロ)　法律ニ依リ組織セラレタル共濟組合ノ組合員

(ハ)　吏員

(ニ)　都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事務所ニ使用セラルル者

(ホ)　都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニシテ前條第一號(ト)乃至(ル)ニ揭グルモノノ事業所ニ使用セラルル者

二　船員保險ノ被保險者

三　臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ揭グルモノ但シ(イ)ニ揭グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ(ロ)ニ揭グル者ニシテ一月ヲ超エテ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

(イ)　二月以內ノ期間ヲ定メテ使用セラルル者

(ロ)　日日雇入レラルル者

四　事業所所在地ノ一定セザル事業所ニ使用セラルル者

五　季節的業務ニ使用セラルル者但シ繼續シテ四月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六　臨時的事業ノ事業所ニ使用セラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超エ使用セラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

七　生命保險會社ニ使用セラレ保險契約者ノ募集勸誘ニ從事スル者ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザルモノ

第十七條第一項中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に、同條第二項中「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第十八條中「第十六條ノ二」を「第十六條ノ三」に改める。

第十九條及び第二十條中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に、「第十六條但書」を「第十六條ノ二」に改める。

第二十條ノ二第一項中「第十六條ノ三」を「第十六條ノ四」に改める。

第二十二條第一項中「ハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以內ニ申請ヲ爲ストキハ其ノ者ハ」に改め、同條第二項を次のように改める。

前項ノ期限ヲ經過シタル後ノ申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ申請ハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ヲ滯納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第一項ノ規定ニ依ル被保險者ガ初テ納付スベキ保險料ヲ滯納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキハ其ノ申請ハ之ヲ受理スルコトヲ得ザルトキ

第二十三條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ニ揭グル場合ノ一ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（第三號ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

一　死亡シタルトキ

二　第十六條、第十六條ノ四及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ

三　第十六條、第十六條ノ四又ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

四　被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

五　保險料（初テ納付スベキ保險料ヲ除ク）ヲ滯納シ第十一條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

第三章中「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「報酬月額」を「標準報酬月額」に改める。

第二十四條第四項中「差額」を「一時金」に改める。

第二十五條中「前條」を「前條及第二十五條ノ二」に、「同條ノ規定ニ依リ計算シタル期間」を「前條及第二十五條ノ二ノ規定ニ依リ計算シタル期間」に、「實期間ハ同條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス」を「實期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ」に改める。

第二十五條ノ二　第二十四條第一項、第三項及第四項ノ規定ハ抗內夫タル被保險者ガ抗內夫タル被保險者以外ノ被保險者ト爲リ之ヲ爲スモノトス

タル場合又ハ坑内夫タル被保險者以外ノ被保險者ガ坑内夫タル被保險者ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ルヲ含ム以下同ジ）、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ當該被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第一項ノ規定ニ拘ラズ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歲以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歲未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ之ヲ遺族トセズ但シ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者ハ此ノ限リニ在ラズ

第二十六條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ前條第一項ニ揭グル順位ニ依ル

父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者ガ後順位者タルベキ者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タルベキ者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ハ其ノトキヨリ之ヲ適用ス

第二十六條ノ三　第三十三條、第三十四條、第三十八條又ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

前項ノ一時金ヲ受クベキ遺族ノ順位ハ同項ニ揭グル順位ニ依ル

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ四　前條第一項ノ規定ニ該當スル遺族ナキ場合ニ於テ同條同項ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ其ノ者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十六條ノ五　第二十六條第一項第三項及第二十六條ノ二ノ規定ハ第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金又ハ第三十九條若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二十六條第一項及第三項ニ規定スル遺族ノ範圍ニ屬スル遺族ナキ場合ニ於テハ第二十六條ノ三及前條ノ規定ハ同項ノ支給金又ハ一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

第二十六條ノ六　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十六歲未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歲以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時十六歲未滿ノ子

五　前各號ニ揭グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ每年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給シ但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十六歲未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歲以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時十六歲未滿ノ子

五　前各號ニ揭グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ每年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給シ但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給

者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル十六歲未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歲以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時十六歲未滿ノ子

五　前各號ニ揭グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ每年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給シ但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テノ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第三十三條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金」を「既ニ支給ヲ受ケタル養老年金及障害年金」に改める。

第三十四條第一項中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に改め、同項に次の但書を加える。

但シ既ニ支給ヲ受ケタル障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十六條第一項中「政令ノ定ムル期間內」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル日（健康保險ノ被保險者ニ在リテハ健康保險法ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケタル日）ヨリ起算シ二年以內」ニ、「政令ノ定ムル程度」を「別表第一ニ定ムル程度」ニ、「又ハ一時金」を「別表第三ニ定ムル程度ノ癈疾ノ狀態ニ在ル者ニハ一時金」に改める。

第三十七條第一項を次のように改める。

障害年金又ハ障害手當金ノ額ハ平均標準報酬月額ニ別表第三ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第三十七條ノ二　別表第一ニ定ム癈疾ノ程度一級ニ該當スルニ因リ障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子ニシテ左ノ各號ノ一ニ

該當スルモノ在ルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歳未滿ノ子

二　障害年金ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第三十八條中「死亡シタル際」の下に「（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」を加え、「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に改める。

第三十九條第三項中「前項」を「第一項」に改め、同條同項中「死亡シタル場合」の下に「又ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合」を加える。

第四十條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

一　年金ノ額ガ異ナルトキハ其ノ額ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ノ額ト障害年金ノ額ガ同ジトキハ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十五條第一項又ハ第三十六條第一項但書前段若ハ第四十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキ又ハ障害年金ノ支給ヲ受ケザルニ至リタルトキハ爾後前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「死亡シタル際（其ノ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」ヲ「左ノ各號ノ一ニ、「ヨリタルトキハ」を「至リタルトキハ其ノ者ハ」に、「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一　死亡シタルトキ

二　婚姻（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子緣組（屆出ヲ爲サザルモ事實上養子緣組ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三　子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ十六歳ニ達シタルトキ

四　不具變疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ヲ受クル者ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第四十六條ノ二第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者又ハ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、「當該順位者」ヲ「同順位者又ハ次順位者」に改める。

第四十七條中「遺族年金ノ支給」を「遺族年金」に、「場合」を「際（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）」に、「後順位者」を「者」に改める。

第五節を第六節とし、以下第七節まで一節ずつ繰下げ、第四十七條の次に左の一節を加える。

第五節　寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金

第四十七條ノ二　被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡シタル場合若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以內ニ死亡シタル場合又ハ別表第一ニ定ムル變疾ノ程度一級ニ該當シタルニ因リ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキトキハ其ノ期間之ヲ支給セズ

第四十四條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十七條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ノ額ハ前條ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ平均標準報酬月額ノ二月分トス

遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上在ルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ增額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス

第四十七條ノ四　第二十六條ノ六第一項第二號ニ規定スル子在ルトキハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十七條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第四十六條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十七條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第四十七條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ受ケタル障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十七條ノ二第一項ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ者ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得

ベカリシ脫退手當金ニ相當スル額トス

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十八條　被保險者タリシ期間五年以上二十年未滿ナル者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歲ヲ超エタルトキ若ハ五十歲ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス

被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡ニ因リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脫退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者、健康保險法ノ規定ニ依ル傷病手當金若ハ出產手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險法ノ規定ニ依ル失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項又ハ第二項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二若ハ第四十七條ノ七ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十九條中「別表第二」を「別表第四」に改める。

第四十九條ノ二を削る

第五十二條中「障害手當金又ハ遺族年金」を「障害手當金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に、同條第二項中「第三十九條若ハ第四十七條」を「第三十九條、第四十七條若ハ第四十七條ノ七」に、「遺族年金」を「遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金」に、「後順位者」ヲ「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條中「障害年金又ハ遺族年金」を「障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條第一項を次のように改める。

國庫ハ保險給付ノ計算ノ基礎ト爲リタル被保險者タリシ期間ニ基キ左ノ區別ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

一　被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑內夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ二

二　被保險者タリシ期間ノ全部ガ坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一

三　被保險者タリシ期間ノ一部ガ坑內夫タル被保險者トシテ使用セラレタルモノナル場合ニ於テハ其ノ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一ノ外坑內夫タル被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額ノ其ノ額ト坑內夫タル被保險者以外ノ被保險者タリシ期間ノ平均標準報酬月額ニ其ノ期間ノ月數ヲ乘ジテ得タル額トノ合算額ニ對スル割合ヲ其ノ保險給付ニ要スル費用ニ乘ジテ得タル額ノ十分ノ一

第五十八條ノ二項を削る。

第五十八條ノ二　保險料額ハ第二十四條第一項（第二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二十四條第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

保險料率ハ坑內夫タル被保險者ニ關シテハ千分ノ百二十三、其ノ他ノ男子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ九十四及女子タル被保險者ニ關シテハ千分ノ五十五トス

第六十條ノ二　每月ノ保險料ハ翌月末日（第二十二條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ月ノ十日）迄ニ之ヲ納付スベシ

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　被保險者ノ使用セラルル事業所ガ廢止セラレタルトキ

三　強制執行ヲ受クルトキ

四　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

五　競賣ノ開始アリタルトキ

六　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

第六十一條　事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ前月分及其ノ月分ノ保險料）ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ前項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作成シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

「第五章　審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十二條第一項中「社會保險審査會」を「厚生年金保險審査會」に改める。

第六十三條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「厚生年金保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十四條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條　厚生年金保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ二　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第六十五條ノ三　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ四　厚生年金保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ五　厚生年金保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ六　厚生年金保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ七　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且ツ其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ八　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ九　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、厚生年金保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十一　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ請求ガ出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十二　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ厚生年金保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十四　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十五條ノ十五　保險審査官、厚生年金保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十六條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ厚生年金保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條ノ二　保險審査官及厚生年金保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十二條　昭和十七年六月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ昭和十九年法律第二十一號（勞働者年金保險法中改正法律）ニ依ル改正前ノ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歲（坑內夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歲）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十九條ノ規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超エルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第一から別表三までを次のように改める。

別表第一

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

變疾ノ程度	級	變疾ノ狀態
番號		
一	一	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ 一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
二	二	咀嚼ノ機能ヲ變シタルモノ 言語ノ機能ヲ變シタルモノ 十指ヲ失ヒタルモノ 前各號ニ掲グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ勞働能力ヲ喪失シタルモノ
三	三	
四		
五		
六		
一	二	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ 鼓膜ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ 咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
二		
三		

級									
一一	一〇	九	八	七	六	五	四		
長官狀骨ニ假關節ヲ殘スモノ	一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ	一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ	一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ三關節ノ用ヲ廢シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ		

別表第二

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

番號	變疾ノ狀態
一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ又ハ兩眼ニ半盲症、視野狹窄若ハ視野變狀ヲ殘スモノ
三	上顎骨ノ中等度ノ缺損其ノ他因リ兩耳ノ聽力四〇糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ又ハ顎膜ノ大部分ノ缺損其ノ他因リ一耳ノ聽力耳殼ニ接セザレバ大聲ヲ解シ得ザル程度以上ノモノ
四	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ障害ヲ殘スモノ
五	鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六	脊柱ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
七	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
九	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
一〇	一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一一	前各號ニ揭グルモノノ外精神、身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ勞働能力ニ高度ノ制限ヲ有スルモノ

別表第三

障害年金	變疾ノ程度	月數
一級		五月
二級		四
障害手當金		一〇

別表第三の次に次の二表を加える。

別表第四

被保險者タリシ期間	日數
六月以上	一五日
一年以上	三〇
二年以上	五〇
三年以上	七〇

別表第五

被保險者タリシ期間	勞働者年金保險法中保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ强制被保險者トシテ使用セラレタル期間	年金
五年以上八年以上		一二〇
八年以上一一年以上		一三〇
一一年以上一四年以上		一四〇
一四年以上一七年以上		一五〇
一七年以上		一六〇
一八年以上		一七〇
一九年以上		一八〇
二〇年以上		一九〇
二一年以上		二〇〇
二二年以上		二一〇
二三年以上		二二〇
二四年以上		二三〇
二五年以上		二四〇
二六年以上		二五〇
二七年以上		二六〇
二八年以上		二七〇
二九年以上		二八〇
三〇年以上		二九〇
三一年以上		三〇〇
三二年以上		三一〇
三三年以上		三二〇
三四年以上		三三〇
三五年以上		三四〇
三六年以上		三五〇
三七年以上		三六〇
三八年以上		三七〇
三九年以上		三八〇
四〇年以上		三九〇
四一年以上		四〇〇
四二年以上		四一〇
四三年以上		四二〇
四四年以上		四三〇
四五年以上		四四〇
四六年以上		四五〇
四七年以上		四六〇
四八年以上		四七〇
四九年以上		四八〇
五〇年以上		四九〇
五一年以上		五〇〇
五二年以上		五一〇

第二條　勞働者年金保險法中改正法律（昭和十九年法律第二十一号）附則の一部を次のように改正する。

第四條　第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者（從前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク）ニシテ昭

和十九年十月一日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歲（坑內夫タル被保險者ニ在リテハ四十五歲）ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ平均標準報酬日額ニ別表第五ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第三十一條第一項後段又ハ第四十七條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五號）附則の一部を次のように改正する。

第七條中「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に改め、第四十九條ノ二」を削る。

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二條　この法律施行の日前に被保險者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き續いて被保險者の資格のある者の標準報酬については、その者が同日において被保險者の資格を取得したものとみなして、これを算定する。

第三條　厚生年金保險法第三十七條の改正規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、被保險者又は被保險者であつた者が疾病となつた場合において、その疾病の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三日間（継続して被保險者であつた期間が三月未滿であるときは、其の期間。以下同じ。）の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この標準報酬月額より、その疾病となつた日又はその疾病前においてその疾病となつた者が被保險者の資格を喪失した場合にあつてはその喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額）が多額なときは、その標準報酬月額とする。

第四條　厚生年金保險法第四十七條の三第一項の規定による平均標準報酬月額は、当分の間、同條同項の規定にかかわらず、その平均標準報酬月額より、左の各号の一に掲げる標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額とする。

一　同法第四十七條ノ二第一項の規定による被保險者又は被保險者であつた者が死亡した場合にあつては、その死亡の原因となつた疾病又は負傷の発した日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額（この額より、その被保險者の資格喪失の日の属する月前三月間の標準報酬月額を平均した標準報酬月額が多額なときは、その標準報酬月額）。

二　同法第四十七條ノ二第一項の規定による障害年金を受ける者

が死亡した場合にあつては、障害年金の額の計算の基礎となつた標準報酬月額。

第五條　この法律施行の日において、業務上の事由に因る障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五號）附則第四條若しくは附則第五條又は厚生年金保險法第三十七條第一項の改正規定にかかわらず、從前の障害年金の額の五倍に相当する額とする。

2　厚生年金保險法施行令（昭和十六年勅令第千二百五十号）別表第一の定による變疾の程度一級（労働者年金保險法施行令中改正ノ件（昭和十九年勅令第三百六十三号）別表第一の定による變疾の程度第一級から第三級までを含む。）に該当したことによつて障害年金を受ける者の配偶者又は子であつて、左の各号の一に該当するものがあるときは、その配偶者又は子一人について二千四百円をその障害年金の金額に加給する。

一　障害年金を受ける者が變疾になつた当時その者によつて生計を維持していた配偶者又は十六才未滿の子

二　障害年金を受ける者が變疾になつた当時より引き続いて不具變疾のため労働能力のない配偶者又は子

第六條　この法律施行の日において、遺族年金を受ける権利のある者に支給する遺族年金の額は、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から附則第六條までの規定による年金の額の五倍に相当する額とする。

2　前項の遺族年金の額は、遺族年金を受けることのできる遺族たる子が二人以上あるときは、その子の中一人を除いた子一人について二千四百円を増額した額とする。

第七條　前條第一項の規定により、被保險者又は被保險者であつた者の配偶者に遺族年金を支給する場合においては、その者に遺族年金を受けることのできる遺族たる子があるときは、その子一人について二千四百円を加給する。

第八條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條の規定によつて、障害年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、附則第五條の規定を準用する。

第九條　この法律施行の日の翌日以後において、健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第五條又は附則第六條の規定によつて、遺族年金を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する遺族年金の額の算定については、附則第六條の規定を準用する。

第十條　健康保險法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條から第六條までの規定によつて遺族年金を受ける者に対しては、厚生年金保險法第四十七條ノ二第一項の規定による年金は、これを支給しない。

第十一條　厚生年金保險法第五十八條ノ二第二項の規定による保險

料率は、当分の間、これを坑内夫である被保險者に関しては千分の三十五、その他の男子である被保險者に関しては千分の三十及び女子である被保險者に関しては千分の三十とする。

第十二條　厚生年金保險法第四條の改正規定及び第四條の二の規定にかかわらず、養老年金の額（同法第四十五條の規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、前條に規定する期間の標準報酬月額は、これを三百円とする。

第十三條　この法律施行の日において、現に存する保險審査官、社会保險審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第十四條　厚生年金保險法第五十七條第一項の改正規定は、附則第五條又は附則第六條（附則第八條又は附則第九條の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金又は遺族年金のその増額せられる部分については、これを適用しない。

参照

○厚生年金保險法（昭和十六年三月十一日法律第六十号）

第三條（第一項）　本法ニ於テ報酬ト稱スルハ事業ニ使用セラルル者ガ勞務ノ對償トシテ受クル賃金、給料又ハ俸給及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

第三條（第二項）　賃金又ハ給料ニ準ズベキモノノ範圍及評價ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條（第一項）　標準報酬ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　保險料其ノ他本法ニ依ル徴收金ヲ徴收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及障害手當金ヲ受クル權利ハ二年ヲ經過シタルトキ、養老年金、障害年金、遺族年金、脫退手當金又ハ第三十三條、第三十四條、第三十八條、第四十九條若ハ第五十一條ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第十一條（第二項）　前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料及延滯金ヲ徴收ス

第十四條　國ノ事業ニ使用セラルル者及使用セラレタル者並ニ都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條　本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第十六條　左ノ各號ノ一ニ該當スル事業所ニ使用セラルル者ハ厚生年金保險ノ被保險者トス

同條（但書）　但シ船員保險被保險者及勅令ヲ以テ指定スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

同條第一號(ト)　物ノ販賣ノ事業←

同條（第二號）　法人ノ事務所ニシテ常時五人以上ノ從業員ヲ使用スルモノ

第十六條ノ二（第一項）　前條ニ規定スル事業所以外ノ事業所ノ事業主ハ行政廳ノ認可ヲ受ケ其ノ事業所ニ使用セラルル者ヲ包括シテ厚生年金保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

第十六條ノ三（第二項）　第十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條（第一項）　第十六條ニ規定スル事業所又ハ第十六條ノ二ノ認可アリタル事業所以外ノ事業所ニ使用セラルル者ハ行政廳ノ認可ヲ受ケ厚生年金保險ノ被保險者ト爲スコトヲ得

同條（第二項）　第十六條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十八條　第十六條ノ事業所ガ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ其ノ事業所ニ付第十六條ノ二ノ認可アリタルモノト看做ス

第十九條　第十六條及第十八條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ事務所ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十六條但書若ハ第十六條ノ三第二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタル日、第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同條ノ認可アリタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

第二十條　第十六條、第十六條ノ三及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ事業所ニ使用セラレザルニ至リタル日又ハ第十六條但書、第十六條ノ三第二項若ハ第十七條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日（其ノ事實アリタル日更ニ前條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日）ヨリ資格ヲ喪失ス

第二十條ノ二（第一項）　第十六條ノ二ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ行政廳ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

第二十二條（第一項）　被保險者タリシ期間十年以上二十年未滿ナル者ガ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

同條（第二項）　前項ノ規定ニ依ル被保險者ニ對シテハ同項ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタル日以後ニ新シク發シタル疾病又ハ負傷ニ因ル疾病ニ關シテハ保險給付ヲ爲サズ

第二十三條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ第十六條、第十六條ノ三及第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ二十年ニ達シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條（第四項）　前項但書ノ規定ハ第五十一條ノ規定ニ依リ差額ノ支給ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十五條　鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ使用セラルル被保險者ニシテ常時坑内作業ニ從事スルモノ（以下坑内夫タル被保險者ト稱ス）ノ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ付被保險者タリシ期間ヲ計算スル場合ニ於テハ其ノ實期間ニ付前條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ニ三分ノ四ヲ乘ジテ之ヲ計算ス但シ坑内夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期

間ニ付同條ノ規定ニ依リ計算シタル期間ガ十五年ヲ超エル場合ニ於テハ十五年ヲ超エル部分ノ實期間ハ同條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

第二十六條　遺族年金、第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金又ハ第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條　養老年金、障害年金及遺族年金支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル日ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第三十三條　養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十四條(第一項)　被保險者タリシ期間二十年以上ナル者(第三十一條第一項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同ジ)ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額(勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第三號ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受クル者ナルトキハ障害年金ハ勞働基準法第八十二條若ハ勞働者災害補償保險法第十六條ノ規定ニ依ル期間之ヲ支給セズ又ハ障害手當金ハ之ヲ支給セズ

第三十七條(第一項)　障害年金又ハ障害手當金ノ額ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ變疾ト爲リタル場合ニ於テ其ノ變疾ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ發シタル日ノ屬スル月前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未滿ナルトキハ其ノ期間)ノ報酬月額ヲ平均シタル報酬月額(此ノ額ガ平均報酬月額ヨリ少額ナルトキハ平均報酬月額)ニ別表第一ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第三十八條　被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受ケタル權利ヲ有スルモノガ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナルトキハ被保險者タリシ者ノ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額(勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第三號ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受クル權利ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ障害年金ノ額ノ計算ノ基礎ト爲リタル報酬月額ノ十月分ニ相當スル金額ニ

ノ定ムル程度ノ變疾ノ狀態ニ在リル者ニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害年金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ障害手當金ヲ支給ス但シ其ノ者ガ勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第三號ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受クル者ナルトキハ障害年金ハ勞働基準法第八十二條若ハ勞働者災害補償保險法第十六條ノ規定ニ依ル期間之ヲ支給セズ又ハ障害手當金ハ之ヲ支給セズ

第三十七條(第一項)　障害年金又ハ障害手當金ノ額ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ變疾ト爲リタル場合ニ於テ其ノ變疾ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ發シタル日ノ屬スル月前三月間(繼續シテ被保險者タリシ期間三月未滿ナルトキハ其ノ期間)ノ報酬月額ヲ平均シタル報酬月額(此ノ額ガ平均報酬月額ヨリ少額ナルトキハ平均報酬月額)ニ別表第一ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第三十八條　被保險者タリシ期間二十年以上ナル者ニシテ障害年金ノ支給ヲ受ケタル權利ヲ有スルモノガ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナルトキハ被保險者タリシ者ノ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額(勞働基準法第七十七條ノ規定ニ依ル障害補償又ハ勞働者災害補償保險法第十二條第三號ノ規定ニ依ル保險給付ヲ受クル權利ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ障害年金ノ支給ヲ受クル權利ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ障害年金ノ額ノ計算ノ基礎ト爲リタル報酬月額ノ十月分ニ相當スル金額ニ

滿タザルトキハ其ノ金額)ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ障害年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第三十九條(第三項)　前項ノ規定ハ第三十一條第二項後段ノ規定ニ該當スル者ガ死亡シタル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第四十條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金アリテハ其ノ障害年金ノ額ノ計算ノ基礎トナリタル報酬月額ノ十月分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ金額)ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス但シ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金又ハ遺族年金アルトキハ其ノ金額)ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十一條　養老年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テ既ニ支給ヲ受ケタル養老年金ノ總額ガ養老年金ノ五年分ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十二條(第一項)　被保險者タリシ期間二十年以上ナル者(第四十一條第一項後段ノ規定ニ該當スル者ヲ含ム以下同ジ)ガ養老年金ノ支給ヲ受クルコトナクシテ死亡シタル際ニ其ノ者ノ死亡ニ關シ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ者ナキ場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ養老年金ノ六年分ニ相當スル金額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

第四十三條　被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス

前項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第一項ノ規定ハ第三十一條第一項後段ノ規定ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第四十四條　脫退手當金ノ額ハ平均報酬月額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表第二ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均報酬月額ノ二十二月分ニ相當スル金額ヲ超エルコトヲ得ズ

第四十五條ノ二　被保險者タリシ期間六月以上二十年未滿ナル被保險者ガ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ付支給セラルル脫退手當金ノ額ハ前條ノ規定ニ拘ラズ平均報酬月額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表第三ニ定ムル日數ヲ乘ジテ得タル金額トス

第五十二條(第一項)　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生ゼシメタルトキハ障害

年金、障害手當金又ハ遺族年金ヲ支給セズ

同條(第二項)　第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金第三十三條、第三十四條、第三十八條、第三十九條若ハ第四十七條ノ規定ニ依ル一時金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ被保險者、被保險者タリシ者、第三十條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ヲ受クル者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ヲ故意ニ死ニ至シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ支給セズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ對シテ支給ス

第五十五條　養老年金、障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及癈疾狀態ノ繼續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

第五十七條(第一項)　國庫ハ保險給付ニ要スル費用ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ坑內夫タル被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ二ヲ、其ノ他ノ被保險者タリシ期間ニ係ル費用ニ關シテハ其ノ十分ノ一ヲ負擔ス

第五十八條(第二項)　保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條(第一項)　保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ保險審査官ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ社會保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アルトキハ裁判所ニ訴ヲ提起スルコトヲ得

第六十三條　保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十一條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十四條　保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ社會保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條　(削除)

第六十六條　審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第七十二條　保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ工場、事業場若ハ事業又ハ現ニ使用セラルル工場、事業場若ハ事業ニ同日迄引續キ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレタル者ニシテ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歲(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑內作業ニ從事スル者ニシテ同日ニ於テ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歲(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑內作業ニ從事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歲)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ政令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條ノ二ノ改正規定、第三十九條ノ二ノ規定、第四十四條第三號ノ改正規定又ハ第四十九條ノ二若ハ第五十一條ノ三第一項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二項後段、第三十九條ノ二、第四十四條第三號又ハ第四十九條ノ二ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ脫退手當金ノ支給ヲ受クル者ニハ第四十九條ノ三ノ規定ニ依ル脫退手當金ヲ支給セズ

保險給付及費用ノ負擔ニ關スル規定施行ノ日ニ於テ五十歲(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑內作業ニ從事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歲)ヲ超エ第十六條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ第四十八條ノ規定ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ脫退手當金ヲ支給スルコトヲ得但シ第一項若ハ第四十九條ノ三ノ規定ニ依ル脫退手當金、第三十一條ノ二ノ規定ニ依ル一時金又ハ第四十四條第三號ノ規定ニ依ル遺族年金ノ支給ヲ受クル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條但書ノ規定ハ第一項及第三項ノ場合ニ之ヲ適用セズ

但シ第二十四條ノ規定ニ依リ計算シタル期間六月未滿(第一項ノ規定ニ該當スル者ニ在リテハ一年未滿)ナル者ノ坑內夫タル被保險者トシテ使用セラレタル實期間ニ關シテハ第二十四條ノ規定ニ依リ之ヲ計算ス

(別表省略)

○勞働者年金保險法中改正法律　(昭和十九年二月十六日法律第二十一號)

附則

厚生年金保險法等の一部を改正する法律

第四條　第十六條ノ改正規定ニ依リ被保險者ト爲リタル者(從前ノ第十六條ノ規定ニ依リ被保險者タリ得ル者ヲ除ク)ニシテ保險給付ニ關スル改正規定施行ノ日ニ於テ現ニ使用セラルル事業主ノ事業所又ハ現ニ使用セラルル事業所ニ同日迄引續キ第十六條ノ改正規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル者トシテ五年以上使用セラレ同日ニ於テ同條ノ規定ニ依ル被保險者タルモノガ被保險者タリシ期間二十年未滿ニシテ五十歲(鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ノ事業場ニ同日ニ於テ常時坑內作業ニ從事スル者トシテ使用セラルル者ニ在リテハ四十五歲)ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十八條及第四十九條ノ改正規定ニ拘ラズ政令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第三十一條第二項後段ノ改正規定、第三十九條ノ二ノ規定、第四十四條第三號ノ改正規定又ハ第四十九條ノ二若ハ第五十一條ノ三第一項ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

○健康保險法の一部を改正する等の法律　(昭和二十二年四月一日法律第四十五號)

附則

第四條　厚生年金保險法による保險給付で、この法律施行の日において、現に支給を受ける權利のあるものについては、なお從前の例による。

第五條　厚生年金保險法による保險給付で、この法律施行の日前における被保險者の疾病若しくは負傷及びこれに因り発した疾

病が、厚生年金保険法第三十六條第一項若しくは從前の同法第三十九條ノ二の規定による勅令で定める期間内に治癒した日若しくは治癒せずしてその期間を經過した日又は業務上の事由に因る疾病若しくは負傷及びこれに因り發した疾病に因りその被保險者が死亡した日が、この法律施行の日以後である場合に、その者又はその者の遺族に支給するものについては、なお從前の例による。

第六條　厚生年金保險法による保險給付で、この法律施行の日以後に、前二條の規定により保險給付の支給を受ける權利のある者が死亡したことに因り、その者の遺族に支給するものについては、なお從前の例による。

第七條　この法律施行の日において、厚生年金保險法の被保險者である女子又は同法の被保險者であつた女子については、この法律施行の日以後において被保險者の資格を喪失した場合又は再び被保險者となりその資格を喪失した場合は、この法律施行の日前における期間の平均報酬日額に、被保險者であつた期間(脱退手当金の支給を受けた者については、その者の受けたすべての脱退手当金の支給の計算の基礎となつた期間を除く)に應じ左表に定める日數を乘じて得た金額に、厚生年金保險法第四十八條又は第四十九條ノ二の規定による脱退手当金を加えて、これを脱退手當金として支給する。

〇船員保險法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十日　法律第百二十八號）

法律第百二十八號

船員保險法の一部を改正する法律

船員保險法（昭和十四年法律第七十三號）の一部を次のように改正する。

「報酬月額」を「標準報酬月額」に、「報酬日額」を「標準報酬日額」に、「平均報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「平均報酬日額」を「平均標準報酬日額」に、「最終報酬月額」を、「最終標準報酬月額」に「最終報酬日額」を「最終標準報酬日額」に改める。

第一條　船員保險ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齡、癈疾、脱退又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト稱ス）ノ疾病、負傷又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者ノ直系尊屬、配偶者（届出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ竝ニ其ノ被保險者ト同一ノ世帶ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第三條第一項中「及之ニ準ズベキモノヲ謂フ」を「、手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クル手當又ハ賞與及之ニ準ズベキモノハ此ノ限ニ在ラズ」に改め、同條第二項を次のように改める。

給料ニ準ズベキモノノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ厚生大臣ノ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス

第四條第二項を次のように改める。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬 月額	標準報酬 日額	報酬月額
第一級	五百圓	十七圓	五百五十圓未滿
第二級	六百圓	二十圓	五百五十圓以上六百五十圓未滿
第三級	七百圓	二十三圓	六百五十圓以上七百五十圓未滿
第四級	八百圓	二十七圓	七百五十圓以上八百五十圓未滿
第五級	九百圓	三十圓	八百五十圓以上九百五十圓未滿
第六級	千圓	三十三圓	九百五十圓以上千百圓未滿
第七級	千二百圓	四十圓	千百圓以上千三百圓未滿
第八級	千四百圓	四十七圓	千三百圓以上千五百圓未滿
第九級	千六百圓	五十三圓	千五百圓以上千七百圓未滿
第十級	千八百圓	六十圓	千七百圓以上千九百圓未滿
第十一級	二千圓	六十七圓	千九百圓以上二千百圓未滿
第十二級	二千二百圓	七十三圓	二千百圓以上二千三百圓未滿
第十三級	二千四百圓	八十圓	二千三百圓以上二千五百圓未滿
第十四級	二千六百圓	八十七圓	二千五百圓以上二千七百圓未滿
第十五級	二千八百圓	九十三圓	二千七百圓以上二千九百圓未滿
第十六級	三千圓	百圓	二千九百圓以上三千百五十圓未滿
第十七級	三千三百圓	百十圓	三千百五十圓以上三千四百五十圓未滿
第十八級	三千六百圓	百二十圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未滿
第十九級	三千九百圓	百三十圓	三千七百五十圓以上四千五十圓未滿
第二十級	四千二百圓	百四十圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿
第二十一級	四千五百圓	百五十圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第二十二級	四千八百圓	百六十圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第二十三級	五千百圓	百七十圓	四千九百五十圓以上五千三百五十圓未滿
第二十四級	五千五百圓	百八十三圓	五千三百五十圓以上五千七百五十圓未滿
第二十五級	五千九百圓	百九十七圓	五千七百五十圓以上六千百五十圓未滿
第二十六級	六千三百圓	二百十圓	六千百五十圓以上六千五百五十圓未滿
第二十七級	六千七百圓	二百二十三圓	六千五百五十圓以上六千九百五十圓未滿

第二十八級	七千百圓	二百三十七圓	六千九百五十圓以上七千三百五十圓未滿
第二十九級	七千五百圓	二百五十圓	七千三百五十圓以上七千八百五十圓未滿
第三十級	八千圓	二百六十七圓	七千八百五十圓以上

同條に次の四項を加える。

標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム

被保險者ノ報酬ガ其ノ增減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ增減アリタル月ノ翌月（報酬ニ增減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ引續キ從前ノ標準報酬ニ依ル但シ其ノ者ノ申請ニ依リ標準報酬ヲ減額スルコトヲ得

第四項ノ規定ハ前項但書ノ規定ニ依リ標準報酬ヲ減額スル場合ニ之ヲ準用ス

第四條ノ二　被保險者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一　月ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル月額

二　日ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル日額ノ三十倍ニ相當スル額

三　前二號ノ外一定ノ期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ標準報酬決定ノ日ノ現在ニ於ケル其ノ報酬月額ヲ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

四　歩合ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ同樣ノ船舶ニ於テ同樣ノ勞務ニ從事スル者ガ通當ノ場合ニ於テ受クベキ額ヲ標準トシテ算定シタル額

五　前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ行政廳ニ於テ之ヲ算定ス

第五條中「、養老年金、障害年金、脫退手當金、遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキ」を削る。

第十二條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシ此ノ場合ニ在リテハ督促手數料トシテ十圓ヲ徵收ス

第十二條ノ二　前條ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納付期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財產差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滯金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滯納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二　納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三　納付義務者ノ住所及居所ガ日本國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金及督促手數料ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滯金ヲ徵收セズ

第十五條　國ニ使用セラルル被保險者ガ厚生大臣ノ指定シタル共濟組合ヨリ本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ヲ受クルトキハ其ノ者ニ對シテハ本法ニ依ル保險給付ヲ爲サズ

前項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル共濟組合ハ左ノ要件ヲ具フルコトヲ要ス

一　被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ種類ガ本法ニ依ル保險給付ノ種類ヲ包含シ其ノ給付ガ本法ニ依ル保險給付ト同程度ナルコト

二　被保險者タル組合員ニ對スル給付ノ中本法ニ依ル保險給付ニ相當スル給付ニ要スル費用ニ付國ガ第五十八條及第六十條ノ規定ニ依リ國庫及船舶所有者トシテ爲ス負擔ト同一ノ割合ヲ下ラザル負擔ヲ爲スコト

第十五條ノ二　前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ付テハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十五條ノ三　厚生大臣ハ第十五條ノ共濟組合ニ對シテ事實ニ關ス

ル報告ヲ爲サシメ事業及財產ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得

第十六條　管海官廳及船員法第百四條ノ規定ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ

第十七條に次の但書を加える。

但シ官吏及官吏ノ待遇ヲ受クル者（俸給給料ヲ受ケザル者ヲ除ク）ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條第一項中「於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ」を「於テ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ三月以內ニ被保險者タラントスル申請ヲ爲ストキハ」に、同條第二項中「前項」を「第一項」に、「葬祭料」を「寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金及葬祭料」に改め、同項の前に次の一項を加える。

前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル申請ト雖モ行政廳ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

第一項ノ申請ヲ爲シタル者ガ初テ納付スベキ保險料ニ付第二十一條第二號ニ揭グル事實アリタルトキハ繼續シテ其ノ被保險者ト爲ラザリシモノト看做ス

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ

二　保險料ヲ滯納シ第十二條第一項ノ規定ニ依ル指定ノ期限迄ニ其ノ保險料ヲ納付セザルトキ

三　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ

四　第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ資格ヲ喪失セントスル申請ヲ爲シタルトキ

第十九條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條　遺族年金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母ニシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタルモノトス

被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時胎兒タル子出生シタルトキハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ出生ノ日ヨリ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時之ニ依リ生計ヲ維持シタル子ト看做ス

第二十三條ノ二　遺族年金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前條第一項ニ揭ゲル順位ニ依ル但シ父母ニ付テハ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニシ祖父母ニ付テハ養父母ノ父母ヲ先ニシ實父母ノ父母ヲ後ニシ父母ノ養父母ヲ先ニシ實父母ヲ後ニス

先順位者タルベキ者後順位者タル者ヨリ又ハ同順位者タルベキ者ガ其ノ他ノ同順位者タル者ヨリ後ニ生ズルニ至リタルトキハ前項ノ規定ハ其ノ時ヨリ之ヲ適用ス

第二十三條ノ三　被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時十六歲以上ノ子若ハ孫又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時六十歲未滿ノ父、母、祖父若ハ祖母ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキトキニ限リ之ニ遺族年金ヲ支給ス

第二十三條ノ四　葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ遺族ノ範圍ハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ配偶者、子、父母、孫及祖父母トス

葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ前項ニ揭グル順位ニ依ル

第二十三條ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條ノ五　前條第一項ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ葬祭料又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ支給ス

但シ其ノ者ガ二人以上ナル場合ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺言又ハ厚生大臣ニ對スル豫告ニ依リ其ノ支給ヲ受クベキ一人ヲ特ニ指定シタルトキハ其ノ者トス

第二十三條ノ六　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クベキ配偶者又ハ子ノ範圍ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ配偶者又ハ子（被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノニ限ル）ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノトス

一　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲以上ノ寡婦

二　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十歲未滿ノ寡婦ニシテ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時其ノ者ノ子ニシテ其ノ者ニヨリ生計ヲ維持シタル十六歲未滿ノ子又ハ被保險者、被保險者タリシ者若ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ子ノアルモノ

三　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時五十五歲以上ノ鰥夫

四　被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時十六歲未滿ノ子

五　前各號ニ揭グルモノノ外被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具癈疾ニ因リ勞働能力ナキ者

第二十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條中「及遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金」に改め、同條に次の一項を加える。

養老年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金ハ毎年二月、五月、八月及十一月ノ四期ニ於テ各其ノ前月分迄ヲ支給ス但シ前支給期月ニ支給スベカリシ年金又ハ年金受給者ガ其ノ年金ヲ受クベキ權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ其ノ期ノ年金ハ支給期月ニ非ザル時期ニ於テモ之ヲ支給ス

第二十七條ノ二に次の二項を加える。

第二十三條乃至第二十三條ノ三ノ規定ハ前項ノ遺族ノ範圍及順位ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依ル遺族ノ範圍ニ屬スル者ナキ場合ニ於ケル第一項ノ支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ニ付テハ第二十三條ノ四及第二十三條ノ五ノ規定ヲ準用ス

第二十七條ノ三第二項中「政令ノ定ムル」を削る。

第二十八條第二項を削る。

第二十八條ノ二中「第一項」を削る。

第二十八條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳之ヲ指定ス

行政廳前項ノ指定ヲ爲サントスルトキハ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ船員保險ノ診療又ハ藥劑ノ支給ニ關シ行政廳ノ指導ヲ受クベシ

保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險藥劑師ヲ辭セントスル者ハ其ノ辭セントスル日前一月以上ノ豫告期間ヲ設クベシ

第二十八條ノ四　保險醫及保險藥劑師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ懇切丁寧ニ被保險者又ハ被保險者タリシ者及被扶養者ノ療養ヲ擔當スベシ

保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ規定ニ依ル療養ヲ擔當スルノ責務ヲ怠リタルトキハ行政廳ハ前條第一項ノ規定ニ依ル指定ヲ取消スコトヲ得

第二十八條ノ五　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ費用ノ額ハ療養ニ要スル費用トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ行政廳之ヲ算定ス厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定ヲ爲サントスルトキハ社會保險診療報酬算定協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第二十九條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ其ノ他命令ノ定ムル事由アルトキ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ行政廳ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ診療若ハ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ申請アリタルトキハ行政廳ハ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第二十九條ノ二　前條ノ規定ニ依リ支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ヲ標準トシテ行政廳之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於ケル療養費ノ額ハ現ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得ズ

第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ關シテハ第二十八條ノ五第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ揭グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一　障害年金又ハ障害手當金ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタルトキ

二　前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ但シ職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ此ノ限ニ在ラズ

第三十二條　被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師竝ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額トス但シ現ニ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十ニ相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ行政廳ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ行政廳ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ支拂フベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ行政廳ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第二十八條、第二十八條ノ二第一項、第二十八條ノ五第二項及第三項、第二十九條、第二十九條ノ二竝ニ第三十一條第二號ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第三十三條ノ三第三項中「第三十三條ノ六」ヲ「第三十三條ノ十」ニ改める。

第三十三條ノ四　前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受

クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所（當該船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ船員職業紹介所ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委囑スルコトヲ得

第三十三條ノ五を第三十三條ノ九とし、以下第三十三條ノ九まで四條ずつ繰り下げ、第三十三條ノ四の次に次の四條を加える。

第三十三條ノ五　前條ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル後最初ニ前條ノ船員職業紹介所若ハ公共職業安定所ニ出頭シタル日又ハ當該船員職業紹介所ノ長若ハ當該公共職業安定所ノ長ノ指定スル日及其ノ日ノ後一週間ニ二回宛之ヲ行フモノトス但シ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回數ヲ增加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回數ヲ減ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受クベキ日ハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ六　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ニシテ且失業ノ認定ヲ受クル爲出頭スルコト能ハザルニ至リタル日ヨリ起算シ三十日以內ナルトキハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ醫師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ當該三十日內ニ一回限リトス

第三十三條ノ七　失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介ニ應ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ面接スル爲ニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ命令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受クルトキハ當該職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ職業ノ補導ヲ受クル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八　天災其ノ他避クルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該船員職業紹介所長又ハ當該公共職業安定所長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地ノ官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ五第三項中「達セザルトキハ」の下に「左ノ區別ニ依リ」を加え、「此ノ場合ニ於ケル失業保險金ノ算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム」を削り、同條第四項の前に次の二号を加える。

一　其ノ收入ノ一日分ニ相當スル額ヨリ五圓ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ノ合算額ガ失業保險金ノ算定ノ基礎ト爲リタル標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エザルトキハ失業保險金ノ全額

二　前號ノ合算額ガ其ノ標準報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル額ヲ超エルトキハ其ノ超過額ヲ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額ヨリ控除シタル殘額但シ當該超過額ガ其ノ者ニ支給スベキ失業保險金ノ日額以上ノ額ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條ノ八中「第三十三條ノ六」を「第三十三條ノ十」に改める。

第三章第二節中に次の一條を加える。

第三十三條ノ十四　被保險者タリシ者船員ガ職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及之ニ依リ生計ヲ維持シタル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第四十條第一項中「政令ノ定ムル期間內」を「其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以內」に、「政令ノ定ムル程度」を「別表第六ニ定ムル程度」に、「又ハ一時金」を「別表第七ニ定ムル程度ノ變疾ノ狀態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ一時金」に改める。

第四十一條に次の一項を加える。

職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ更ニ職務上ノ事由ニ因リ障害年金ヲ受クベキ程度ノ變疾ト爲リタルトキハ前後ノ變疾ノ狀態ヲ合シタルモノニ依リ其ノ程度ヲ査定ス

第四十一條ノ二を第四十一條ノ三とし、同條の前に次の一條を加える。

第四十一條ノ二　前條第一項第一號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ別表第六ニ定ムル變疾ノ程度一級乃至三級ニ該當スルモノ又ハ同條同項第二號ノ規定ニ該當シタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ變疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當スルモノニ左ノ各號ノ一ニ該當スル配偶者又ハ子アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額ニ加給ス

一　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル配偶者又ハ十六歲未滿ノ子

二　障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ變疾ト爲リタル當時ヨリ引續キ不具變疾ニ因リ勞働能力ナキ配偶者又ハ子

第四十二條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ寡婦年金、鰥夫年金若ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ在ル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第四十二條ノ三第一項中「政令ノ定ムル期間內」を「疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ二年以內」に改める。

第四十三條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ左ノ區別ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

一　年金額ガ異ナルトキハ其ノ年金ノ中最高額ノ年金

二　養老年金ト障害年金ノ額ト同ジトキハ障害年金

三　二以上ノ障害年金ノ額ガ同ジトキハ從前ノ障害年金

前項ニ規定スル者ガ第三十九條第一項又ハ第四十四條ノ規定ニ該當スルニ至リタルニ因リ養老年金ノ支給ヲ停止セラレタルトキハ前項ノ規定ニ依リ支給セラレザリシ年金ヲ支給ス

第四十六條　三年以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ死亡シタルトキ又ハ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル後五十歲ヲ超エタルトキ若ハ五十歲ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル期間內ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ又ハ女子タル被保險者ニシテ婚姻若ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ依ル脫退手當金ヲ支給ス

前二項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者傷病手當金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

船員保險法の一部を改正する法律

第四十七條ノ二中「死亡シタル場合」の下に「又ハ女子タル被保險者ガ婚姻又ハ分娩ノ爲被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合」を加える。

第四十七條ノ三　寡婦年金、鰥夫年金又ハ第四十九條ノ七ノ規定ニ依ル差額ノ支給ヲ受クル者ニハ脫退手當金ヲ支給セズ

第六節を第七節とし、以下第八節まで一節ずつ繰り下げ、第四十九條の次に次の一節を加える。

第六節　寡婦年金、鰥夫年金及遺兒年金

第四十九條ノ二　六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ若ハ被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病若ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以內ニ死亡シタルトキ又ハ職務外ノ事由ニ因ル變疾ト爲リタルニ因リ障害年金ノ支給ヲ受クル者ニシテ其ノ變疾ノ狀態ガ別表第六ニ定ムル第一號乃至第六號ニ該當シタルモノガ死亡シタルトキハ其ノ者ノ寡婦若ハ鰥夫又ハ子ニ對シ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ支給ス但シ遺兒年金ハ同一ノ事由ニ因リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ支給スベキ期間ハ之ヲ支給セズ

第四十九條ノ三　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ノ額ハ平均標準報酬月額ノ二月分トス

前項ノ遺兒年金ノ額ハ遺兒年金ヲ受クベキ子二人以上アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ子ノ中一人ヲ除キタル子一人ニ付二千四百圓ヲ增額シタル額ヲ以テ遺兒年金ノ額トス

第四十九條ノ四　第二十三條ノ六第一項第二號ニ規定スル子アルト

キハ其ノ子一人ニ付二千四百圓ヲ前條第一項ノ寡婦年金ノ額ニ加給ス

第四十九條ノ五　寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル者ガ第五十條ノ四各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ者ハ寡婦年金若ハ鰥夫年金又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ失フ

第四十九條ノ六　寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ遺兒年金ノ支給ヲ受クベキ者ノ申請ニ依リ所在不明中其ノ者ニ支給スベキ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ寡婦年金又ハ鰥夫年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中遺兒年金ヲ支給ス

第五十條ノ五ノ規定ハ遺兒年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條ノ七　寡婦年金又ハ鰥夫年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキ又ハ遺兒年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ其ノ權利ヲ失ヒタル際（第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時胎兒タル子在ルトキハ其ノ子出生ノ際）他ニ遺兒年金ヲ受クベキ子ナキトキハ第二項ノ規定ニ依ル一時金ヲ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金アルトキハ其ノ支給ヲ受ケタル年金ノ總額ヲ控除シタル殘額ヲ一時金トシテ其ノ遺族ニ支給ス

前項ノ一時金ノ額ハ第四十九條ノ二ニ規定スル被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者又ハ其ノ遺族ガ被保險者若ハ被保險者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡ノ際支給ヲ受クルコトヲ得ベカリシ脫退手當金ニ相當スル金額トス

第五十條第三號中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ二第一項第五號中「政令ノ定ムル」を削る。

第五十條ノ三に次の一項を加える。

前條第一項第四號又ハ第五號ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ

第四十九條ノ三第二項及第四十九條ノ四ノ規定ヲ準用ス

第五十條ノ四中「死亡シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由」を「左ノ各號ノ一」に改め、「至リタルトキハ」の下に「其ノ者ハ」を加え、「後順位者」を「同順位者ナクシテ後順位者」に改め、同條に次の四号を加える。

一　死亡シタルトキ

二　婚姻（屆出ヲ爲サザルモ事實上婚姻關係ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）シタルトキ又ハ養子緣組（屆出ヲ爲サザルモ事實上養子緣組ト同樣ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト爲リタルトキ

三　子又ハ孫（被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ死亡當時ヨリ引續キ不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ者ヲ除ク）ガ滿十六歲ニ達シタルトキ

四　不具廢疾ニ因リ勞働能力ナキ爲遺族年金ノ支給ヲ受クル男子タル配偶者、子、父母、孫又ハ祖父母ニ付其ノ事情止ミタルトキ

第五十條ノ五第一項中「所在不明ナルトキハ」の下に「同順位者ガ」を、「所在不明中」の下に「其ノ者ニ支給スベキ」を加え、同條第二項中「期間中」の下に「其ノ停止シタル」を加え、「當該次順位者」を「同順位者又ハ次順位者」に改める。

第五十條ノ六中「後順位者」を「者」に改め、同條第五号中「政令ノ定ムル」を削る。

第三章第七節中第五十條ノ七の次に次の一條を加える。

第五十條ノ八　被扶養者死亡シタルトキハ被保險者ニ對シ家族葬祭料トシテ標準報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十一條第一項中「若ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金若ハ葬祭料」に、同條第二項中「若ハ第五十條ノ六」を「、第四十九條ノ七若ハ第五十條ノ六」に、「又ハ葬祭料」を「、寡婦年金、鰥夫年金、遺兒年金又ハ葬祭料」に、「後順位者」を「同順位者又ハ後順位者」に改める。

第五十五條　行政廳ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ六月以內ノ期間ヲ定メ其ノ支給スベキ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

船員保險法の一部を改正する法律

第五十七條中「又ハ遺族年金」を「、遺族年金、寡婦年金、鰥夫年金又ハ遺兒年金」に改める。

第五十七條ノ三を削る。

第五十八條第一項中「及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ」を「、葬祭料及船員法ノ規定ニ依リ災害補償ヲ受クベキ者ノ本法ノ規定ニ依リ受クル保險給付ニシテ其ノ災害補償ニ相當スルモノニ要スル費用ヲ除クノ外」に改める。

第五十九條第四項第一号中「十九圓二十錢」を「十九圓六十錢」に、同項第二号中「十七圓」を「十七圓四十錢」に、同項第三号中「十二圓二十錢」を「十圓」に改める。

第六十條第一号中「十九・二分ノ七・九」を「十九・六分ノ八・一」に、「十九・二分ノ十一・三」を「十九・六分ノ十一・五」に、同條第二号中「十七分ノ六・八」を「十七・四分ノ七」に、「十七分ノ十・二」を「十七・四分ノ十・四」に改める。

第六十二條第一項を次のように改める。

船舶所有者ハ被保險者ニ對シ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料（支拂フ報酬ガ二月以上ノ期間ニ對スルモノナルトキハ其ノ期間ニ係ル保險料）ヲ其ノ報酬ヨリ控除スルコトヲ得被保險者ヲ使用セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料モ控除スルコトヲ得

第四章中第六十二條の次に次の二條を加える。

第六十二條ノ二　每月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ノ納付スベキ保險料ニ付テハ其ノ

月ノ十日迄トス

行政廳ハ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ當該納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以內ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ行政廳ハ其ノ當該納付義務者ニ通知スベシ

第六十二條ノ三　保險料納付義務者ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト雖モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

一　國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ

二　强制執行ヲ受クルトキ

三　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四　競賣ノ開始アリタルトキ

五　被保險者ノ使用セラルル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ

前項ノ規定ハ被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ニ付船舶所有者ノ變更アリタル場合及被保險者ノ乘組ミ又ハ乘組ムベキ船舶ガ滅失シ、沈沒シ又ハ全ク運航ニ堪ヘザルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス

「第五章　審査ノ請求、訴願及訴訟」を「第五章　審査ノ請求及訴訟」に改める。

第六十三條ノ二を削る。

第六十四條中「主務大臣ニ訴願スルコトヲ得」を「船員保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得」に改める。

第六十五條　保險審査官ハ各都道府縣ニ之ヲ置キ二級ノ地方事務官ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

第六十五條ノ二　船員保險審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

第六十五條ノ三　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委囑ス

第六十五條ノ四　委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委囑ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委囑セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第六十五條ノ五　船員保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選擧セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選擧セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第六十五條ノ六　船員保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、船舶所有者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第六十五條ノ七　船員保險審査會ノ審査ハ出席シタル委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第六十五條ノ八　保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所ノ所在地又ハ厚生大臣ガ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ請求者ノ所在地ヲ管轄スル保險審査官ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事、公共職業安定所若ハ船員職業紹介所又ハ請求者ノ居住地ヲ管轄スル都道府縣知事若ハ保險審査官ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

審査ノ請求ガ管轄違ナルトキハ保險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保險審査官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第六十五條ノ九　保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十　保險審査官又ハ船員保險審査會ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ說明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十一　保險審査官又ハ船員保險審査會ノ審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ、又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、船員保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第六十五條ノ十二　保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、船舶所有者、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得

保險給付ヲ受クベキ者ハ審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第六十五條ノ十三　保險審査官又ハ船員保險審査會ハ事件ノ一部ガ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第六十五條ノ十四　保險審査官又ハ船員保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第六十五條ノ十五　審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第六十六條　保險審査官、船員保險審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル祕密ヲ漏洩スベカラズ

第六十七條　審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ船員保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認

ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第六十七條ノ二　保險審査官及船員保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附則第二項及第三項を次のように改める。

昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乘組ミタル者ガ四十五歲ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乘組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者タリシ者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ額ハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第八ニ定ムル月數ヲ乘ジテ得タル金額トス但シ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スル額ハ障害手當金ノ額ト合算シテ被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ノ二十四月分ニ相當スル金額（職務上ノ事由ニ因ル疾病ト爲リタルニ因リ障害手當金ノ支給ヲ受クル者ニ支給スベキ脫退手當金ノ額ニ付テハ障害手當金ノ額ト合算シテ平均標準報酬月額ノ二十六月分ニ相當スル金額）ヲ超エルコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

別表第三を次のように改める。

別表第三

被保險者タリシ期間	月數
三年以上	三〇月
四年以上	四〇
五年以上	五〇
六年以上	六〇
七年以上	七〇
八年以上	八五
九年以上	一〇〇
一〇年以上	一一五
一一年以上	一三〇
一二年以上	一四五
一三年以上	一六〇
一四年以上	一八〇

別表第五を次のように改める。

別表第五

等級	標準報酬日額ノ平均額	失業保險金ノ率
一	二十圓未滿	八〇%
二	二十圓以上二十五圓未滿	七七
三	二十五圓以上三十圓未滿	七五
四	三十圓以上三十五圓未滿	七三
五	三十五圓以上四十圓未滿	七〇
六	四十圓以上四十五圓未滿	六七
七	四十五圓以上五十圓未滿	六五
八	五十圓以上五十五圓未滿	六三
九	五十五圓以上百圓未滿	六〇
一〇	百圓以上百十圓未滿	五九
一一	百十圓以上百二十圓未滿	五八
一二	百二十圓以上百三十圓未滿	五六
一三	百三十圓以上百四十圓未滿	五四
一四	百四十圓以上百五十圓未滿	五三
一五	百五十圓以上百六十圓未滿	五一
一六	百六十圓以上百七十圓未滿	五〇
一七	百七十圓以上百八十圓未滿	四九
一八	百八十圓以上百九十圓未滿	四八
一九	百九十圓以上二百圓未滿	四六
二〇	二百圓以上二百十圓未滿	四四
二一	二百十圓以上二百二十圓未滿	四三
二二	二百二十圓以上二百三十圓未滿	四一
二三	二百三十圓以上	四〇

備考

一　本表ニ依リ算出シタル各級ノ支給日額ガ次級ノ最低日額ヲ超エルトキハ其ノ次級ノ最低日額ヲ以テ支給日額トス

二　失業保險金ニ付テ失業保險法第十七條第五項及第六項ノ規定ニ依リ失業保險金額表ガ改正セラレ其ノ效力ヲ生ジタル場合ニ於テハ第十七級及第十八級中「百八十圓」ヲ「百九十圓」ニ引上ゲ以下順次第二十三級迄各十圓ヲ遞增シタル額ニ變更シ本表ヲ適用スルモノトス

別表第五の次に次の三表を加える。

別表第六

障害年金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

職務上ノ事由ニ因ル變疾		職務外ノ事由ニ因ル變疾	
變疾ノ程度	番號	變疾ノ狀態	番號	變疾ノ狀態
一級	一	兩眼ヲ失明シタルモノ	一	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ
	二	咀嚼及言語ノ機能ヲ變シタルモノ	二	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	三	咀嚼ノ機能ヲ變シタルモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	四	言語ノ機能ヲ變シタルモノ
	五	兩上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ	五	十指ヲ失ヒタルモノ
	六	兩上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	六	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ高度ノ障害ヲ殘シ職務ニ著シキ制限ヲ加フルヲ要スルモノ
	七	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	七	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視野ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ノ全部ヲ失ヒタルモノ
	八	兩下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ	八	兩耳ノ聽力ヲ全ク失ヒタルモノ
	九	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	九	咀嚼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
二級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	十	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ一上肢ノ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ
	二	兩眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ	十一	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ
	三	兩上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	十二	兩下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ
	四	兩下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	十三	一上肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ二關節ノ用ヲ全廢シタルモノ
三級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	十四	一下肢ノ三大關節中ノ二關節又ハ二關節ノ用ヲ全廢シタルモノ
			十五	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ
			十六	十指ノ用ヲ全廢シタルモノ
			十七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ

四級			
	一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	
	二	咀嚼又ハ言語ノ機能ヲ殘シ常ニ介護ヲ要スルモノ	
	三	精神ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ終身職務ニ服スルコトヲ得ザルモノ	
	五	十指ヲ失ヒタルモノ	
	六	十指ノ用ヲ全廢シタルモノ	
	七	兩足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ	
五級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	
	二	一上肢ヲ肘關節以上ニテ失ヒタルモノ又ハ一上肢ヲ腕關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	三	一下肢ヲ膝關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	四	一下肢ヲ足關節以上ニテ失ヒタルモノ	
	五	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ	
	六	十趾ヲ失ヒタルモノ	
	七	前各號ニ揭グルモノノ外精神又ハ身體ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ職務ニ著シキ制限ヲ加フルヲ要スルモノ	

備考

一　各級各號又ハ各號ノ一ニ該當セザルモノニ相當スル變疾ノ狀態ト認メラルベキモノハ其ノ最モ近キ各級各號又ハ各號ノ變疾ノ狀態ニ該當スルモノト看做ス

二　視力ノ測定ハ萬國式視力表ニ依ル屈折異狀アルモノニ付テハ矯正視力ニ付測定ス

三　指ヲ失ヒタルモノトハ拇指ハ指關節、其ノ他ノ指ハ第一指關節以上ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

四　指ノ用ヲ廢シタルモノトハ指ノ末節ノ半以上ヲ失ヒ又ハ掌指關節若ハ第一指關節(拇指ニ在リテハ指關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

五　趾ヲ失ヒタルモノトハ其ノ全部ヲ失ヒタルモノヲ謂フ

六　趾ノ用ヲ廢シタルモノトハ第一趾ハ末節ノ半以上、其ノ他ノ趾ハ末關節以上ヲ失ヒタルモノ又ハ蹠趾關節若ハ第一趾關節(第一趾ニ在リテハ趾關節)ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノヲ謂フ

別表第七

障害手當金ヲ支給スベキ程度ノ變疾ノ狀態

職務上ノ事由ニ因ル變疾		職務外ノ事由ニ因ル變疾	
變疾ノ程度	番號	變疾ノ狀態	番號	變疾ノ狀態
一級	一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ又ハ兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	兩眼ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力四十糎以上ニテハ囁語ヲ解シ得ザルモノ	二	兩眼ノ眼瞼及言語又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ又ハ兩眼ノ眼瞼ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
	三	精神ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	三	一眼ノ視力〇・〇二以下ニ減ジタルモノ又ハ一眼ノ眼瞼ノ大部分ノ缺損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ヲ全ク失ヒタルモノ
	四	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ殘シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ	四	咀嚼及言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ又ハ咀嚼若ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ職務ニ著シキ制限ヲ加フルヲ要スルモノ
	五	一手ノ拇指及示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指ヲ失ヒタルモノ		

二級

一 一眼失明又ハ一眼ノ視力〇・二以下ニ減ジタルモノ
二 脊柱ニ運動障害ヲ殘スモノ
三 神經系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ輕易ナル勞務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
五 一拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
六 一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
七 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ
八 一下肢ノ三大關節中ノ二關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
九 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
一〇 長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
一一 一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ二指以上ヲ併セ失ヒタルモノ
一二 一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ
一三 一下肢ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
一四 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一五 前各號ニ揭グルモノノ外精神、身體又ハ神經系統ノ機能ニ障害ヲ殘シ職務ノ能力ニ制限ヲ有スルモノ

三級

一 兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二 一眼ノ視力〇・六以下殘上ニ減ジタルモノ
三 兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
四 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
五 著シキ障害ヲ殘シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
六 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
七 一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
八 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
九 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
一〇 一下肢ニ假關節ヲ殘スモノ
一一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一二 脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ

四級

一 一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二 一手ノ五指又ハ拇指及示指ノ用ヲ廢シタルモノ
三 一足ヲ「リスフラン」關節以上ニテ失ヒタルモノ
四 十趾ノ用ヲ廢シタルモノ
五 女子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
六 兩側ノ睾丸ヲ失ヒタルモノ
七 鼻ヲ缺損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
八 脊柱ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
九 一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
一〇 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
一一 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
一二 長管上骨ニ假關節ヲ殘スモノ
一三 一手ノ二指以上ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
一四 一手ノ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
一五 一下肢ノ四趾以上ヲ失ヒタルモノ又ハ第一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
一六 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一七 脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ
一八 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
一九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
二〇 一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
二一 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
二二 脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ

五級

一 兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
二 兩眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘スモノ
三 一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘シ其ノ眼球ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
四 鼓膜ノ中等度ノ缺損其ノ他ニ因リ一耳ノ聽力ヲ全ク喪失シタルモノ
五 脊柱ノ畸形ヲ殘スモノ
六 一手ノ中指又ハ環指ノ用ヲ廢シタルモノ
七 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
八 一足ノ第一趾又ハ他ノ一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
九 一下肢ノ三大關節中ノ二關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
一〇 一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ一關節以上ニ著シキ機能障害ヲ殘スモノ
一一 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
一二 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一三 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
一四 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ
一五 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ヲ失ヒタルモノ
一六 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
一七 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ヲ失ヒタルモノ
一八 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ
一九 一手ノ拇指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
二〇 一足ノ第一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
二一 一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
二二 生殖器ニ著シキ障害ヲ殘スモノ

六級

一 一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
二 一眼ノ視力ヲ全ク喪失シタルモノ
三 一耳ノ聽力ヲ全ク喪失シタルモノ
四 十種以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
五 脊柱ニ畸形ヲ殘スモノ又ハ一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
六 一手ノ拇指ヲ併セ二指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
七 一下肢ヲ三糎以上短縮シタルモノ
八 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ
九 胸腹部臟器ニ障害ヲ殘スモノ

七級

一 一眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ殘スモノ
二 一眼ノ眼瞼ニ著シキ缺損ヲ殘シ其ノ眼球ニ著シキ運動障害ヲ殘スモノ
三 七糎以上ニテハ尋常ノ話聲ヲ解シ得ザルモノ
四 一手ノ拇指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ失ヒタルモノ
六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ三指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
七 一手ノ拇指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ
八 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
九 一手ノ拇指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
一〇 一足ノ第一趾又ハ他ノ一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
一一 一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
一二 一足ノ五趾ヲ失ヒタルモノ
一三 一手ノ拇指ヲ併セ四指以上ノ用ヲ廢シタルモノ
一四 一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ
一五 一手ノ拇指ヲ併セ三指以上ヲ失ヒタルモノ
一六 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
一七 一手ノ拇指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
一八 一足ノ第一趾又ハ他ノ一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
一九 一下肢ヲ五糎以上短縮シタルモノ
二〇 一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ
二一 一手ノ拇指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二二 一足ノ第一趾ヲ含ム二趾以上ヲ失ヒタルモノ
二三 一手ノ拇指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二四 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指ノ用ヲ廢シタルモノ
二五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
二九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
三九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
四九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
五九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
六九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
七九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
八九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九一 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九二 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九三 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九四 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九五 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九六 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九七 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九八 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
九九 一手ノ拇指及ビ示指又ハ拇指若ハ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ
一〇〇 一手ノ拇指及ビ示指ヲ併セ四指以上ヲ失ヒタルモノ

級	號	
	一〇	一足ノ第二趾ヲ失ヒタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ヲ失ヒタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ヲ失ヒタルモノ
	一一	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	一二	局部ニ頑固ナル神經症狀ヲ殘スモノ
	一三	男子ノ外貌ニ著シキ醜狀ヲ殘スモノ
	一四	女子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ
七級	一	一眼ノ眼力〇・六以下ニ減ジタルモノ
	二	一眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ殘スモノ
	三	兩眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
	四	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ
	五	一手ノ拇指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
	六	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
	七	一手ノ示指ノ末關節ニ屈伸不能ヲ來シタルモノ
	八	一下肢ヲ一糎以上短縮シタルモノ
	九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
	一〇	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ第三趾以下ノ三趾ノ用ヲ廢シタルモノ
八級	一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ缺損ヲ殘シ又ハ睫毛禿ヲ殘スモノ
	二	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
	三	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
	四	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ殘スモノ
	五	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
	六	一手ノ拇指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
	七	一手ノ拇指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
	八	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
	九	局部ニ神經症狀ヲ殘スモノ
	一〇	男子ノ外貌ニ醜狀ヲ殘スモノ

備考

別表第六ノ備考ト同ジ

別表第八

昭和十五年六月一日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ船舶ニ乘組ミタル期間 ＼ 被保險者タリシ期間	一年以上	二年以上	三年以上	四年以上	五年以上	六年以上	七年以上	八年以上	九年以上	十年以上	十一年以上	十二年以上	十三年以上	十四年以上
五年以上									月 一二・〇	一三・五	一五・〇	一七・〇	一九・〇	二一・〇
六年以上								月 一〇・五	一二・〇	一三・五	一五・〇	一七・〇	一九・〇	二一・〇
七年以上							月 九・五	一一・〇	一二・五	一四・〇	一五・五	一七・五	一九・五	二一・五
八年以上						月 八・〇	九・五	一一・〇	一二・五	一四・〇	一五・五	一七・五	一九・五	二一・五
九年以上					月 七・〇	八・五	一〇・〇	一一・五	一三・〇	一四・五	一六・〇	一八・〇	二〇・〇	二二・〇
十年以上				月 五・五	七・〇	八・五	一〇・〇	一一・五	一三・〇	一四・五	一六・〇	一八・〇	二〇・〇	二二・〇
十一年以上			月 四・五	六・〇	七・五	九・〇	一〇・五	一二・〇	一三・五	一五・〇	一六・五	一八・五	二〇・五	二二・五
十二年以上		月 三・〇	四・五	六・〇	七・五	九・〇	一〇、五	一二・〇	一三・五	一五・〇	一六・五	一八・五	二〇・五	二二・五
十三年以上	月 二・〇	三・五	五・〇	六・五	八・〇	九・五	一一・〇	一二・五	一四・〇	一五・五	一七・〇	一九・〇	二一・〇	二三・〇
十四年以上	月 二・〇	三・五	五・〇	六・五	八・〇	九・五	一一・〇	一二・五	一四・〇	一五・五	一七・〇	一九・〇	二一・〇	二三・〇

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年九月一日から、これを施行する。

第二條　第四十九條ノ三第一項中「平均標準報酬月額」とあるのは、当分の間、これを「最終標準報酬月額」と読み替えるものとする。

第三條　この法律施行の日において、職務上の事由に因る障害年金又は遺族年金の支給を受ける權利を有する者に支給する障害年金又は遺族年金の額は、第四十一條若しくは第五十條ノ二又は船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三號）附則第二條若しくは第三條の規定にかかわらず、從前の障害年金又は遺族年金の額の五倍に相当する額とする。但し、昭和二十二年十二月一日から、この法律施行の日までの間において、障害年金又は遺族年金の支給を受ける權利を有する者に支給する額については、この限りでない。

從來、船員保險法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三號）附則第三條の適用を受ける障害年金及び遺族年金であつて、前項の規定により增額されたものに関する國庫の負担すべき費用については、なお同條の規定によるものとする。

第四條　保險料率は、当分の間、第五十九條第四項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについては、その標準報酬月額百円について十一円五十銭の割合、同條同項の規定に該当するものについては、その標準報酬月額百円について九円三十銭の割合とす

る。

第五條　前條に規定する保險料率によつて計算した保險料額の負担割合は、当分の間第六十條第一項の規定にかかわらず、第十七條の規定による被保險者であつて第三十三條ノ三第二項の規定に該当しないものについては、被保險者において、保險料額の十一・五分の四、船舶所有者において保險料額の十一・五分の七・五、同條同項の規定に該当するものについては、被保險者において九・三分の六・四とする。

第六條　第四條の改正規定及び第四條ノ二の規定にかかわらず、養老年金の額（第五十條ノ二第一項第一号から第三号までの規定による遺族年金の額の計算の基礎となるべき養老年金の額を含む。）の計算に関しては、附則第四條に規定する期間の標準報酬月額は、これを五百円とする。

第七條　この法律施行の際、現に存する保險審査官、船員保險審査会及びその職員は、この法律に基く相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

參照

○船員保險法（昭和十四年四月六日法律第七十三號）

第一條　船員保險ニ於テハ被保險者タリシ者ノ疾病、負傷、失業、老齢、廢疾、脫退又ハ死亡ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス

第三條（第一項）　本法ニ於テ報酬ト稱スルハ船舶所有者ニ使用セラルル者ガ職務執行ノ對價トシテ受クル給料及之ニ準スベキモノヲ謂フ

（第二項）　給料ニ準ズヘキモノノ範圍及評價ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條（第二項）　標準報酬ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條　保險料其ノ他本法ニ依ル徴收金ヲ徴收シ又ハ其ノ還付ヲ受クル權利及療養費、傷病手當金、失業保險金、障害手當金、葬祭料ヲ受クル權利ハ二年ヲ經過シタルトキ、養老年金、障害年金、脫退手當金遺族年金又ハ第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三、第四十九條若ハ五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金ヲ受クル權利ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第十二條（第二項）　前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料及延滯金ヲ徴收ス

第十五條　都道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニ使用セラルル者ニ關シテハ本法ノ適用ニ付政令ヲ以テ別條ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十六條　削除

第十七條　船員法第一條ニ規定スル船員（以下船員ト稱ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員被保險者トス

第二十條（第一項）　七年以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ被保險者タラザルニ至リタル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ繼續シテ被保險者トナルコトヲ得

（第二項）　前項ノ規定ニ依ル被保險者ニ關シテハ老齢、脫退又ハ死亡ニ關スル保險給付（葬祭料ヲ除ク）ニ限リ之ヲ爲スモノトス

第二十一條　前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間ト前條ノ規定ニ依ル被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年ニ達シタルトキ其ノ他政令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十三條　遺族年金、葬祭料、第三十六條、第三十七條、第四十二條乃至第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金又ハ第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ヲ受クベキ遺族ノ範圍及順位ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條　養老年金、障害年金及遺族年金ノ支給ハ之ヲ支給スベキ事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ之ヲ始メ權利消滅ノ月ヲ以テ終ル

第二十七條ノ二　保險給付ヲ受クル權利ヲ有スル者ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ者ガ支給ヲ受クベキ保險給付ニシテ未ダ其ノ支給ヲ受ケザリシモノ又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脫退手當金ハ之ヲ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

第二十七條ノ三（第二項）　本章ニ於テ最終平均報酬月額トハ被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ廢疾トナリ又ハ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間内ニ死亡シタル場合ニ於テ其ノ廢疾又ハ死亡ノ原因ト爲リタル疾病又ハ負傷ノ發シタル日ノ屬スル月ノ報酬月額ヲ謂フ

第二十八條（第二項）　第一項ノ規定ハ報酬年額千八百圓ヲ超ユル船舶職員、被保險者ノ資格喪失當時報酬年額千八百圓ヲ超ユル船舶職員タリシ者及政令ヲ以テ指定スル者ノ疾病又ハ負傷ニハ之ヲ適用セス

第二十八條ノ二（第一項）　第二十八條第一項第一號乃至第四號ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險醫及保險藥劑師竝ニ行政廳ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルモノトス

第二十八條ノ三　保險醫又ハ保險藥劑師ハ政令ノ定ムル所ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ行政廳之ヲ指定ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ハ正當ノ理由ナクシテ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ拒ムコトヲ得ス

醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ヲ使用スル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ガ保險醫又ハ保險藥劑師タルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第二十八條ノ四　保險醫及保險藥劑師ガ療養ノ給付ヲ擔當スルニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十八條ノ五　保險醫若ハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ガ療養ノ給付ニ關シ行政廳ニ請求スベキ額ハ政令ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條　療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者若ハ被保險者タリシ者ノ申請アリタル場合ニ於テハ政令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第三十一條　病院又ハ診療所ニ收容シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ニ對シテ支給スベキ傷病手當金ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第三十二條　療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ政令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

第三十三條ノ三（第三項）　第一項ノ規定ニ依リ失業保險金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル一年ノ期間內ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後使用セラレザルニ至リタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該當セサルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三條ノ四　前條ノ規定ニ該當スル者ガ失業保險金ノ支給ヲ受クルニハ政令ノ定ムル所ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ爲シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

第三十三條ノ五（第三項）　被保險者タリシ者ハ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ船員職業紹介所又ハ公共職業紹介所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間內自己ノ勞働ニ依リ收入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ收入ノ額ガ失業保險金算定ノ基礎トナリタル報酬日額ノ百分ノ八十ニ相當スル金額ニ達セザルトキハ←失業保險金ノ支給ヲ受クルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル失業保險金算定ノ方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條ノ八　失業保險金ハ第三十三條ノ六第一項ニ規定スル期間內ニ於テ通算シテ百八十日分ヲ超エテ之ヲ支給セス

失業保險金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三條ノ六第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ前ノ資格ニ基ク失業保險金ハ之ヲ支給セス

第四十條（第一項）　被保險者ノ資格喪失前ニ發シタル疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ガ政令ノ定ムル期間內ニ治癒シタル場合又又ハ治癒セザルモ其ノ期間ヲ經過シタル場合ニ於テ政令ノ定ムル程度ノ癈疾ノ狀態ニ在ル者ニハ其ノ程度ニ應ジ其ノ者ノ死亡ニ至ル迄障害手當金ヲ支給シ又ハ一時金トシテ障害手當金ヲ支給ス

第四十二條ノ三（第一項）　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ政令ノ定ムル期間內ニ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ付支給セラルル脫退手當金ノ額ハ前條ノ規定ニ拘ラズ平均報酬月額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表第四ニ定ムル月數ヲ乘シテ得タル金額トス

第四十三條　養老年金及障害年金又ハ二以上ノ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スル者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一ヲ支給ス

第四十六條　六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ脫退手當金ヲ支給ス但シ職務上ノ事由ニ依リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間內ニ死亡シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ拘ラズ現ニ被保險者タル者又ハ失業保險金ノ支給ヲ受クル者ニ對シテハ脫退手當金ハ之ヲ支給セズ

第四十七條ノ二　六月以上十五年未滿被保險者タリシ者ガ職務外

ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ニ付支給セラルル脫退手當金ノ額ハ前條ノ規定ニ拘ラズ平均報酬月額ニ被保險者タリシ期間ニ依リ別表第四ニ定ムル月數ヲ乘シテ得タル金額トス

第六節　死亡手當金

第五十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ被保險者タリシ者ノ遺族ニ對シ遺族年金ヲ支給ス

三　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間內ニ死亡シタルトキ

第五十條ノ二（第一項）　遺族年金ノ額ハ左ノ區別ニ依ル金額トス

五　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間內ニ死亡シタル場合ニ於テハ最終報酬月額ノ五月分ニ相當スル金額

第五十條ノ四　遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ死亡シタルトキ其ノ他政令ノ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ←遺族年金ヲ受クル權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者アルトキハ其ノ者ニ遺族年金ヲ支給ス

第五十條ノ五（第一項）　遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ一年以上所在不明ナルトキハ←次順位者ノ申請ニ依リ所在不明中←遺族年金ノ支給ヲ停止スルコトヲ得

（第二項）　前項ノ規定ニ依リ遺族年金ノ支給ヲ停止シタル場合ニ於テハ停止期間中←遺族年金ハ之ヲ當該次順位者ニ轉給ス

第五十條ノ六　遺族年金ノ支給ヲ受クル者ガ遺族年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル場合ニ於テ遺族年金ノ支給ヲ受クベキ後順位者ナキトキハ左ノ區別ニ依ル金額ヲ一時金トシテ被保險者タリシ者ノ遺族ニ支給ス

五　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ職務上ノ事由ニ因リ第四十二條ノ三第一項ノ規定ニ依ル政令ノ定ムル期間內ニ死亡シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受ケタル場合ニ在リテハ其ノ者ノ死亡ニ關シ既ニ支給ヲ受ケタル遺族年金ノ總額ガ同條各項ノ區分ニ準ジ其ノ一時金ニ相當スル金額ニ滿タザルトキハ其ノ差額

第五十一條（第一項）　被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ノ生ゼシメタルトキハ療養ノ給付又ハ傷病手當金、障害年金、障害手當金遺族年金若ハ葬祭料ノ支給ヲ爲サス

（第二項）　第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金、第三十六條、第三十七條、第四十二條及第四十二條ノ三若ハ第五十條ノ六ノ規定ニ依ル一時金、遺族年金又ハ葬祭料ノ支給ヲ受クベキ者ガ被保險者、被保險者タリシ者第二十七條ノ二ノ規定ニ依ル支給金ノ支給ヲ受クル者又ハ遺族年金ノ支給ヲ受ケル者ヲ故意ニ死ニ致シタルトキハ其ノ者ニ對シテハ支給ヲ爲サズ此ノ場合ニ於テ後順位者アルトキハ其ノ者ニ支給ス

第五十五條　詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ政令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保

險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲サザルコトヲ得

第五十七條　養老年金、障害年金又ハ遺族年金ヲ受クル者ニ付必要アリト認ムルトキハ其ノ身分關係ノ異動及疾病狀態ノ繼續ノ有無ニ關シ其ノ者ヲシテ必要ナル書類ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ書類ヲ提出セザル者ニ對シテハ養老年金、障害年金又ハ遺族年金ノ支給ヲ一時差止ムルコトヲ得

第五十七條ノ三　被保險者タリシ者ガ船員職業紹介所又ハ公共職業安定所ノ紹介シタル職業ニ就ク爲其ノ住所又ハ居所ヲ變更スル場合ニ於テハ政府ハ被保險者タリシ者及其ノ者ニ依リ生計ヲ維持セラルル家族ノ移轉ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

前項ノ費用ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣船員保險委員會ノ意見ヲ聽キ之ヲ定ム

第五十八條(第一項)　國庫ハ療養ノ給付、傷病手當金及葬祭料ヲ除クノ外政令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ニ五分ノ一ヲ負擔ス但シ失業保險金ノ支給ニ付テハ之ニ要スル費用ノ三分ノ一ヲ負擔ス

第五十九條(第四項)　第一項ノ規定ニヨリ徵收スル保險料ノ保險料率ハ左ノ如シ

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セザルモノニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十九圓二十錢ノ割合

二　第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十七圓ノ割合

三　第二十條ノ規定ニ項ル被保險者ニ付テハ其ノ報酬月額百圓ニ付十二圓二十錢ノ割合

第六十條　被保險者及被保險者ヲ使用スル船舶所有者ハ左ノ區分ニ從ヒ保險料額ヲ負擔ス

一　第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第二號ニ該當セサルモノニ付テハ被保險者ニ於テ保險料額ノ十九・二分ノ七・九・船舶所有者ニ於テ保險料額ハ十九・二分ノ十一・三

二　第三十三條ノ三第二項ニ規定スル期間ノ被保險者ニ付テハ被保險者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ六・八、船舶所有者ニ於テ保險料額ノ十七分ノ十・二

第六十二條(第一項)　船舶所有者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依リ納付スベキ保險料ヲ被保險者ニ支拂フベキ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

第六十三條ノ二　保險審査官ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ニ關シ職權ヲ以テ審査スルコトヲ得

保險審査官審査ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ノ決定ヲ爲シタル當該官吏員ニ對シ質問ヲ爲シ、被保險者ヲ使用スル船舶所有者若ハ第九條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル團體又ハ保險給付ヲ受クベキ者ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

第六十四條　保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第十二條ノ規定ニ依ル處分ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第六十五條　保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處

分ニ關シ訴願ノ提起アリタルトキハ主務大臣ハ船員保險審査會ノ審査ヲ經テ裁決ヲ爲スベシ

第六十五條ノ二　船員保險審査會ノ委員ハ被保險者ヲ代表スル者船舶所有者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者ニ付主務大臣各同數ヲ委嘱ス

第六十六條　本法ニ規定スルモノノ外保險審査官及船員保險審査會ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十七條　審査ノ請求、訴ノ提起又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以內ニ之ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ審査ノ請求ニ付テハ訴願法第八條第三項ノ規定ヲ、訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第百五十八條第二項及第百五十九條ノ規定ヲ準用ス

附　則

(第二項)　政令ヲ以テ指定スル日前十五年間ニ於テ第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ト爲ルベキ資格ヲ有スル船員トシテ五年以上船舶ニ乘組ミタル者ガ四十五歲ヲ超エ被保險者ノ資格ヲ消失シタル場合ニ於テ同日前十五年間ニ於テ船舶ニ乘組ミタル期間ト被保險者タリシ期間トヲ合算シテ十五年以上ニ達スルモ十五年以上被保險者ニ非ザルトキハ其ノ者ニ對スル脫退手當金ノ支給條件及其ノ額ニ付テハ第四十六條及第四十七條ノ規定ニ拘ラズ政令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得但シ第四十二條ノ三若ハ第四十七條ノ二又ハ第五十條第三號ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

社会保險診療報酬支拂基金法

(第三項)　前項ノ規定ニ依リ脫退手當金ノ支給ヲ受ケル者ニハ第四十七條ノ三ノ規定ニ依ル脫退手當金ヲ支給セズ

(別表略)

○船員保險法の一部を改正する法律

(昭和二十二年九月五日法律第百三號)

附　則

第一條　この法律施行の日において、現に保險給付の支給を受ける權利を有する者に支給するものについては、なお從前の例による。

第二條　從前の第七十三條乃至第七十六條の規定による加算、保險給付及び國庫の負擔すべき費用については、なお從前の例による。

○社会保險診療報酬支拂基金法

(昭和二十三年七月十日法律第百二十九號)

法律第百二十九号

社会保険診療報酬支拂基金法

第一章　総則

第一條　社会保険診療報酬支拂基金(以下基金という。)は、政府若しくは健康保険組合、國民健康保険を行う市町村、國民健康保険組合若しくは國民健康保険を行う社團法人又は法律で組織された共済組合(以下保険者という。)が、健康保険法(大正十一年法律

第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、國民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）又は共済組合に関する法律の規定に基いてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付を担当する者又はこれを使用する者（以下診療担当者という。）に対して支拂うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支拂をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

第二條　基金は、これを法人とする。

第三條　基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府縣に置く。

2　基金は、前項に定めるものの外、必要の地に従たる事務所の出張所を置くことができる。

第四條　基金の基本金は、百万円とする。

2　前項の基本金のうち、四十万円は、政府がこれを醵出し、六十万円はその他の保険者が、主務大臣の定めるところにより、これを醵出する。

第五條　基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならない。

一　目的
二　名称
三　事務所の所在地
四　基本金及び資産に関する事項
五　役員に関する事項
六　業務及びその執行に関する事項
七　各保険者との契約の締結に関する事項
八　会計に関する事項
九　公告の方法

2　定款は、主務大臣の認可を受けて、これを変更することができる。

第六條　基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所、従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事務所又は出張所を管轄する司法事務局又はその出張所に必要な事項を登記しなければならない。

2　前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七條　基金には、所得税及び法人税を課さない。

第二章　役員

第八條　基金に役員として、理事長一人、理事八人から十六人まで及び監事四人を置く。

第九條　理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2　理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

3　監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。

第十條　理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

2　理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が各々同数を委嘱する。

3　前項の委嘱は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属團体の推薦によるものとする。

4　主務大臣が前二項の規定により理事を委嘱しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者につき、各々委嘱すべき理事の少くとも二倍の候補者を推薦することを、それぞれの所属團体に求めるものとする。但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかわらず、主務大臣がこれを委嘱する。

5　前三項の規定は、監事の委嘱についてこれを準用する。

第十一條　基金の従たる事務所に幹事四人を置く。

2　幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各々同数を選任する。

3　理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十二條　前條の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2　幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3　幹事長は、定款の定めるところにより、従たる事務所及びその出張所の業務に関し、一切の裁判上及び裁判外の行爲をする権限を有する。

第三章　業務

第十三條　基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　各保険者から、その保険者が、過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の一箇月分に相当する金額の委託を受けること。

二　診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生大臣の定めるところにより算定したる金額を支拂うこと。

三　診療報酬請求書を審査するための委員会を設け、診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

四　前各号の業務に附帯する業務。

2　基金は、前項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、各保険者とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十四條　基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、従たる事務所及びその出張所ごとに、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者のうちから、審査委員各々五人以下を委嘱しなければならない。

2　診療担当者を代表する者について前項の委嘱をなそうとするときは、所属團体の推薦によらなければならない。

3　審査の方法に関し必要な事項は、命令をもつて、これを定める。

る。

第四章　会計

第十五條　基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第十六條　基金は、毎事業年度末に財産目錄及び事業狀況報告書を作成し、事業年度經過後二箇月以內に、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　基金は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、その財産目錄及び事業狀況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

第十七條　基金は、起債をすることができない。

第十八條　基金の基本金は、避けることのできない事由によつて、診療報酬の支拂に不足を生じたときの外、これを使用することができない。

第十九條　基金は、各保險者に、その事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の數を基準として負担させるものとする。

第五章　監督

第二十條　主務大臣は、基金に対して、業務又は財産の狀況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させるものとする。

2　主務大臣は、基金の從たる事務所又はその出張所の役員に対する前項の監督権を、その事務所又はその出張所を管轄する都道府縣知事に委任することができる。

3　前二項の規定により、当該官吏又は吏員に檢査を行わせる場合においては、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帶させ、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示させなければならない。

第二十一條　主務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

2　前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、定款の変更については、この限りでない。

第二十二條　主務大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は前條第一項に規定する命令に違反したときには、これを解嘱することができる。

第六章　罰則

第二十三條　基金の代表者、代理人、使用人その他の從業者が、第二十條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は当該官吏吏員の檢査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを一万円以下の罰金に処する。

2　基金の理事長、理事若しくは監事又はその從たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、第十三條に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第二十四條　基金の理事長、理事若しくは監事又はその從たる事務所若くはその出張所の幹事長又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、五千円以下の過料に処する。

附　則

第二十五條　この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六條　政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第二十七條　設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の醵出を請求しなければならない

第二十八條　基本金の醵出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2　理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3　基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條地方公共團体は、基金の事業に対しては地方税を課することができない。

参照

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第一條　地方公共團体は、普通地方公共團体及び特別地方公共團体とする。

普通地方公共團体は、都道府縣及び市町村とする。

特別地方公共團体は、特別市、特別区、地方公共團体の組合及び財産区とする。

○船員職業安定法（昭和二十三年七月十日法律第百三十号）

法律第百三十号

船員職業安定法目次

第一章　総則
第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び厲員職業補導
第一節　通則
第二節　船員職業紹介
第三節　職業指導
第四節　厲員職業補導
第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業
第一節　船員職業紹介事業
第二節　船員の募集
第三節　船員労務供給事業
第四章　船員職業安定審議会
第五章　雜則
第六章　罰則
附　則

船員職業安定法

第一章　総則

（法律の目的）

第一條　この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機會を與えることによつて、海上企業に対する労働力の適正な充足を図ることを目的とする。

（職業選択の自由）

第二條　何人も、その能力及びその有する免状若しくは証書、受けた訓練又はその経験による資格に應じ、適当な船舶における船員の職業を自由に選択することができる。

（船員選択の自由）

第三條　船舶所有者（船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶賃借の場合には船舶借入人を、船舶所有者船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者をいう。以下同じ。）は船員として雇用する者を自由に選択することができる。但し、労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（均等待遇）

第四條　何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、属員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその團体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

（政府の行う業務）

第五條　政府は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一　海上労働力の需用供給の適正な調整を図ること及びその労働力を最も有効に発揮させるために必要な計画を樹立すること。

二　政府以外の者の行う船員職業紹介、船員の募集又は船員労務供給事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三　求職者に対し、迅速に、その能力に適当な船員の職業に就くことをあつせんすること。

四　求職者に対し必要がある場合には職業指導又は属員職業補導を行うこと。

五　海上労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六　個人、團体、学校又は関係行政廳の協力を得て、公共船員職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は属員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

（定義）

第六條　この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

2　この法律で「船員職業紹介」とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

3　この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択及び職業に対する適應を容易にさせるために必要な指示、助言その他の指導を行うことをいう。

4　この法律で「属員職業補導」とは、属員にならうとする者に対し、属員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働において必要な基本的且つ実用的知識及び技能を授けることをいう。

5　この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員とならうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

6　この法律で「船員労務供給」とは、供給契約に基いて人を船員として他人に使用させることをいう。

第二章　政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び属員職業補導

第一節　通則

（海運総局長官の業務）

第七條　運輸省海運総局長官（以下海運総局長官という。）は、運輸大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関する事項について海運局長を指揮監督するとともに、公共船員職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び属員職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

（公共船員職業安定所）

第八條　海運局に、無料で公共に奉仕する公共船員職業安定所を置き、職業紹介、職業指導、船員保険法の規定によりその所掌に属せしめられた事項その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせる。

2　公共船員職業安定所の名称、位置、管轄区域、職員の定員その他公共船員職業安定所について必要な事項は、命令でこれを定める。

（連絡公共船員職業安定所）

第九條　運輸大臣は、前條第一項の公共船員職業安定所のうち、連絡公共船員職業安定所を指定することができる。

2　連絡公共船員職業安定所は、その属する海運局の管轄区域における海上労働力の需給状況に関し公共船員職業安定所相互間の事務の連絡を掌る。

（職員たる要件）

第十條　公共船員職業安定所の業務を効果あらしめるために、公共船員職業安定所において專らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、運輸大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

（公共職業安定所に対する協力）

第十一條　公共船員職業安定所は、公共職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

（求職者のための施設）

第十二條　政府は、船員職業紹介の事業を行うにあたり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

（労働力の需給に関する調査）

第十三條　海運総局長官は、公共船員職業安定所の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することに努めなければならない。

（海上企業に対する奉仕）

第十四條　海運総局長官は、船員の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もつて海上企業の進展に奉仕することに努めなければならない。

（事務の依頼）

第十五條　公共船員職業安定所長は、公共職業安定所に左の事務を依頼することができる。

一　公共船員職業安定所に出頭してすることの困難な求職の申込を公共船員職業安定所に取り次ぐこと。

二　求職者の身元、資格等に関しこれを調査すること。

三　求人又は求職に関する通報を周知させること。

2　前項各号の事務を依頼するにあたり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、公共船員職業安定所長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼することができる。

第二節　船員職業紹介

（申込の受理）

第十六條　公共船員職業安定所は、いかなる求人又は求職の申込についてもこれを受理しなければならない。但し、求人若しくは求職の申込の内容が法令に違反するとき、又は求人の申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

2　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

（労働条件の明示）

第十七條　求人者は、求人の申込にあたり、公共船員職業安定所に対し、公共船員職業安定所は、紹介にあたり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

（紹介の原則）

第十八條　公共船員職業安定所は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込の内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十九條　紹介は、求人條件又は求職條件を同じくする申込の間においてはその受理の順序による。但し、求職者が公共船員職業安定所の紹介する適当な職に就くことを命令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときにあらたに申込の受理があつたものとみなす。

（求人又は求職の開拓）

第二十條　公共船員職業安定所は、海上労働力の需要供給の状況に應じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（争議行爲に対する不介入）

第二十一條　公共船員職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2　前項に規定する場合の外、労働委員会が公共船員職業安定所に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共船員職業安定所は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合は、この限りでない。

（施行規定）

第二十二條　船員の職業紹介の手続その他政府の行う船員職業紹介に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　職業指導

（職業指導の原則）

第二十三條　公共船員職業安定所は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（適性検査）

第二十四條　公共船員職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者に就き、体力・知能、性格その他について船員の職業に対する適應性の検査を行うことができる。

（学校に対する協力）

第二十五條　公共船員職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に協力しなければならない。

（施行規定）

第二十六條　職業指導の方法その他職業指導に関し必要な事項は、命令でこれを認める。

第四節　属員職業補導

（属員職業補導の原則）

第二十七條　属員職業補導は、海上労働力の需要供給の状況に應じ

て必要な職業種目について、これを行わなければならない。年少者その他特別の属員職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

2　この法律の規定により運輸大臣の行う属員職業補導は、海上労働者の専門的職業活動に直接関係があるものに限られなければならない。運輸大臣は、技術的科目を除いて、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校において通常行われる科目に関する補導は、これを行わないものとし、技術的科目に関する補導を行う場合においても、実地訓練に重点を置き、座学はこれを最小限度に止めるものとする。

（属員職業補導の機関）

第二十八條　属員職業補導は、運輸大臣の指定する船員教育機関が、これを行う。

（公共船員職業安定所の協力）

第二十九條　公共船員職業安定所は、前條の船員教育機関の行う属員職業補導を受けるべき者の選考について、これに協力しなければならない。

（属員職業補導の種目等）

第三十條　属員職業補導の種目、及び方法並びに属員職業補導を受けるべき者の選考について必要な事項は、運輸大臣が、これを定める。

2　属員職業補導の期間は、三箇月を超えてはならない。

（手当の支給）

第三十一條　政府は、属員職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

（施行規定）

第三十二條　この節に定めるものの外、属員職業補導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労務供給事業

第一節　船員職業紹介事業

（船員職業紹介事業の禁止）

第三十三條　政府以外の者は、何人も第三十四條に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

（船員職業紹介事業事業の許可）

第三十四條　船舶所有者を代表する團体、船員を代表する團体、船舶所有者及び船員を代表する協同の團体又は公益を目的とする團体で左の條件を具備するものは、運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行うことができる。

一　当該團体の行う船員職業紹介が有料でなく、且つ、その事業が営利を目的としないこと。

二　國庫から補助金を受けないで船員職業紹介事業を行うこと。

2　運輸大臣は、前項の條件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を與えなければならない。

（船員職業紹介所の所在地変更等）

第三十五條　船員職業紹介事業を行う者は、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするときは、あらかじめ運輸大臣に届け出なければならない。

（設備の改善等）

第三十六條　運輸大臣は、船員職業紹介所の設備その他業務の運営が船員職業紹介事業の経営に関して不適当であると認めるときは、船員職業紹介事業を行う者に対して設備の改善その他必要な事項を勧告することができる。

（報酬受領の禁止）

第三十七條　船員職業紹介事業の従業者は、いかなる名義でも船員の職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。

（兼業の制限）

第三十八條　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、左の業務を行うことができない。但し、船員職業紹介事業を行う者は、運輸大臣の許可を受けたときは、第四号から第六号までの業務を行うことができる。

一　両替

二　質屋

三　酒類の販賣

四　飲食店

五　日用品の販賣

六　宿泊所

2　船員職業紹介事業を行う者及びその従業者は、前項各号の業務を行う者と通謀して、利を図ることはできない。

（名称の制限）

第三十九條　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者たることを示すような文字を用いてはならない。

（帳簿書類の作成等）

第四十條　第三十四條の規定により船員職業紹介事業を行う者は、その業務に関して命令で定める帳簿書類を作成し、その事務所に備え置かなければならない。

（準用規定）

第四十一條　第三十四條の規定により行う船員職業紹介には、第十六條から第二十一條までの規定を準用する。

（施行規定）

第四十二條　この節に定めるものの外、船員職業紹介事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二節　船員の募集

（文書等による募集）

第四十三條　新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する廣告、文書の掲出若しくは頒布又は放送により船員の募集を行おうとする者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなけ

ればならない。

（文書等以外の方法による募集）

第四十四條　前條に規定する方法以外の方法により船員の募集を行おうとする者は、命令の定める場合を除いて、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により運輸大臣の許可を受けることを要しない者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

（委託募集）

第四十五條　船舶所有者は、その被用者以外の者に船員の募集を行わせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2　船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を與えようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3　第一項の規定により船員の募集を行う者は、同時に二以上の船舶所有者のため募集を行つてはならない。

（募集の制限）

第四十六條　公共船員職業安定所長は、海上労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第四十三條の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十七條　運輸大臣は、第四十四條の規定により、募集を許可する場合は募集人員、募集地域その他募集方法に関し、必要な指示を與えることができる。

（報酬受領の禁止）

第四十八條　船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、募集に應じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。

（報酬給與の禁止）

第四十九條　船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給與してはならない。

（再委託の禁止）

第五十條　船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、その募集を他人に委託してはならない。

（準用規定）

第五十一條　船員の募集については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十二條　この節に定めるもの外、船員の募集に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節　船員労務供給事業

（船員労務供給事業の禁止）

第五十三條　何人も、第五十四條に規定する場合を除いては、船員労務供給事業を行い、又はその船員労務供給事業を行う者から供給される人を船員として使用してはならない。

（船員労務供給事業の許可）

第五十四條　労働組合法による労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。

（準用規定）

第五十五條　前條の労働組合の行う船員労務供給事業については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

（施行規定）

第五十六條　船員労務供給事業に関する許可の申請手続その他船員労務供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章　船員職業安定審議会

（船員職業安定審議会）

第五十七條　この法律の施行に関する重要事項を審議させるため、船員職業安定審議会を置く。

2　船員職業安定審議会は、中央船員職業安定審議会及び地方船員職業安定審議会とする。

3　運輸大臣は、前項に規定する船員職業安定審議会の外、二以上の海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置くことができる。

4　中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、運輸大臣の諮問に、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、海運局長の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ関係行政廳に建議することができる。

5　運輸大臣及び海運局長は、この法律の施行に関する重要事項については、すべて船員職業安定審議会の意見を徴さなければならない。

6　船員職業安定審議会は、その業務を行うについて資料を必要とするときは、運輸大臣又は海運局長に当該資料の提供を求めることができる。

7　船員職業安定審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を代表する者及び学識経験のある者の中から、中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、運輸大臣が、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

8　船舶所有者を代表する者の中から委嘱される委員、船員を代表する者の中から委嘱される委員及び学識経験のある者の中から委嘱される委員の数は、各々同数でなければならない。

9　中央船員職業安定審議会は、三月に一回以上、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会は、一月に一回以上これを招集しなければならない。

10　前各項に定めるもの外、船員職業安定審議会について必要な

事項は、命令でこれを定める。

第五章　雑則

（報告の徴收）

第五十八條　公共船員職業安定所長は、必要があると認めるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を求めることができる。

（檢査等）

第五十九條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者に事業又は業務に関し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該官吏にその事務所において、業務の狀況若しくは帳簿書類その他の物件を檢査させることができる。

2　運輸大臣は、第五十三條の規定の実施狀況を調査するため、必要があると認めるときは、当該官吏をして、事務所その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、又は船舶所有者若しくは船員に対して質問させることができる。

3　当該官吏は、前二項に規定する職権を行うときは、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

（事業の停止又は許可の取消）

第六十條　運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労務供給事業を行う者が法令若しくはこれに基く運輸大臣若しくは海運局長の処分に違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2　前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消を受けた者には、再び船員職業紹介事業の許可を與えることができない。

（秘密の嚴守）

第六十一條　公共船員職業安定所の業務又は政府以外の者の行う船員の職業紹介、募集若しくは船員労務供給事業に関し船員、船舶所有者その他の者から知り得た船員又は船舶所有者の個人的情報は、すべて秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。但し、海運総局長官の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

（職員の教育又は訓練）

第六十二條　政府は、その行う船員の職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員の教育又は訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

（職権の委任）

第六十三條　この法律に規定する運輸大臣の職権は、命令の定めるところにより、海運局長に委任することができる。

第六章　罰則

第六十四條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千円以上三万円以下の罰金に処する。

一　暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに從事した者

二　公衆衞生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに從事した者

第六十五條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一　第三十三條の規定に違反した者

二　第三十八條の規定に違反した者

三　第四十四條第一項の規定に違反した者

四　第四十五條第一項の規定に違反した者

五　第五十三條の規定に違反した者

第六十六條　左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三十七條の規定に違反した者

二　第四十五條第二項又は同上第三項の規定に違反した者

三　第四十六條の規定による制限又は第四十七條の規定による指示に從わなかつた者

四　第四十八條の規定に違反した者

五　第四十九條の規定に違反した者

六　第五十條の規定に違反した者

七　虚偽の廣告、文書の提出若しくは頒布若しくは放送により、又は虚偽の労働條件を呈示して船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに從事した者

八　労働條件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員の職業紹介、募集若しくは船員労務の供給を行つた者又はこれに從事した者

第六十七條　左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の過料に処する。

一　第三十五條の規定に違反した者

二　第三十九條の規定に違反した者

三　第四十三條の規定に違反した者

四　第四十四條第二項の規定に違反した者

第六十九條　この法律の違反行爲をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂えば、その違反行爲を知ることができるべきときは、行爲者を罰する外、その法人の代表者又は人に対しても各本條の罰

金刑を科する

2　法人の代表者又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行爲を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行爲者としてこれを罰する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

2　船員職業紹介法（大正十一年法律第三十八号）は、これを廃止する。

3　この法律施行の際現に運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行う者は、この法律施行後三月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

4　船員保険法の一部を次のように改正する。

「船員職業紹介所」を「公共船員職業安定所」に改める。

5　職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二條中「船員法第一條」を「船員職業安定法第六條第一項」に改める。

参照

○職業安定法（昭和二十二年十一月三十日法律第百四十一号）

第六十二條　この法律は、船員法第一條に規定する船員については、これを適用しない。

○刑事訴訟法を改正する法律

（昭和二十三年七月十日法律第百三十一号）

法律第百三十一号
刑事訴訟法目次
第一編　総則
第一章　裁判所の管轄
第二章　裁判所職員の除斥及び忌避
第三章　訴訟能力
第四章　弁護及び補佐
第五章　裁判
第六章　書類及び送達
第七章　期間
第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留
第九章　押收及び捜索
第十章　檢証
第十一章　証人尋問
第十二章　鑑定
第十三章　通訳及び飜訳
第十四章　証拠保全
第十五章　訴訟費用
第二編　第一審
第一章　捜査
第二章　公訴
第三章　公判
第一節　公判準備及び公判手続
第二節　証拠
第三節　公判の裁判
第三編　上訴
第一章　通則
第二章　控訴
第三章　上告
第四章　抗告
第四編　再審
第五編　非常上告
第六編　略式手続
第七編　裁判の執行
刑事訴訟法
第一編　総則

第一條　この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の眞相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第一章　裁判所の管轄

第二條　裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

國外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

第三條　事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

第四條　事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

第五條　数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六條　土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄

に属する事件は、これを管轄することができない。

第七條　土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八條　数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第九條　数個の事件は、左の場合には関連するものとする。

一　一人が数罪を犯したとき。

二　数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

三　数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人藏匿の罪、証憑湮滅の罪、僞証の罪、虚僞の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十條　同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十一條　同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三條　訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

第十四條　裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五條　検察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一　裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二　管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六條　法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

第十七條　検察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一　管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。

二　地方の民心、訴訟の狀況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をすることができる。

第十八條　犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、検事総長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

第十九條　裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二章　裁判所職員の除斥及び忌避

第二十條　裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一　裁判官が被害者であるとき。

二　裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三　裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五　裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六　裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七　裁判官が事件について第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に関與したとき。但し、受託裁判官として関與した場合は、この限りでない。

第二十一條　裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。

弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十二條　事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することができない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十三條　合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、そ

の裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものとみなすときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に関與することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。この場合に第二十四條　訴訟を遲延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前條第三項の規定を適用しない。第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同樣である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

第二十五條　忌避の申立を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二十六條　この章の規定は、第二十條第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四條第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

第三章　訴訟能力

第二十七條　被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行爲についてこれを代表する。

数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行爲については、各自が、これを代表する。

第二十八條　刑法第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪にあたる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行爲についてこれを代理する。

第二十九條　前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、檢察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同樣である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行爲をする者ができるまで、その任務を行う。

第四章　弁護及び補佐

第三十條　被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一條　弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二條　公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三條　被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四條　前條の規定による主任弁護人の権限については、裁判所規則の定めるところによる。

第三十五條　裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、人の弁護人については、特別の事情のあるときに限る。

第三十六條　被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條　左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一　被告人が未成年者であるとき。

二　被告人が年齢七十年以上の者であるとき。

三　被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四　被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

五　その他必要と認めるとき

第三十八條　この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十九條　身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及

び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第四十條　弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ、謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十一條　弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行爲をすることができる。

第四十二條　被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行爲をすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第五章　裁判

第四十三條　判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするについて必要がある場合には事実の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第四十四條　裁判には、理由を附しなければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

第四十五條　判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる。

第四十六條　被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

第六章　書類及び送達

第四十七條　訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八條　公判期日における訴訟手続については公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後速かに、遅くとも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書は、この限りでない。

第四十九條　被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十條　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十一條　検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、判決を宣告する公判期日の調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

第五十二條　公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三條　何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十四條　書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第七章　期間

第五十五條　期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日、二日四日、十二月二十九日三十

日三十一日又は一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

第五十六條　法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行爲をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は檢察廳の所在地との距離及び交通通信の便否に從い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に對する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留

第五十七條　裁判所は、裁判所の規則で定める相當の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條　裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が、正當な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞があるとき。

第五十九條　勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以內にこれを釋放しなければならない。但し、その時間內に勾留狀が發せられたときは、この限りでない。

第六十條　裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相當な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを勾留することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が罪証を隱滅すると疑うに足りる相當な理由があるとき。

三　被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相當な理由があるとき。

勾留の期間は、公訴の提起があつた日から二箇月とする。特に繼續の必要がある場合においては、具體的にその理由を附した決定で、一箇月ごとにこれを更新することができる。但し、第八十九條第一号又は第三号乃至第五号にあたる場合を除いては、更新は、一回に限るものとする。

五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第六十一條　被告人の勾留は、被告人に對し被告事件を告げこれに關する陳述を聽いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二條　被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚狀、勾引狀又は勾留狀を發してこれをしなければならない。

第六十三條　召喚狀には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正當な理由がなく出頭しないときは勾引狀を發することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條　勾引狀又は勾留狀には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事實の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有效期間及びその期間經過後は執行に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに發付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五條　召喚狀は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に對し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚狀を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に對しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚狀の送達があつたものとみなす。

第六十六條　裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託事項について權限を有しないときは、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引狀を発しなければならない。

第六十四條の規定は、前項の勾引狀についてこれを準用する。この場合においては、勾引狀に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十七條　前條の場合には、嘱託によつて勾引狀を発した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以內にその人違でないかどうかを取調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引狀を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條　裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正當な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條　裁判長は、急速を要する場合には、第五十七條乃至第六

刑事訴訟法を改正する法律

十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條　勾引狀又は勾留狀は、檢察官の指揮によつて、檢察事務官又は司法警察職員が、これを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に対して発せられる勾留狀は、檢察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條　檢察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引狀を執行し、又はその地の檢察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條　被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、檢事長にその捜査及び勾引狀の執行を嘱託することができる。

嘱託を受けた檢事長は、その管内の檢察官に捜査及び勾引狀の執行の手続をさせなければならない。

第七十三條　勾引狀を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引狀については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留狀を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引狀又は勾留狀を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令狀が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令狀は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條　勾引狀又は勾留狀の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條　勾引狀の執行を受けた被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條　被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引狀を発した場合には、第一項の告知は、その勾引狀を発した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條　逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第六十一條但書の場合には、被告人を勾留した後直ちに、前項に規定する事項の外、公訴事実の要旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

第七十八條　勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條　被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十條　勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引狀により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條　裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、檢察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

第八十二條　勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留狀の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條　開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならない。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條　法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。檢察官も、同樣である。

第八十五條　開示の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第八十六條　同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手続が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七條　勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、檢察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八條　勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條　保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

一　被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二　被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三　被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四　被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

五　被告人の氏名及び住居が判らないとき。

第九十條　裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一條　勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二條　裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、檢察官の意見を聽かなければならない。

第九十三條　保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情狀、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める條件を附することができる。

第九十四條　保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五條　裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護團体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

第九十六條　被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、檢察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

第九十七條　上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留の取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記錄が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八條　保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、檢察事務官司法警察職員又は監獄官吏は、檢察官の指揮により、勾留狀の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

第九章　押收及び捜索

第九十九條　裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没收すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第百條　裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によって審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第百一條　被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第百二條　裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索することができる。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第百三條　公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務員であつた者が秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ、押収をすることはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な

利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四條　左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押収をすることはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百五條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押収を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押収の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百六條　公判廷外における差押又は捜索は、差押状又は捜索状を発してこれをしなければならない。

第百七條　差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押状又は捜索状についてこれを準用する。

第百八條　差押状又は捜索状は、検察官の指揮によって、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押状又は捜索状の執行について、これを準用する。

第百九條　検察事務官又は裁判所書記は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第百十條　差押状者は捜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。

第百十一條　差押状又は捜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押又は捜索をする場合も、同様である。

前項の処分は、押収物についても、これをすることができ、許可を得ないでその場所に出入することを禁止することができる。

第百十二條　差押状又は捜索状の執行中は、何人に対しても、前項の禁止に從はない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができる。

第百十三條　検察官、被告人又は弁護人は、差押状又は捜索状の執行に立ち会うことができる。但し、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押状又は捜索状の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第百十四條　公務所内で差押状又は捜索状の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状又は捜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共團体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十五條　女子の身体について捜索状の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第百十六條　日出前、日沒後には、令狀に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押狀又は捜索狀の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日沒前に差押狀又は捜索狀の執行に着手したときは、日沒後でも、その処分を継続することができる。

第百十七條　左の場所で差押狀又は捜索狀の執行をするについては、前條第一項に規定する制限によることを要しない。

一　賭博、富くじ又は風俗を害する行爲に常用されるものと認められる場所

二　旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所。但し、公開した時間内に限る。

第百十八條　差押狀又は捜索狀の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百十九條　捜索をした場合において証拠物又は沒收すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十條　押收をした場合には、その目錄を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。

第百二十一條　運搬又は保管に不便な押收物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

危險を生ずる虞がある押收物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押狀の執行をした者も、これをすることができる。

第百二十二條　沒收することができる押收物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができる。

第百二十三條　押收物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

押收物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第百二十四條　押收した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなときに限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第百二十五條　押收又は捜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれを受託裁判官に、受託事項について権限を有しないときは、受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押收又は捜索については、裁判所がする押收又は捜索に関する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならない。

第百二十六條　檢察事務官又は司法警察職員は、勾引狀又は勾留狀を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の捜索をすることができる。この場合には、捜索狀は、これを必要としない。

第百二十七條　第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により檢察事務官又は司法警察職員がする捜索についてこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第十章　檢証

第百二十八條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、檢証することができる。

第百二十九條　檢証については、身体の檢査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第百三十條　日出前、日沒後には、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなければ、檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し、日出後では檢証の目的を達することができない虞がある場合は、この限りでない。

日沒前檢証に着手したときは、日沒後でもその処分を継続することができる。

第百三十一條　身体の檢査については、これを受ける者の性別、健康狀態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を檢査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第百三十二條　裁判所は、身体の檢査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場合に召喚することができる。

第百三十三條　前條の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十四條　第百三十二條の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十五條　第百三十二條の規定による召喚に應じない者は、更

にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百三十六條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、第百三十二條及び前條の規定による召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれを準用する。

第百三十七條　被告人又は被告人以外の者が正當な理由がなく身体の檢査を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に處し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十八條　正当な理由がなく身体の檢査を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十九條　裁判所は、身体の檢査を拒む者を過料に處し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま身体の檢査を行うことができる。

第百四十條　裁判所は、第百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体の檢査をするにあたつては、あらかじめ、檢察官の意見を聽き、且つ、身体の檢査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

第百四十一條　檢証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。

第百四十二條　第百十二條乃至第百十四條、第百十八條及び第百二十五條の規定は、檢証についてこれを準用する。

第十一章　証人尋問

第百四十三條　裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第百四十四條　公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の祕密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十五條　左に揭げる者が前條の申立をしたときは、第一号に揭げる者についてはその院、第二号に揭げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十六條　何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第百四十七條　何人も、左に揭げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一　自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二　自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三　自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八條　共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の関係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第百四十九條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の祕密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十條　召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一條　証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百五十二條　召喚に應じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百五十三條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、証人の召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第百五十四條　証人には、この法律に特別の定のある場合を除いては、宣誓をさせなければならない。

第百五十五條　宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に揭げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第百五十六條　証人には、その実驗した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第百五十七條　檢察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第百五十八條　裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康狀態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、檢察官及び被告人又は

弁護人の意見を聽き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、檢察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機會を與えなければならない。

檢察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第百五十九條　裁判所は、檢察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機會を與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第百六十條　証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百六十一條　正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情狀により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百六十二條　裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に

証人の同行を命ずることができる。証人が正当な理由なく同行に應じないときは、これを勾引することができる。

第百六十三條　裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。

受託裁判官は、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉囑することができる。

受託裁判官は、受託事項について權限を有しないときは、受託の權限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に囑託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長に属する処分をすることができる。但し、第百五十條及び第百六十條の決定は、裁判所もこれをすることができる。

第百五十八條第二項及び第三項並びに第百五十九條に規定する手続は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれをしなければならない。

第百六十四條　証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

第十二章　鑑定

第百六十五條　裁判所は、学識経驗のある者に鑑定を命ずることができる。

第百六十六條　鑑定人には、宣誓をさせなければならない。

第百六十七條　被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、留置狀を発してこれをしなければならない。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第百六十八條　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を檢査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罪名及び立ち入るべき場所、檢査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可狀を発して、これをしなければならない。

裁判所は身体の檢査に関し、適当と認める條件を附することができる。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可狀を示さなければならない。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條及び第百四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の檢査についてこれを準用する。

第百六十九條　裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第百六十七條第一項に規定する処分については、この限りでない。

第百七十條　檢察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。

この場合には、第百五十七條第二項の規定を準用する。

第百七十一條　前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第百七十二條　身体の檢査を受ける者が、鑑定人の第百六十八條第一項の規定によつてする身体の檢査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の檢査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体の檢査をすることができる。

第百七十三條　鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができる。

第百七十四條　特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

第十三章　通訳及び飜訳

第百七十五條　國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第百七十六條　耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる

場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第百七十七條　國語でない文字又は符号は、これを飜訳させることができる。

第百七十八條　前章の規定は、通訳及び飜訳についてこれを準用する。

第十四章　証拠保全

第百七十九條　被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押收、捜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第百八十條　検察官及び弁護人は、裁判所において、前條第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することができる。但し、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章　訴訟費用

第百八十一條　刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。

第百八十二條　共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帯して、これを負担させることができる。

第百八十三條　告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第百八十四條　検察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に関する費用を負担させることができる。

第百八十五條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判について上訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第百八十六條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職権で別にその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十七條　裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所

が、職権でその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十八條　訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

第二編　第一審

第一章　捜査

第百八十九條　警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第百九十條　森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第百九十一條　検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第百九十二條　検察官と都道府縣公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない。

第百九十三條　検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。

刑事訴訟法を改正する法律

の場合における一般的指示は、公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限られる。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第百九十四條　検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

國家公安委員会、都道府縣公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第百九十五條　検察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第百九十六條　検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人

その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

第百九十七條　捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

捜査については、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十八條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第百九十九條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪について は、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに應じない場合に限る。

前項の逮捕状は、検察官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百條　逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一條　逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百二條　検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三條　司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四條　検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前條の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に公訴を提起しなければならない。

前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五條　検察官は、第二百三條の規定により送致された被疑者を受取つたときは、弁解の機会を與え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百六條　検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

第二百七條　前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保

釈についてはこの限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百八條　前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百九條　第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百條の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

第二百十一條　前條の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十二條　現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一　犯人として追呼されているとき。

二　贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三　身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四　誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三條　現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十四條　検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察廳若しくは区検察廳の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第二百十五條　司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならない。必要があるときは、逮捕者に対しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十六條　現行犯人が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七條　五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百十八條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、捜索又は検証をすることができる。この場合においては、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

前項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体検査令状の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める條件を附することができる。

第二百十九條　前條の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する條件、有効期間及びその期間経過後は差押、捜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前條の令状についてこれを準用する。

第二百二十條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第百九十九條の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十條の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一　人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

二　逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十一條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十二條　第九十九條、第百條、第百二條乃至第百五條、第百十條乃至第百十二條、第百十四條、第百十五條及び第百十八條

乃至第百二十四條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及び前條の規定によつてする押收又は捜索について、第百十條、第百十二條、第百十四條、第百十八條、第百二十九條、第百三十一條及び第百三十七條乃至第百四十條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條又は第二百二十條の規定によつてする檢證についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第百二十二條乃至第百二十四條に規定する処分をすることができない。

第二百二十條の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第百十六條及び第百十七條の規定は、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする押收又は捜索について、これを準用する。

日出前、日沒後には、令狀に夜間でも檢證をすることができる旨の記載がなければ、檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定によつてする檢證のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百十七條に規定する場所については、この限りでない。

日沒前檢證に着手したときは、日沒後でもその処分を継続することができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、捜索又は檢證をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができる。

第一項の規定により、身体の檢査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときは、裁判所にその処分を請求しなければならない。

第二百二十三條　檢察官、檢察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは飜訳を嘱託することができる。

第百九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十四條　前條第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第百六十七條第一項に規定する処分を必要とするときは、檢察官、檢察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、第百六十七條の場合に準じてその処分をしなければならない。

第二百二十五條　第二百二十三條第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八條第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、檢察官、檢察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可狀を発しなければならない。

第百六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可狀についてこれを準用する。

第二百二十六條　犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條　第二百二十三條第一項の規定による檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の取調に際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異る供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、檢察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、檢察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明しなければならない。

第二百二十八條　前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百二十九條　変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方檢察廳又は区檢察廳の檢察官は、檢視をしなければならない。

檢察官は、檢察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條　犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條　被害者の法定代理人は、独立して告訴をすることができる。

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二條　被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第二百三十三條　死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

名誉を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條　親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、檢察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五條　親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経

過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴及び日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條　告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

第二百三十七條　告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件の請求についてこれを準用する。

第二百三十八條　親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

第二百三十九條　何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

第二百四十條　告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。

第二百四十一條　告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條　司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百四十三條　前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四條　刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五條　第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六條　司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めがある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

第二章　公訴

第二百四十七條　公訴は、検察官がこれを行う。

第二百四十八條　犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情狀並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條　公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十條　時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

一　死刑にあたる罪については十五年

二　無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年

三　長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年

四　長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年

五　長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年

六　拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條　二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條　刑法により刑を加重し、又は減軽すべき場合には、加重し、又は減軽しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條　時効は、犯罪行爲が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行爲が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第二百五十四條　時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において、停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五條　犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條　公訴の提起は、起訴狀を提出してこれをしなければならない。

起訴狀には、左の事項を記載しなければならない。

一　被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項

二　公訴事実

三　罪名

公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。

訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

起訴狀には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條　公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條　檢察官は、事件がその所属檢察廳の対應する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に対應する檢察廳の檢察官に送致しなければならない。

第二百五十九條　檢察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十條　檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の檢察廳の檢察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一條　檢察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條　刑法第百九十三條乃至第九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、檢察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その檢察官所属の檢察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした檢察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三條　前條第一項の請求は、第二百六十六條の決定があるまでこれを取り下げることができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條第一項の請求をすることができない。

第二百六十四條　檢察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條　第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一　請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二　請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條　前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十八條　裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで檢察官の職務を行う。但し、檢察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、檢察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により檢察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十條　檢察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

第三章　公判

第一節　公判準備及び公判手続

第二百七十一條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴狀の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴狀の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十二條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七十三條　裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

公判期日は、これを檢察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

第二百七十四條　裁判所の構内にいる被告人に対し公判期日を通知したときは召喚狀の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條　第一回の公判期日と被告人に対する召喚狀の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六條　裁判所は、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判期日を変更することができる。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、変更後の公判期日において、まず、檢察官及び被告人又は弁護人に対し、異議を申し立てる機会を與えなければならない。

第二百七十七條　裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八條　公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十九條　裁判所は、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十條　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。

第百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四條又は第二百五條の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聽き、勾留狀を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百八十一條　証人については、裁判所は、第百五十八條に掲げる事項を考慮した上、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き必要と認めるときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十二條　公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ檢察官が出席してこれを開く。

第二百八十三條　被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四條　五千円以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五條　勾留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は被告人の出頭がその権利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六條　前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七條　公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

第二百八十八條　被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九條　死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第二百九十條　第三十七條各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

第二百九十一條　檢察官は、まず、起訴狀を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴狀の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の権利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十二條　証拠調は、前條の手続が終つた後、これを行う。

第二百九十三條　証拠調が終つた後、檢察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十四條　公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十五條　裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行爲についても同様である。

第二百九十六條　証拠調のはじめに、檢察官は、証拠により証明す

刑事訴訟法を改正する法律

べき事実を明らかにしなければならない。但し、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調を請求する意思のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることはできない。

第二百九十七條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

第二百九十八條　検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

第二百九十九條　検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で証拠調の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第三百條　第三百二十一條第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一條　第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條　第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証拠とすることができる書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三條　公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押收及び捜索の結果を記載した書面並びに押收した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四條　証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

第三百六條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求した者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならない。

第三百七條　証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を與えなければならない。

第三百九條　検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第三百十條　証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一條　被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條　裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

刑事訴訟法を改正する法律

第三百十三條　裁判所は、適当と認めるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條　被告人が心神喪失の狀態に在るときは、檢察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、その狀態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、檢察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適当と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならない。

第三百十五條　開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條　地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない

第二節　証拠

第三百十七條　事実の認定は、証拠による。

第三百十八條　証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條　強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條　第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

第三百二十一條　被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を錄取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

一　裁判官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二　檢察官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三　前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は國外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の檢証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の檢証の結果を記載した

書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その眞正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二條　被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十三條　前二條に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一　戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二　商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三　前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十四條　被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五條　裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六條　検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うことを妨げない。

第三百二十八條　第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができる。

第三節　公判の裁判

第三百二十九條　被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十條　高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十一條　裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

第三百三十二條　簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十三條　被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

第三百三十四條　被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五條　有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

第三百三十六條　被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七條　左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

一　確定判決を経たとき。

二　犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

三　大赦があつたとき。

四　時効が完成したとき。

第三百三十八條　左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

一　起訴状に記載された事実が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

二　公訴が取り消されたとき。

三　被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四　第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百四十條　公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十一條　被告人が陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決をすることができる。

第三百四十二條　判決は公判廷において、宣告によりこれを告知す

る。

第三百四十三條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、あらたに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八條の規定を準用する。

第三百四十四條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條　無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留狀は、その効力を失う。

第三百四十六條　押收した物について、没收の言渡がないときは、押收を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七條　押收した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

贓物の対價として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例による。

仮に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとする。

前三項の規定は、民事訴訟の手続に從い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第三百四十八條　裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、檢察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

第三百四十九條　刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、檢察官は刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聽いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十條　刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、檢察官はその犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第三編　上訴

第一章　通則

第三百五十一條　檢察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第二百六十六條第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により檢察官の職務を行う弁護士及び当該他の事件の檢察官は、その裁判に対し各々独立して上訴をすることができる。

第三百五十二條　檢察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十三條　被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四條　勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五條　原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六條　前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

第三百五十七條　上訴は、裁判の一部に対してこれをすることができる。部分を限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に対してしたものとみなす。

第三百五十八條　上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九條　檢察官、被告人又は第三百五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることができる。

第三百六十條　第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることができる。

第三百六十一條　上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。上訴の取下に同意をした被告人も、同様である。

第三百六十二條　第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代人の責に帰することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることができる。

第三百六十三條　上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内にこれをしなければならない。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十四條　上訴権回復の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百六十五條　上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に対し勾留狀を発することができる。

第三百六十六條　監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理者は、これを代書し、又は所属の吏員にこれをさせなければならない。

刑事訴訟法を改正する法律

第三百六十七條　前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴權回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百六十八條　檢察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、當該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百六十九條　補償すべき費用の範圍は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日當及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

第三百七十條　補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、當該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が決定を以てこれを行う。

前項の請求は、當該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は當該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百七十一條　補償の請求、補償の支拂その他補償に関する手続については、この法律に特別の定のある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

第二章　控訴

第三百七十二條　控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。

第三百七十三條　控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四條　控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならない。

第三百七十五條　控訴の申立が明らかに控訴權の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百七十六條　控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならない。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は檢察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十七條　左の事由があつた場合において控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の檢察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

一　法律に從つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二　法令により判決に関與することができない裁判官が判決に関與したこと。

三　審判の公開に関する規定に違反したこと。

第三百七十八條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

一　不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

二　不法に、公訴を受理し又はこれを棄却したこと。

三　審判の請求を受けない事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四　判決に理由を附せず、又は理由にくいちがいがあること。

第三百七十九條　前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十條　法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならない。

第三百八十一條　刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十二條　事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十三條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならない。

一　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

二　判決があつた後に刑の廢止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四條　控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

第三百八十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴權の消滅後にされたものであることが明らかなときは、控訴裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十六條　左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却

しなければならない。

一　第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二　控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三　控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該当しないとき。

前條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第三百八十七條　控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百八十八條　控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これをすることができない。

第三百八十九條　公判期日には、検察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならない。

第三百九十條　控訴審においては、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、裁判所は、五千円以下の罰金又は科料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる。

第三百九十一條　弁護人が出頭しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、検察官の陳述を聽いて判決をすることができる。

第三百九十二條　控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に関しては、職権で調査することができる。

第三百九十三條　控訴裁判所は、前條の調査をするについて必要があるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で事実の取調をすることができる。但し、第一審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠でその事由が疎明されたものについては、刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認を証明するために欠くことができない場合に限り、これを取り調べなければならない。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百九十四條　第一審において証拠とすることができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

第三百九十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條　不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條　前二條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記錄並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百一條　被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條　被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

刑事訴訟法を改正する法律

第三百九十六條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條　不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條　前二條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記錄並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百一條　被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條　被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條　原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百四條　第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては控訴の審判についてこれを準用する。

第三章　上告

第四百五條　高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一　憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二　最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三　最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條　最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條　上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八條　上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上

告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九條　上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百五條第二号又は第三号に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一　判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二　刑の量定が甚しく不当であること。

三　判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。

四　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

五　判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三條　前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記錄並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四條　前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條　上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを發見したときは、檢察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならない。

上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六條　訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることができる。

第四百十七條　上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條　上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

第四章　抗告

第四百十九條　抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十條　裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押收又は押收物の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十一條　抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることができる。但し、原決定を取り消しても実益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十二條　即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條　抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四條　抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條　即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條　抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條　抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十八條　高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に関しては、抗告に関する規定を準用する。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関しては、即時抗告に関する規定をも準用する。

第四百二十九條　裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一　忌避の申立を却下する裁判

二　勾留、押收又は押收物の還付に関する裁判

三　鑑定のため留置を命ずる裁判

四　証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

五　身体の検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百二十條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

前項の請求期間内及びその請求があつたときは裁判の執行は、停止される。

第四百三十條　検察官又は検察事務官のした第三十九條第三項の処分又は押收若しくは押收物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察廳の対應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に關する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十一條　前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二條　第四百二十四條、第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三條　この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所に特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四條　第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、前條第一項の抗告についてこれを準用する。

第四編　再審

第四百三十五條　再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二　原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は飜訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三　有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四　原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六　有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より輕い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七　原判決に関與した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関與した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條　再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二　原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関與した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第四百三十七條　前二條の規定に從い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八條　再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條　再審の請求は、左の者がこれをすることができる。

一　検察官

二　有罪の言渡を受けた者
三　有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人
四　有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の狀態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、檢察官でなければこれをすることができない。

第四百四十條　檢察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十一條　再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをすることができる。

第四百四十二條　再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対應する檢察廳の檢察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條　再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條　第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條　再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條　再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七條　再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八條　再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九條　控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第二審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條　第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十一條　裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は前項の審判にこれを適用しない。

一　死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二　有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の狀態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二條　再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三條　再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編　非常上告

第四百五十四條　檢事總長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五條　非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六條　公判期日には、檢察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條　非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條　非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一　原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二　訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九條　非常上告の判決は、前條第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十條　裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三

條第二項の規定を準用する。

第六編　略式手続

第四百六十一條　簡易裁判所は、檢察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五千円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、沒收を科し、その他附隨の処分をすることができる。

略式命令は、被疑者が檢察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がないときに限り、これをすることができる。

第四百六十二條　略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

第四百六十三條　前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に從い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四百六十四條　略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

第四百六十五條　略式命令を受けた者又は檢察官は、その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は速やかにその旨を檢察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六條　正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

第四百六十七條　第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八條　正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に從い、審判をしなければならない。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

第四百六十九條　正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令はその効力を失う。

第四百七十條　略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編　裁判の執行

第四百七十一條　裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十二條　裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対應する檢察廳の檢察官がこれを指揮する。但し、第七十條第一項但書の場合、第百八條第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対應する檢察廳の檢察官がこれを指揮する。但し、訴訟記錄が下級の裁判所又はその裁判所に対應する檢察廳に在るときは、その裁判所に対應する檢察廳の檢察官が、これを指揮する。

第四百七十三條　裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる。

第四百七十四條　二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、最高檢察廳の檢察官は檢事總長の、その他の檢察官は檢事長の許可を得て、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五條　死刑の執行は、法務總裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六條　法務總裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七條　死刑は、檢察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、これを執行しなければならない。

檢察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

第四百七十八條　死刑の執行に立ち会つた檢察事務官は、執行始末書を作り、檢察官及び監獄の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九條　死刑の言渡を受けた者が心神喪失の狀態に在るときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懷胎しているときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の狀態が回復した後又は出産の後に法務總裁の命令がなければ、執行することはできない。

第四百七十五條第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失

の狀態が回復した日又は出産の日と續み替えるものとする。

第四百八十條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の狀態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に對應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて、その狀態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十一條　前條の規定により刑の執行を停止した場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共團体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の處分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に對應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することができる。但し、最高檢察廳の、檢察官にあつては檢事總長の、その他の檢察官にあつては檢事長の許可を得なければならない。

一　刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二　年齡七十年以上であるとき。

三　受胎後百五十日以上であるとき。

四　出産後六十日を經過しないとき。

五　刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六　祖父母又は父母が年齡七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七　子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八　その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條　第五百條に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、檢察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出に應じないときは、收監狀を發しなければならない。

第四百八十五條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する虞があるときは、檢察官は、直ちに收監狀を發し、又は司法警察員にこれを發せしめることができる。

第四百八十六條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、檢察官は、檢事長にその收監を請求することができる。

請求を受けた檢事長は、その管内の檢察官に收監狀を發せしめなければならない。

第四百八十七條　收監狀には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齡、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、檢察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條　收監狀は、勾引狀と同一の効力を有する。

第四百八十九條　收監狀の執行については、勾引狀の執行に關する規定を準用する。

第四百九十條　罰金、科料、沒收、追徵、過料、沒取、訴訟費用、費用賠償又は假納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に關する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條　沒收又は租稅その他の公課若しくは專賣に關する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徵は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相續財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二條　法人に對して罰金、科料、沒收又は追徵を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存續する法人又は合併によつて設立された法人に對して執行することができる。

第四百九十三條　第一審と第二審とにおいて、假納付の裁判があつた場合に、第一審の假納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の假納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の假納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の假納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の假納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條　假納付の裁判の執行があつた後に、罰金、科料又は追徵の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、假納付の裁判の執行によつて得た金額が罰金、科料又は追徵の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十五條　上訴の提起期間中の未決勾留の日數は、上訴申立後の未決勾留の日數を除き、全部にれを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日數は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一　檢察官が上訴を申し立てたとき。

二　檢察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日數に準じて、これを通算する。

第四百九十六條　沒收物は、檢察官がこれを處分しなければならない。

第四百九十七條　沒收を執行した後三箇月以内に、權利を有する者が沒收物の交付を請求したときは、檢察官は、破壞し、又は廢棄

すべき物を除いては、これを交付しなければならない。

没収物を処分した後前項の請求があつた場合には、検察官は、公賣によつて得た代價を交付しなければならない。

第四百九十八條　僞造し、又は変造された物を返還する場合には、僞造又は変造の部分をその物に表示しなければならない。

僞造し、又は変造された物が押収されていないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、僞造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九條　押収物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を官報で公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公賣して、その代價を保管することができる。

第五百條　訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならない。

第五百一條　刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。

第五百二條　裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が、執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

第五百三條　前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

第五百四條　第五百條乃至第五百二條の申立についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五百五條　罰金又は科料を完納することができない場合における労役場留置の執行については、刑の執行に関する規定を準用する。

第五百六條　第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に関する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

参照

○刑法（明治四十年四月二十四日法律第四十五號）

第三十九條　心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

心神耗弱者ノ行爲ハ其刑ヲ減輕ス

第四十條　瘖啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條　十四歳ニ滿タサル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第五十二條　併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受ケサル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第百九十三條　公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十四條　裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十五條　裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第百九十六條　前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二百二十九條（但書）　但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第二百三十條　公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス

第二百三十一條　事實ヲ摘示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二百三十二條（第二項）　告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者カ天皇、皇后、太皇太后、皇太后又ハ皇嗣ナルトキハ內閣總理大臣、外國ノ君主又ハ大統領ナルトキハ其國ノ代表者代リテ之ヲ行フ

○日本國憲法

第八十二條（第二項但書）　但し、政治犯罪、出版に關する犯罪又はこの憲法第三章で保障する國民の權利が問題となつてゐる事件の對審は、常にこれを公開しなければならない。

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九號）

第三十三條（第二項）　簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。但し、刑法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪にかかる事件又はこれらの罪と他の罪とにつき刑法第五十四條第一項の規定によりこれらの罪と刑を以て処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

○教科書の発行に関する臨時措置法

（昭和二十三年七月十日法律第百三十二號）

教科書の発行に関する臨時措置法

第一條　この法律は、現在の經濟事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な價格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とする。

第二條　この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部大臣の檢定を經たもの又は文部大臣において著作権を有するものをいう。

2　この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三條　教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。

2　著作者及び発行者が法人その他の團体であるときは、團体名及びその代表者名を併記するものとする。

3　印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條　発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

第五條　都道府縣知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2　教科書展示会に関しては、省令をもつてその基準を定める。

第六條　文部大臣は、第四條の届出に基き目錄を作成し、都道府縣知事にこれを送附するものとする。

2　都道府縣知事は、前項の目錄を当該都道府縣の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配布するものとする。

3　発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、前條の教科書展示会に出品することができる。

第七條　國立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府縣知事に報告しなければならない。

2　都道府縣知事は、都道府縣内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八條　文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示（以下発行の指示という。）しなければならない。

第九條　文部大臣は、左の各号の一に当る事由があるときは、需要者の意思を考慮して他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一　需要数が教科書の発行に不十分なとき。

二　発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三　発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四　第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條　発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2　発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3　文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができる。

第十一條　教科書の定價は、文部大臣の認可を經なければならない。

第十二條　発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に應じて定價の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三條　保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその債権を譲渡することができない。

第十四條　第十條第一項の義務に違反する行爲があると認めるときは、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條　第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條　発行者において、第十條第一項の義務に違反する行爲があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰属せしめることができる。

第十七條　この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律

第十八條　この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律（昭和二十三年七月十日法律第百三十三号）

学校教育法及び義務教育費國庫負担法の一部を改正する法律

第一條　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十條及び第六十八條第二項中「大学設置委員会」を「大学設置審議会」に改める。

第八十六條　削除

第九十三條及び第九十六條第二項中「勅令」を「政令」に改める。

第九十三條に次の二項を加える。

前項但書に規定する盲学校及び聾唖学校にかかる保護者の義務は、昭和二十三年度においては、子女の満七歳に達した日の属する学年の終りまでとする。

当分の間、昭和二十四年度以降における第二十二條第一項に規定する盲学校及び聾学校にかかる保護者の義務に関しては、政令で、これを定める。

第二條　義務教育費國庫負担法（昭和十五年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及中学校」を「、中学校、盲学校及聾学校」に改め、「（勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」を削り、「及勅令ヲ以テ定ムル旅費」を「、旅費、扶養手当、勤務地手当及退官又は退職ニ関スル手当並ニ政令ヲ以テ定ムル日直及宿直ニ関スル手当」に改める。

同條に次の一項を加える。

前項ノ職員ノ範圍、定員及給與の額ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。但し、学校教育法第六十條及び第六十八條第二項の改正規定は、國家行政組織法施行の日から、これを施行する。

参　照

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第六十條　大学の設置の認可に関しては、監督廳は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

大学設置委員会に関する事項は、命令でこれを定める。

第六十八條（第二項）　博士その他の学位に関する事項を定めるについては、監督廳は、大学設置委員会に諮問しなければならない。

第八十六條　町村制を施行していない地域においては、この法律における町村及び町村学校組合に関する規定は、その地域におけるこれに準ずべきものに、これを適用する。

前項の地域において、この法律により難い事項のあるときは、都道府縣監督廳は、特別の処分をすることができる。

第九十三條　この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。但し、第二十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する盲学校、聾学校及び養護学校における就学義務並びに第七十四條に規定するこれらの学校の設置義務に関する部分の施行期日は、勅令で、これを定める。

第九十六條（第二項）　当分の間昭和二十三年度以降における、第三十九條第一項に規定する保護者の義務に関しては、勅令で、これを定める。

○義務教育費國庫負担法（昭和十五年三月二十九日法律第二十二號）

第一條　公立ノ小学校及中学校ノ義務教育ニ従事スル職員（勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ俸給、特別加俸、死亡賜金及勅令ヲ以テ定ムル旅費ノ爲都道府縣ニ於テ要スル經費ノ半額ハ國庫ニ於テ之ヲ負担ス

○公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法（昭和二十三年七月十日法律第百三十四号）

法律第百三十四号

公立高等学校定時制課程職員費國庫補助法

第一條　公立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程という。）のみを置くものの校長並びに主として定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当並びに日直及び宿直に関する手当のため、都道府縣において要する經費については、予算の定めるところに従い、國庫がその十分の四を補助する。

第二條　前條の補助金は、毎年度これを都道府縣に交付する。

第三條　補助金の交付に関し、必要な規程は、文部大臣が、これを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

○市町村立学校職員給與負担法（昭和二十三年七月十日法律第百三十五号）

法律第百三十五号

市町村立学校職員給與負担法

第一條　市（特別区を含む。以下同じ。）町村立の小学校、中学校、盲学校及びろう学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、寮母、講師及び地方事務官たる職員の俸給、特別加俸、死亡賜金、旅費、扶養手当、勤務地手当、退官又は退職に関する手当、日直及び宿直に関する手当並びに定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府縣の負担とする。

第二條　市町村立高等学校で、特別の時期及び時間において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）のみを置くものの校長（定時制の課程の外に通常の課程又は夜間の課程を置くものの校長を除く。）並びに定時制の課程の授業を担任する教諭、助教諭及び講師の俸給その他の給與は、都道府縣の負担とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

2　市町村立の小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給與の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）は、これを廢止する。但し、同政令適用の際、従前の規定による中等学校の在学者のうち、第二学年又は第三学年に属する者をその生徒とした市町村立中学校の職員で、國庫負担額算定の基準となる者以外のものの俸給その他の給與は、第一條の規定にかかわらず、これを市町村の負担とする。

○警察官等職務執行法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十六号）

法律第百三十六号

警察官等職務執行法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、警察官及び警察吏員（以下警察官等という。）が警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）に規定する國民の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。

2　この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。

（質問）

第二條　警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができる。

2　その場で前項の質問をすることが本人に対して不利であり、又は交通の妨害になると認められる場合においては、質問するために、その者に附近の警察署、派出所又は駐在所に同行することを求めることができる。

3　前二項に規定する者は、刑事訴訟に関する法律の規定によらない限り、身柄を拘束され、又はその意に反して警察署、派出所若しくは駐在所に連行され、若しくは答弁を強要されることはない。

4　警察官等は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。

（保護）

第三條　警察官等は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して左の各号の一に該当することが明らかであり、且つ、應急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者を発見したときは、とりあえず警察署、病院、精神病者收容施設、救護施設等の適当な場所において、これを保護しなければならない。

一　精神錯乱又はてい酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす虞のある者

二　迷い子、病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、應急の救護を要すると認められる者（本人がこれを拒んだ場合を除く。）

2　前項の措置をとつた場合においては、警察官等は、できるだけすみやかに、その者の家族、知人その他関係者にこれを通知し、その者の引取方について必要な手配をしなければならない。責任ある家族、知人等が見つからないときは、すみやかにその事件を適当な公衆保健若しくは公共福祉のための機関又はこの種の者の処置について法令により責任を負う他の公の機関に、その事件を引き継がなければならない。

3　第一項の規定による警察の保護は、二十四時間をこえてはならない。但し、引き続き保護することを承認する簡易裁判所（当該保護をした警察官等の属する警察署所在地を管轄する簡易裁判所をいう。以下同じ。）の裁判官の許可状のある場合は、この限りでない。

4　前項但書の許可状は、警察官等の請求に基き、裁判官において已むを得ない事情があると認めた場合に限り、これを発するものとし、その延長に係る期間は、通じて五日をこえてはならない。この許可状には已むを得ないと認められる事情を明記しなければならない。

5　警察官等は、第一項の規定により警察で保護をした者の氏名、住所、保護の理由、保護及び引渡の時日並びに引渡先を毎週簡易裁判所に通知しなければならない。

（避難等の措置）

第四條　警察官等は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

2　前項の規定により警察官等がとつた処置については、順序を経て所属の公安委員会にこれを報告しなければならない。この場合において、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要と認める協力を求めるため適当な措置をとらなければならない。

（犯罪の予防及び制止）

第五條　警察官等は、犯罪がまさに行われようとするのを認めたときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行爲により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行爲を制止することができる。

（立入）

第六條　警察官等は、前二條に規定する危険な事態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合において、その危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するため、已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物又は船車の中に立ち入ることができる。

2　興行場、旅館、料理屋、駅その他多数の客の来集する場所の管理者又はこれに準ずる者は、その公開時間中において、警察官等が犯罪の予防又は人の生命、身体若しくは財産に対する危害予防のため、その場所に立ち入ることを要求した場合においては、正当の理由なくして、これを拒むことができない。

3　警察官等は、前二項の規定による立入に際しては、みだりに関係者の正当な業務を妨害してはならない。

4　警察官等は、第一項又は第二項の規定による立入に際して、その場所の管理者又はこれに準ずる者から要求された場合には、その理由を告げ、且つ、その身分を示す証票を呈示しなければならない。

ない。

（武器の使用）

第七條　警察官等は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に應じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十六條（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合又は左の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を與えてはならない。

一　死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

二　逮捕状により逮捕する際又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官等の職務の執行に対して抵抗し、若しくは逃亡しようとするとき又は第三者がその者を逃がそうとして警察官等に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するために他に手段がないと警察官等において信ずるに足りる相当な理由のある場合。

（他の法令による職権職務）

第八條　警察官等は、この法律の規定によるの外、刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

參照

○刑法（明治四十五年四月二十四日法律第四十五號）

第三十六條　急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ權利ヲ防衛スル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス

防衛ノ程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十七條　自己又ハ他人ノ生命、身体、自由若クハ財産ニ対スル現在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨリ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

前項ノ規定ハ業務上特別ノ義務アル者ニハ之ヲ適用セス

○興行場法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十七号）

法律第百三十七号

興行場法

第一條　この法律で「興行場」とは、映画、演劇、音樂、スポーツ、演藝又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいう。

2　この法律で「興行場営業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として興行場を経営することをいう。

第二條　業として興行場を経営しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、興行場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條　興行場営業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條　入場者は、興行場において、場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

2　営業者又は興行場の管理者は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第五條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條　都道府縣知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第七條　都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第二條第一項の規定に違反した者

二　第六條の規定による命令に違反した者

第九條　第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條　第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行

爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

附　則

第十二條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條　昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

○旅館業法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十八号）

法律第百三十八号

旅館業法

第一條　この法律は、旅館業に対して、公衆衛生の見地から必要な取締を行い、もつてその経営を公共の福祉に適合させることを目的とする。

第二條　この法律で「旅館業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を経営することをいう。

2　この法律で「ホテル」とは、一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定めるホテルとしての基準に合うものをいう。

3　この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める旅館としての基準に合うものをいう。

4　この法律で「下宿」とは、一週以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府縣知事の定める下宿としての基準に合うものをいう。

第三條　人を宿泊させる営業を営もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、前項の営業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條　旅館業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、営業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第五條　営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一　宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかつていると明らかに認められるとき。

二　宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行爲又は風紀を乱す行爲をする虞があると認められるとき。

三　宿泊施設に余裕がないときその他都道府縣が條例で定める事由があるとき。

第六條　営業者は、定泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2　宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2　当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合において は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條　都道府縣知事は、営業者が、第四條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條　都道府縣知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聽聞を行わなければならない。

2　都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行爲並びに聽聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第十條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項の規定に違反した者

二　第八條の規定による命令に違反した者

第十一條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金に処する

一　第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二　第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條　第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附　則

第十四條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により營業の許可を受けて旅館業を營んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六條　昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を營み、この法律施行の際現にこれを營んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き續きこれを營むことができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

○公衆浴場法（昭和二十三年七月十二日法律第百三十九号）

公衆浴場法

第一條　この法律で「公衆浴場」とは、溫湯、潮湯又は溫泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2　この法律で「浴場業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として公衆浴場を經營することをいう。

第二條　業として公衆浴場を經營しようとする者は、政令の定める手數料を納めて、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　都道府縣知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が、公衆衞生上不適当であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條　浴場業を營む者（營業者という。以下同じ。）は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保溫及び清潔その他入浴者の衞生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2　前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條　營業者は傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える虞のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府縣知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條　入浴者は、公衆浴場において浴そう内を著しく不潔にし、その他公衆衞生に害を及ぼす虞のある行爲をしてはならない。

2　營業者又は公衆浴場の管理者は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第六條　都道府縣知事は、必要があると認めるときは、營業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を檢査させることができる。

2　当該吏員が前項の規定により立入檢査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條　都道府縣知事は、營業者が、第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて營業の停止を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該營業者に、その処分の原因と認められる違反行爲を文書をもつて通知し、当該營業者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第二條第一項の規定に違反した者

二　前條第一項の規定による命令に違反した者

第九條　第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入檢査を拒み、妨げ若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條　左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一　第四條又は第五條第二項の規定に違反した者

二　第四條の規定により營業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第一項の規定に違反した者

第十一條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人又は人の業務に関して、第八條、第九條又は前條第一号の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

附　則

第十二條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條　この法律施行の際、現に從前の命令の規定により營業の許可を受け、又は營業の届出をして、浴場業を營んでいる者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條　昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を營み、この法律施行の際現に浴場業を營んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き續き浴場業を營むことができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3　前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

○へい獸処理場等に関する法律（昭和二十三年七月十二日法律第百四十号）

法律第百四十号

へい獣処理場等に関する法律

第一條　この法律で「へい獣」とは、死んだ獣畜をいう。

2　この法律で「へい獣処理場」とは、へい獣取扱場及び化製場をいう。

3　この法律で「へい獣取扱場」とは、へい獣を解体し、埋却し、若しくは焼却するために設けられた施設又は区域でへい獣取扱場として都道府縣知事の許可を受けたものをいう。

4　この法律で「化製場」とは、獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として都道府縣知事の許可を受けたものをいう。

第二條　へい獣の解体、埋却若しくは焼却はへい獣取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。但し、都道府縣知事が許可した場合はこの限りでない。

2　獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

第三條　へい獣取扱場又は化製場を設けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事の許可を受けなければならない。

2　前項の規定により設けたへい獣処理場の施設又は区域を変更しようとする者も、同様とする。

第四條　都道府縣知事は、へい獣処理場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前條の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一　人家が密集してる場所

二　飲料水が汚染される虞のある場所

三　その他都道府縣知事が公衆衛生上害を生ずる虞のある場所として指定する場所

第五條　へい獣処理場の所有者又は管理者は、左に掲げる措置を講じなければならない。

一　へい獣処理場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。

二　こん虫の発生の防止及び駆除に努めること。

三　その他都道府縣知事が定める衛生上必要な措置。

第六條　都道府縣知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、へい獣処理場の所有者又は管理者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、へい獣処理場に立ち入り、前條の規定による措置の実施状況を検査させることができる。

2　前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條　都道府縣知事は、へい獣処理場の所有者又は管理者が、へい獣処理場につき第五條の規定による措置を講じない場合においては、第三條の許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

2　都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者に、その処分の原因と認められる違反行爲を文書をもつて通知し、当該管理者又はその代理人が公開の聽聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條　左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一　第三條（第十一條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者。

二　前條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者。

第九條　左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若くは科料に処する。

一　第二條（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定に違反した者。

二　第六條第一項（第十一條及び第十二條において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十一條　第二條から第七條までの規定は、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料又は飼料その他の物を製造する施設及び獣畜、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場に供給するために貯蔵する施設にこれを準用する。

第十二條　第五條から第七條までの規定は、警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）第四十條にいう市及び市街的町村の区域内において獣畜を收容し、又は飼養する施設に、これを準用する。

附　則

第十三條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十四條　この法律施行の際、現に従前の命令の規定により許可を受けて、へい獣取扱場又は化製場を設けている者は、これを第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條　昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たにへい獣取扱場又は化製場を設け、この法律施行の際現にこれを経営している者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず引き続きこれを経営することができる。

2　前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

へい獣処理場等に関する法律

3　前項の届出をした者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十六條　屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一條、第二項中「牛、羊、豚及馬」を「牛、緬羊、山羊、豚及馬」に改める。

第二條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條中「地方長官（東京府ニ於テハ警視總監）」を「都道府縣知事」に改める。

第四條第二項中「食用ニ供スル部分」を「獣畜ノ全テノ部分」に改める。

第七條第二項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「内務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第十三條中「三百圓以下ノ罰金」を「三年以下ノ懲役又は五萬圓以下ノ罰金」に改める。

第十八條　削除

参照

○警察法（昭和二十二年十二月十七日法律第百九十六号）

第四十條　市及び人口五千以上の市街的町村（以下市町村という。）は、その区域内において警察を維持し、法律及び秩序の執行の責に任ずる。

前項に規定する市街的町村は、官報で最近に公示せられた人口に従い政令でこれを告示する。

○屠場法（明治三十九年四月十一日法律第三十二号）

第一條（第二項）　本法ニ於テ獣畜ト稱スルハ牛、羊、豚及馬ヲ謂フ

第二條　屠場ヲ設立セムトスル者ハ地方長官（東京都ニ於テハ警視總監）ノ許可ヲ受クベシ

第四條（第二項）　屠肉、内臓其ノ他食用ニ供スル部分ハ屠畜檢査員ノ檢査ヲ經ルニ非ザレバ屠場外ニ搬出シ又ハ製造ノ用ニ供シ若クハ貯藏スルコトヲ得ス

第六條　市町村ニ於テ屠場ヲ設立スルトキハ地方長官（東京都ニ於テハ警視總監）ハ必要ト認ムル地區内ニ於ケル私設屠場ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第七條（第二項）　前項ニ依リ補償スヘキ金額ハ協議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徴シ地方長官之ヲ決定ス

其ノ決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第九條　市町村ハ地方長官（東京都ニ於テハ警視總監）ノ認可ヲ得ルニ非サレバ屠場ヲ廢止スルコトヲ得ス

第十一條　衞生上危害ヲ生シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ地方長官（東京都ニ於テハ警視總監）ハ屠場ノ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

第十二條　地方長官（東京都ニ於テハ警視總監）ハ必要ト認ムルトキハ屠場設備ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十三條　第三條、第四條ニ違背シタル者又ハ第十一條ノ停止ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條　本法中市町村ニ關スル規定ハ北海道ノ區、一級町村、二級町村及沖繩縣ノ區其ノ他市町村ニ準スヘキ地ニ適用ス

○薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律（昭和二十三年七月十二日法律第百四十一号）

法律第百四十一号

薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律

薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第六條中「三十億円」を「五十五億円」に改める。

第七條の二　政府は、薪炭の買入代金の支拂に關する事務の一部を農林中央金庫に委託して行わしめることができる。

政府は、「日本銀行」又は農林中央金庫に対し、薪炭の買入代金の支拂に必要な資金を交付することができる。

農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十一年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、薪炭の買入代金の支拂に関する事務を行うことができる。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

参照

○薪炭需給調節特別会計法（昭和二十二年十二月四日法律第百四十七号）

薪炭需給調節特別会計法の一部を改正する法律　印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

第六條　この会計の負担に属する証券、借入金及び一時借入金の額は、通じて最高三十億円とする。

○農林中央金庫法（大正十一年四月六日法律第四十二号）

第十六條　農林中央金庫ハ本法ニ記載セザル業務ヲ營ムコトヲ得ズ

○印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年七月十二日法律第百四十二号）

法律第百四十二号

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

第一條　國に納付する手数料、罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件の費用及び少年法（大正十一年法律第四十二号）第六十一條の規定により徴收する費用は、印紙をもつて、これを納付せしめることができる。但し、印紙をもつて納付せしめることのできる手数料の種目は、各省各廳の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各廳の長をいう。）が、これを定める。

第二條　前條又は他の法令の規定により印紙をもつて租税その他の國の歳入金を納付するときは、收入印紙を用いなければならない。但し、取引高税法（昭和二十三年法律第百八号）第十一條第一項の規定により取引高税を納付するときは、この限りでない。

2　前項に規定する收入印紙及び取引高税法第十一條第一項に規定

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律

する取引高税印紙の形式は、大蔵大臣が、これを定める。

第三條　收入印紙及び取引高税印紙は、郵便局、郵便切手類賣さばき所又は印紙賣さばき所において、これを賣りさばくものとする。

2　前項の規定による收入印紙及び取引高税印紙の賣さばきの管理及び手続に関する事項は、遞信大臣が、これを定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から、これを施行する。

2　印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令（大正九年勅令第百九十号）は、これを廃止する。

3　この法律施行前印紙をもつてする歳入金納付に関する勅令第一條但書の規定により主務大臣の定めた手数料の種目、同令第二條第二項の規定により大蔵大臣の定めた收入印紙の形式及び同令第三條の規定により遞信大臣の定めた收入印紙の賣さばきに関する規程は、それぞれ、この法律施行の際、第一條但書、第二條第二項及び第三條第二項の規定により定めたものとみなす。

4　通信事業特別会計法（昭和二十二年法律第四十一号）第一條第二項及び第二十三條中「收入印紙」を「收入印紙及び取引高税印紙」に改める。

参照

○少年法（大正十一年四月十七日法律第四十二號）

第六十一條　第三十五條及前條ノ費用竝矯正院ニ於テ生シタル費用ハ少年審判所ノ命令ニ依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨリ全部又ハ一部ヲ徴收スルコトヲ得

前項費用ノ徴收ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條の規定ヲ準用ス

○財政法（昭和二十二年三月三十一日法律第三十四号）

第二十條（第二項）　衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計檢査院長並びに内閣總理大臣及び各省大臣（以下各省各廳の長という。）は、毎会計年度、第十八條の閣議決定のあつた概算の範囲内で予定経費要求書及び國庫債務負担行爲要求書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

○取引高税法（昭和二十三年七月七日法律第百八号）

第十一條（第一項）　取引高税の納税義務者は、第十五條第一項に規定する取引をなす場合又は第四章の規定による場合を除く外、取引高税印紙をもつて、取引高税を納付しなければならない。但し、現金を政府に支拂つて政府の作成する取引高税証紙の交付を受け、これをもつて取引高税印紙に代えることができる。

○印紙をもつてする歳入金納付に關する勅令（大正九年六月二十四日勅令第百九十號）

第一條　政府ニ納ムヘキ手数料、罰金、科料、過料、刑事追徴金、訴訟費用、非訟事件ノ費用及少年法第六十一條ノ規定ニ依リ徴收スル費用ハ印紙ヲ以テ之ヲ納メシムルコトヲ得但シ印紙ヲ以テ納メシムルコトヲ得ヘキ手数料ノ種目ハ主務大臣之ヲ定ム

第二條（第二項）　收入印紙ノ形式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第三條　收入印紙ハ郵便局所、郵便切手賣捌所又ハ收入印紙賣捌所ニ於テ之ヲ賣捌ク賣捌ニ關スル規程ハ遞信大臣之ヲ定ム

○通信事業特別会計法（昭和二十二年三月三十一日法律第四十一號）

第一條（第二項）　この法律において「通信事業」とは、郵便、電信、電話、郵便爲替及び郵便貯金の事業、簡易生命保險及び郵便年金の取扱に関する業務、年金及び恩給の支給その他國庫金の受入拂渡に関する事務、收入印紙の賣さばきに関する事務、電氣試驗所において行う試驗及び研究並びにこれらの附帶業務をいう。

第二十三條　收入印紙の賣さばき代金及び買戻代金は、これをこの会計の歳入及び歳出とし、その收入済額から收入印紙の買戻代金を控除した金額に相当する金額は、これを一般会計に繰り入れるものとする。

○割増金附貯蓄の取扱に関する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第百四十三号）

法律第百四十三号

割増金附貯蓄の取扱に関する法律

（この法律の目的）

割増金附貯蓄の取扱に関する法律

第一條　この法律は、経済の現状に即應して、当分の間、貯蓄者が自由に参加する割増金附貯蓄の取扱により、貯蓄の増强を図ることを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「金融機関」とは、日本銀行以外の銀行、信託会社、生命保險会社、無盡会社、市街地信用組合、農業協同組合及びその他の者であつて業として預金又は貯金の受入をするものをいう。

2　この法律において「割増金附貯蓄」とは、くじびきにより割増金品を附ける預金、貯金、定期積金、金銭信託、生命保險及び無盡であつて金融機関により取扱われることができるものをいう。

（割増金附貯蓄の取扱）

第三條　大蔵大臣が、割増金附貯蓄につき、左に掲げる事項の細目を告示で定めた場合においては、金融機關はその告示で定められたところに従い、割増金附貯蓄の取扱をすることができる。

一　名称

二　取扱の時期

三　等級別の割増金品の金額又は種類及び当せんの数

四　その他割増金附貯蓄の取扱に必要な手続に関する事項

（課税上の特例）

第四條　割増金附貯蓄の割増金品については、所得税を課さない。

第五條　割増金附貯蓄の証書で大蔵大臣が指定するものについては、印紙税を課さない。

（罰則）

第六條　第三條の規定によらないで割増金附貯蓄の取扱があつた場合は、その行爲をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の從業者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第七條　法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の從業者が、その法人の業務に関して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外その法人に対しても、同條の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○当せん金附証票法（昭和二十三年七月十二日法律第百四十四号）

当せん金附証票法

（この法律の目的）

第一條　この法律は、経済の現状に即應して、当分の間、当せん金附証票の発売により、浮動購買力を吸収し、もつて財政資金の調達に資することを目的とする。

（当せん金附証票の意義）

第二條　この法律において「当せん金附証票」とは、その賣得金の中から、くじびきにより購買者に当せん金品を支拂い、又は交付する証票をいう。

（政府の当せん金附証票の発売）

第三條　國会が当せん金附証票の発売に関する予算を議決したときは、政府は、その議決された金額の範囲内において、この法律の定めるところに從い、当せん金附証票を発売することができる。

（都道府縣の当せん金附証票の発売）

第四條　都道府縣の当せん金附証票の発売に関する予算を議決したときは、都道府縣は、その議決された金額の範囲内において、この法律の定めるところに從い、内閣総理大臣の許可を受けて、当せん金附証票を発売することができる。内閣総理大臣の行う許可に関しては、地方財政委員会が、これを補佐する。

2　内閣総理大臣は、前項の規定により許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

3　第一項の許可を受けようとする都道府縣は、第七條第一項に掲げる事項及び当せん金附証票の発売により調達する資金を財源とする公共事業の計画を記載した申請書を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

（当せん金附証票の当せん金品の限度）

第五條　当せん金附証票の当せん金品の金額又は價格の総額は、その発売総額の五割に相当する額をこえてはならない。

2　一当せん金附証票の当せん金品の最高の金額又は價格は、証票金額の十万倍に相当する額をこえてはならない。

（当せん金附証票の売買）

第六條　当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付については、大蔵大臣又は都道府縣知事は、銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせる。

2　大蔵大臣又は都道府縣知事は、前項の委託に先だち、一定期日までに申請する銀行に対し当せん金附証票の発売及び当せん金品の支拂又は交付の事務を委託して取り扱わせ、且つ、一定の手数料を支拂う旨を公告しなければならない。

3　前項の手数料率は、一当せん金附証票につき、証票金額の一割を超えない範囲で、発売する大蔵大臣又は都道府縣知事が、これを定める。

4　何人も当せん金附証票を轉売してはならない。

（当せん金附証票に関する告示）

第七條　大蔵大臣は、第三條の規定により発売する当せん金附証票につき、その発売前に、左に掲げる事項を告示しなければならない。

一　名称

二　発売者

三　受託銀行の商号

四　証票金額

五　くじびきに必要な組及び番号又は標示

六　第十條に掲げる事項

七　当せん金附証票の当せん金品の債権の時効完成の年月日

八　受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

九　その他必要な事項

2　前項の告示は、当せん金附証票の発売後は、これを変更することができない。

第八條　都道府縣知事は、当せん金附証票の発売につき、第四條第一項の規定により許可を受けたときは、その発売前に、前條第一項各号に掲げる事項を告示しなければならない。

2　前項の告示は、当せん金附証票の発売後は、これを変更することができない。

（証票の記載事項）

第九條　当せん金附証票には、左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称

二　発売者

三　受託銀行の商号

四　証票金額

五　くじびきに必要な組及び番号又は標示

六　第十條に掲げる事項

七　当せん金附証票の当せん金品の債権の時効完成の年月日

八　受託銀行から直接に購入した者又はその相続人その他の一般承継人以外の者は当せん金品を受領できないこと

九　証票を轉賣できないこと

（証票の再交付）

第十條　滅失、紛失又は盜難に因る当せん金附証票の再交付は、これをなさない。

（当せん金品の支拂）

第十一條　当せん金附証票の当せん金品は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入した者又はその相続人その他の一般承継人に対して当せんが確認し得られる当せん金附証票と引換に、これを支拂い、又は交付する。

2　当せん金附証票を発賣した政府、都道府縣又は受託銀行は、受託銀行から直接に当せん金附証票を購入した者又はその相続人その他の一般の承継人に対してのみ、その当せん金品を支拂い、又は交付する責に任ずる。

（特別措置）

第十二條　当せん金附証票の当せん金品の債権は、一年間これを行わないときは、時効に因つて消滅する。

第十三條　当せん金附証票の当せん金品については、所得税及び地方税法による不動産取得税を課さない。

（受託銀行の経理）

第十四條　受託銀行は、当せん金附証票の発賣及び当せん金品の支拂又は交付に関する経理を、その通常の業務の勘定と別な勘定を設けてこれをなし、且つ、その勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用してはならない。

（受託銀行への当せん金品の交付）

第十五條　大藏大臣又は都道府縣知事は、その発賣する当せん金附証票について、当せん金品として支拂うべき金銭の支拂に必要な資金を、その受託銀行に交付するものとする。

2　大藏大臣又は都道府縣知事は、その発賣する当せん金附証票について当せん金品として交付すべき金銭以外のものを、その受託銀行に交付するものとする。

（賣得金の納付）

第十六條　受託銀行は、政府又は都道府縣の発賣する当せん金附証票の賣得金を、その発賣期間満了後一月をこえない範囲で大藏大臣又は当該都道府縣知事の指定する期間内に、政府又は当該都道府縣に納付するものとする。

（報告及び檢査）

第十七條　受託銀行は、大藏大臣又は都道府縣知事に、その委託を受けた当せん金附証票に関し、各月及び要求せられるごとに報告書を提出しなければならない。但し、各月の報告書は、十五日以内に、これを提出するものとする。

2　大藏大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めるときは、職員をして、その委託した業務に関し、受託銀行の営業所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を檢査させる

3　前項の規定により立入檢査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

（罰則）

第十八條　左の各号の一に該当する者は、これを十年以下の徽役又は十万円以下の罰金に処する。

一　第六條第四項の規定に違反し当せん金附証票を轉賣した者

二　第十一條第一項の規定に違反し、当せん金品を支拂い、若しくは交付し、又は受領した者

三　第十四條の規定に違反し、当せん金附証票の発賣及び当せん金品の支拂又は交付に関し、その勘定に属する資金を貸付、投資その他の通常の業務に使用し、又はその経理を他の勘定と区分してなさず、若くは虚偽の経理をした者

四　前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五　前條第二項の規定による檢査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九條　受託銀行の代表者、代理人又は使用人その他の従業者がその受託銀行の業務に関して、前條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その受託銀行に対しても、十万円以下の罰金刑を科する。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日　法律第百四十五号）

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

法律第百四十五号

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一條判事補の部中「判事補専任二百五十二人」を「判事補専任三百七人」に改める。

第二條中「専任一人　一級」を「専任十三人　一級」に改め、「専任五人　二級」を削る。

第三條第二項中「十人」を「二十人」に改める。

第四條中「専任四人　一級　専任五人　一級　専任二百五十九人　二級　を　専任六百九十七人　二級　専任三千百五十七人　三級　専任四千七十一人　三級」に改める。

第五條中「専任二人　二級　専任十一人　三級」を「専任四人　二級　専任二十五人　三級」に改める。

附　則

この法律は、公布の日からこれを施行する

参照

○裁判所職員の定員に関する法律

（昭和二十二年四月十六日　法律第六十四号）

第一條　下級裁判所の裁判官の員数は、左の通りとする。

高等裁判所長官　八人

判事補の職権の特例等に関する法律

判事	專任八百六十七人
判事補	專任二百五十二人
簡易裁判所判事	專任六百四十五人

第二條　司法研修所教官の員數は、左の通りとする。

專任一人　一級
專任五人　二級

第三條　裁判所調査官の員數は、專任二十人とする。

裁判所法第五十七條第二項但書の規定により一級とすることのできる員數は、十人とする。

第四條　裁判所事務官の員數は、左の通りとする。

專任四人	一級
專任二百五十九人	二級
專任三千百五十七人	三級

第五條　裁判所技官の員數は、左の通りとする。

專任二人	二級
專任十一人	三級

○判事補の職權の特例等に關する法律

（昭和二十三年七月十三日法律第百四十六号）

法律第百四十六号

判事補の職權の特例等に關する法律

第一條　判事補で裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第四十二條第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年數を通算して五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職權の制限を受けないものとし、同法第二十九條第三項及び第三十六條の規定の適用については、その属する地方裁判所の判事の權限を有するものとする。

2　裁判所法第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の年數の計算に、これを準用する。

第二條　裁判所構成法（明治二十三年法律第六号）による判事又は檢事たる資格を有する者が、滿洲國の審判官又は蒙古連合自治政府（若しくは蒙古自治邦政府。以下同じ。）の推事の職に在つたときは、その在職の年數は、裁判所法第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年數とみなし、同法第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年數とみなす。

2　裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者が、領事官又は滿洲國若しくは蒙古連合自治政府の檢察官の職に在つたときは、その在職の年數は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年數とみなす。

3　裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者が、衆議院若しくは參議院の司法委員会專門調査員、衆議院若しくは參議院の法制部に勤務する參事若しくは副參事、法制局參事官、法制局事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司政官、海軍司政官、特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院參技官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官、台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官、滿洲國の司法部參事官、司法部理事官若しくは司法部事務官又は蒙古連合自治政府の司法部參事官の職に在つたときは、その在職の年數は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務廳事務官の在職の年數とみなす。

4　裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者が、滿洲國の司法部職員訓練所の教官の職に在つたときは、その在職の年數は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務廳教官の在職の年數とみなす。

第三條　弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、（台湾弁護士令（昭和十年律令第七号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、裁判所法第四十一條から第四十四條までの規定の適用については、その在職の年數は、これを弁護士の在職の年數とみなし。外地弁護士の在職の年數が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年數が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものも、その考試を経た時に夫々司法修習生の修習を終えたものとみなす。

附　則

第四條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條　第一條の規定による年數の計算については、裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在職の年數が同法施行後において三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試補として一年六月以上の実務修習を終え考試を経た者又は同法施行の際弁護士試補であつた者で一年六月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、夫々司法修習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成法による判事又は檢事の在職の年數及び裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を得た後の朝鮮總督府判事、朝鮮總督府檢事、台湾總督府判官、台湾總督府檢察官、関東法院判官、関東法院檢察官又は領事官の在職の年數は、これを判事補の在職の年數とみなし、裁判所構成法による判事又は檢事たる資格を得た後の陸軍司政官、海軍司政官、特許局若しくは特許標準局の抗告審判官若しくは審判官たる特許局事務官若しくは特許標準局事務官若しくは商工事務官、技術院の抗告審判官若しくは審判官たる技術院參技官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官又は台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官の在職の年數は、これを法務廳事務官

の在職の年数とみなす。

2　第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する。

第六條　裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削る。

参照

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第一五十九号）

第二十九條（第三項）　各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判事でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。

第三十六條（裁判官の職務の代行）　簡易裁判所において裁判事務の取扱上さし迫つた必要があるときは、その所在地を管轄する地方裁判所は、その管轄区域内の他の簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の判事に当該簡易裁判所の裁判官の職務を行わせることができる。

第四十一條（最高裁判所の裁判官の任命資格）　最高裁判所の裁判官は、識見の高い、法律の素養のある年齢四十年以上の者の中からこれを任命し、そのうち少くとも十人は、十年以上第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者又は左の各号に掲げる職の一若しくは二以上に在つてその年数を通算して二十年以上になる者でなければならない。

一　高等裁判所長官

二　判事

三　簡易裁判所判事

四　検察官

五　弁護士

六　別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教授

五年以上前項第一号及び第二号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者又は十年以上同項第一号乃至第六号に掲げる職の一若しくは二以上に在つた者が判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、法務廳の各長官、法務総裁官房長、法務廳事務官、法務廳教官又は少年審判官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三号乃至第六号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第三号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

第四十二條（高等裁判所長官及び判事の任命資格）　高等裁判所長官及び判事は、左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。

一　判事補

二　簡易裁判所判事

三　検察官

四　弁護士

五　裁判所調査官、司法研修所教官又は少年審判官

六　前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授

前項の規定の適用については、三年以上同項各号に掲げる職の一又は二以上に在つた者が裁判所事務官、法務廳事務官又は法務廳教官の職に在つたときは、その在職は、これを同項各号に掲げる職の在職とみなす。

前二項の規定の適用については、第一項第二号乃至第五号及び前項に掲げる職に在つた年数は、司法修習生の修習を終えた後の年数に限り、これを当該職に在つた年数とする。

三年以上前條第一項第六号の大学の法律学の教授又は助教授の職に在つた者が簡易裁判所判事、検察官又は弁護士の職に就いた場合においては、その簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。司法修習生の修習を終えないで検察官に任命された者の第六十六條の試験に合格した後の簡易裁判所判事、検察官（副検事を除く。）又は弁護士の職に在つた年数については、前項の規定は、これを適用しない。

○裁判所法の一部を改正する法律（昭和二十三年一月一日法律第一号）

附則

（第二項）　裁判所構成法による判事又は検事の職に在つた者が満洲國の審判官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在

職の年数とみなし、第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

（第三項）　裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿洲國の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。

（第四項）　裁判所構成法による判事又は檢事の職に在つた者が、滿洲國の司法部理事官又は司法部參事官の職に在つたときは、その在職の年数は、第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを司法事務官の在職の年数とみなす。

○檢察審査会法（昭和二十三年七月十二日法律第百四十七号）

法律第百四十七号

檢察審査会法

第一章　總則

第一條　公訴権の実行に関し民意を反映せしめてその適正を図るため、政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に檢察審査会を置く。但し、檢察審査会の数は、二百を下つてはならず、且つ、各地方裁判所の管轄区域内に少くともその一を置かなければならない。

檢察審査会の名称及び管轄区域は、政令でこれを定める。

第二條　檢察審査会は、左の事項を掌る。

一　檢察官の公訴を提起しない処分の当否の審査に関する事項

二　檢察事務の改善に関する建議又は勧告に関する事項

檢察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者の申立があるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

檢察審査会は、その過半数による議決があるときは、自ら知り得た資料に基き職権で第一項第一号の審査を行うことができる。

第三條　檢察審査会は、独立してその職権を行う。

第四條　檢察審査会は、当該檢察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定した十一人の檢察審査員を以てこれを組織する。

第二章　檢察審査員及び檢察審査会の構成

第五條　左に掲げる者は、檢察審査員となることができない。

一　小学校を卒業しない者。但し、小学校卒業と同等以上の学識を有する者は、この限りでない

二　破産者で復権を得ないもの

三　耳の聞えない者、口のきけない者及び目の見えない者

四　一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

第六條　左に掲げる者は、檢察審査員の職務に就くことができない。

一　天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣

二　國務大臣

三　裁判官

四　檢察官

五　会計檢査院檢査官

六　最高裁判所事務総長、最高裁判所長官秘書官、司法研修所教官、裁判所調査官、裁判所事務官、裁判所技官、執行吏及び廷吏

七　少年審判官、少年保護司及び少年審判所書記

八　法務廳官吏

九　檢事総長秘書官、檢察事務官、檢察技官その他の檢察廳の職員

十　檢察審査会事務官

十一　國家公安委員会委員、都道府縣公安委員会委員、市町村公安委員会委員、特別区公安委員会委員及び警察職員

十二　司法警察職員としての職務を行う者

十三　監獄官吏

十四　経済調査官吏

十五　收税官吏、税関官吏及び專賣官吏

十六　郵便電信電話鉄道及び軌道の現業に従事する者並びに船員

十七　都道府縣知事及び市町村長

十八　弁護士及び弁理士

十九　公証人及び司法書士

第七條　檢察審査員は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一　檢察審査員が被疑者又は被害者であるとき。

二　檢察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三　檢察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　檢察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は雇人であるとき。

五　檢察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。

六　檢察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

七　檢察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護人となつたとき。

八　檢察審査員が事件について檢察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

第八條　左に掲げる者は、檢察審査員の職務を辞することができる。

一　年齢六十年以上の者

二　國会又は地方公共團体の議会の議員、但し、会期中に限る。

三　國会職員、官吏、公吏及び教員

四　学生及び生徒

五　重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて檢察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

第九條　檢察審査会事務局長は、毎年十二月二十日までに、檢察審

査員候補者の員数を当該檢察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

檢察審査員候補者は、各檢察審査会ごとに、第一乃至第四の四群に分ち、各群の員数は、それぞれ百人とする。

第十條　市町村の選挙管理委員会は、前條の通知を受けたときは、当該市町村の衆議院議員選挙人名簿に登録された者の中から、同條の規定により割り当てられた員数の倍数のそれぞれ第一群乃至第四群に属すべき檢察審査員候補者の予定者をくじで選定し、各予定者について檢察審査員としての資格を調査した後、その資格を有する予定者の中から同條の規定により割り当てられた員数のそれぞれ第一群乃至第四群に属すべき檢察審査員候補者をくじで選定しなければならない。

前項の調査の結果その資格を有する予定者が割り当てられた檢察審査員候補者の員数に足りないときは、その足りない員数について、これを充足させるまで前項の規定を準用する。

市町村の選挙管理委員会は、第一項又は第二項の規定によりくじを行う日から、少くとも三日前にくじを行うべき場所及び日時を告示しなければならない。

第一項又は第二項の規定によりくじを行う場合においては、衆議院議員の選挙権を有する者は、これに立ち会うことができる。但し、立ち合う場合には少くとも三人が立ち合わなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、第一項及び第二項の規定により選定された檢察審査員候補者について、その氏名、住所及び生年月日を記載した檢察審査員候補者名簿を調製しなければならない。

第十一條　市町村の選挙管理委員会は、一月十五日までに檢察審査員候補者名簿を管轄檢察審査会事務局に送付しなければならない。

市町村の選挙管理委員会は、檢察審査員候補者名簿に登録された者にその旨を通知し、且つその氏名を告示しなければならない。

第十二條　市町村の選挙管理委員会は、前條の規定により檢察審査員候補者名簿を送付した後、その候補者中死亡し、若しくは衆議院議員選挙権を有しなくなつた者があるとき、又は第五條若しくは第六條の各号の一に該当するに至つた者があるときは、遅滞なくこれを管轄檢察審査会事務局に通知しなければならない。

第十三條　檢察審査会事務局長は、毎年一月三十一日に第一群檢察審査員候補者の中から各五人の、四月三十日に第二群檢察審査員候補者の中から各六人の、七月三十一日に第三群檢察審査員候補者の中から各五人の、十月三十一日に第四群檢察審査員候補者の中から各六人の檢察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

前項に掲げた日が日曜日にあたるときは、それぞれその前日に前項のくじを行わなければならない。

第一項のくじは、地方裁判所の判事、地方檢察廳の檢事及び関係市町村の吏員各一人の立会を以てこれを行わなければならない。この場合において、立会をした者は、檢察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

第十四條　檢察審査員及び補充員の任期は、各々六箇月とする。

第十五條　第十三條第一項の規定による檢察審査員及び補充員の選定が了つたときは、その都度速やかに檢察審査会議を開き、檢察審査会長を互選しなければならない。この場合において檢察審査会長が互選されるまでは、檢察審査会事務局長が檢察審査会長の職務を行う。

檢察審査会長は、檢察審査会議の議長となり、檢察審査会の事務を掌理し、檢察審査会事務官を指揮監督する。

檢察審査会長の任期は、第十三條第一項の規定による次期の選定の行われる時までとする。

第一項の規定は、檢察審査会長が欠け、又は職務の執行を停止された場合にこれを準用する。

前項に規定する場合を除くの外、檢察審査会長に事故のあるときは、予め檢察審査会の定める順序により他の檢察審査員が臨時に檢察審査会長の職務を行う。

第十六條　地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、前條第一項の檢察審査会議の開会前、檢察審査員及び補充員に対し檢察審査員の心得を諭告し、これをして宣誓をさせなければならない。

宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

宣誓書には、良心に従い公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。

地方裁判所長又は地方裁判所支部に勤務する裁判官は、起立して宣誓書を朗読し、檢察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。

第十七條　檢察審査員は、禁錮以上の刑にあたる罪につき起訴されたときは、その判決確定に至るまで、その職務の執行を停止される。

第十八條　檢察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、檢察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の檢察審査員を選定しなければならない。

前項のくじは、檢察審査会事務官の立会を以てこれを行わなければならない。

第三章　檢察審査会事務局及び檢察審査会事務官

第十九條　各檢察審査会に事務局を置く。

第二十條　各檢察審査会に通じて六百人の檢察審査会事務官を置く。

檢察審査会事務官は、二級又は三級の裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命じ、檢察審査会事務官の勤務する檢察審査会は、最高裁判所の定めるところにより各地方裁判所がこれを定める。

最高裁判所は、各檢察審査会の檢察審査会事務官のうち一人に

各検察審査会事務局長を命ずる。

検察審査会事務局長及びその他の検察審査会事務官は、検察審査会長の指揮監督を受けて、検察審査会の事務を掌る。

第四章　検察審査会議

第二十一條　検察審査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の各十五日に検察審査会議を開かねばならない。

検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。

第十三條第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十二條　検察審査会議の招集状は、検察審査会長が、検察審査員及び補充員全員に対してこれを発する。

第二十三條　検察審査員及び補充員に対する招集状には、出頭すべき日時、場所及び招集に應じないときは過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第二十四條　検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由に因り招集に應ずることができない場合においては、当該会議期日における職務を辞することができる。この場合においては、書面でその事由を疎明しなければならない。

第二十五條　検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、会議を開き議決することができない。

検察審査員が会議期日に出頭しないとき、又は第三十四條の規定により除斥の議決があつたときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定しなければならない。

第十八條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二十六條　検察審査会議は、これを公開しない。

第二十七條　検察審査会議の議事は、過半数でこれを決する。但し、起訴を相当とする議決をするには、八人以上の多数によらなければならない。

第二十八條　検察審査会議の議事については、会議録を作らなければならない。

会議録は、検察審査会事務官が、これを作る。

第二十九條　検察審査員及び補充員には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第五章　審査申立

第三十條　告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察廳の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立をすることができる。但し、裁判所法第十六條第四号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

第三十一條　審査の申立は、書面により、且つ申立の理由を明示しなければならない。

第三十二條　検察官の公訴を提起しない処分の当否に関し検察審査会議の議決があつたときは、同一事件について更に審査の申立をすることはできない。

第六章　審査手続

第三十三條　申立による審査の順序は、審査申立の順序による。但し、検察審査会長は、特に緊急を要するものと認めるときは、その順序を変更することができる。

職権による審査の順序は、検察審査会長が、これを定める。

第三十四條　検察審査会長は、検察審査員に対し被疑者の氏名、職業及び住居を告げ、その職務の執行から除斥される理由があるかないかを問わなければならない。

検察審査員は、除斥の理由があるとするときは、その旨の申立をしなければならない。

除斥の理由があるとするときは、検察審査会議は、除斥の議決をしなければならない。

第三十五條　検察官は、検察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

第三十六條　検察審査会は、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第三十七條　検察審査会は、審査申立人及び証人を呼出し、これを尋問することができる。

検察審査会法

検察審査会は、証人がその呼出に應じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に対し、証人の召喚を請求することができる。

前項の請求があつたときは、裁判所は、召喚状を発しなければならない。

前項の召喚については、刑事訴訟法を準用する。

第三十八條　検察審査会は、相当と認める者の出頭を求め、法律その他の事項に関し専門的助言を徴することができる。

第三十九條　証人及び前條の規定により助言を徴せられた者には、政令の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を給する。但し、その額は、刑事訴訟費用法及び訴訟費用等臨時措置法の規定により証人に給すべき額を下ることができない。

第四十條　検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附した議決書を作成し、その謄本を当該検察官を指揮監督する検事正及び検察官適格審査委員会に送付し、その議決後七日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第三十條の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四十一條　検事正は、前條の規定により議決書謄本の送付があつた場合において、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴の手続をしなければならない。

第七章　建議及び勧告

第四十二條　検察審査会は、いつでも、検察事務の改善に関し、検

事正に建議又は勧告することができる。

第八章　罰則

第四十三條　検察審査員及び補充員は、左の場合においては、一万円以下の過料に処する。

一　正当な理由がなく招集に應じないとき。

二　宣誓を拒んだとき。

第三十七條第三項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に應じないときも、前項と同様とする。

第四十四條　検察審査員が会議の模様又は各員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、一万円以下の罰金に処する。

前項の事項を新聞紙その他の出版物に掲載したときは、新聞紙に在つては編集人及び発行人を、その他の出版物に在つては著作者及び発行者を二万円以下の罰金に処する。

第四十五條　第二條第一項第一号に規定する職務に関し、検察審査員に対し不正の請託をした者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第九章　補則

第四十六條　検察審査会に関する経費は、これを裁判所の経費の一部として國の予算に計上しなければならない。

第四十七條　地方自治法第百五十五條第二項の市においては、この法律中市に関する規定は、区にこれを適用する。

第四十八條　この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行後最初に行う検察審査員及び補充員の選定は、昭和二十四年一月三十一日にこれを行わなければならない。この場合における検察審査員及び補充員の員数は、各十一人とし、その任期は、各十一人の内各六人は三箇月、各五人は六箇月とし、当該検察審査員及び補充員の選定の際、くじでこれを定める。

裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年法律第六十四号）第四條中「專任六百九十七人　二級　專任七百五十九人　二級　專任四千七十一人　三級」を「專任七百五十九人　二級　專任四千六百九人　三級」に改める。

参照

○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）

第十六條（裁判権）　高等裁判所は、左の事項について裁判権を有する。

四　刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第百五十五條（第二項）　政令で指定する市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、條例でその区域を分けて区を設け、区の事務所を置くものとする。

○裁判所職員の定員に関する法律（昭和二十二年四月十六日法律第六十四号）

第四條　裁判所事務官の員数は、左の通りとする。

專任五人　一級

專任六百九十七人　二級

專任四千七十一人　三級

○商法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日法律第百四十八号）

法律第百四十八号

商法の一部を改正する法律

商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第百七十一條第二項を削り、同條第三項中「第一回」を「株金」に改める。

第百七十二條中「第一回」を「株金」に改める。

第百七十五條第二項第四号を次のように改める。

四　削除

第百七十七條第一項中「第一回」を「株金全額」に改める。

第百八十八條第二項第五号を次のように改める。

五　削除

第二百一條第一項中「又ハ讓受ケ」及び「又ハ株主」を削り、同條第二項中「又ハ讓受ケ」を削る。

商法の一部を改正する法律

第二百二條第二項中「五十円」を「二十円」に改め、但書を削る。

第二百八條第二項を削る。

第二百九條第三項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第二百十三條乃至第二百二十一條　削除

第二百二十三條第三号を次のように改める。

三　削除

第二百二十四條第三項中「從前ノ株主、株式ノ讓渡人」を削る。

第二百二十五條第二項を削る。

第二百二十七條第一項中「株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付」を削る。

第二百九十三條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第二百九十七條第一項及び條二項中「拂込ミタル株金額」を「資本ノ總額」に改める。

第三百一條第二項第十号中「及拂込ミタル株金」を削る。

第三百四十七條　削除

第三百五十條第四号を次のように改める。

四　削除

第三百五十七條第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第三百六十五條第一項を削る。

第三百七十四條第二項中「又は未拂込株金額ノ拂込」を削り、同條第三項中「第二百八條第一項」を「第二百八條」に改める。

第三百七十九條第一項の下に左の但書を加え、同條第二項中「第二百十四條第一項但書及」を削る。

「但シ證憑ニ代ヘ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リテ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ

第三百八十一條第一項中「拂込株金額」を「資本」に改める。

第三百九十二條及第三百九十三條　削除

第四百九條第二号及び第四百十條第二号中「、數及拂込金額」を「及數」に改める。

第四百十六條第四項中「第一項」を削る。

第四百二十五條中「定款ニ依リテ拂込ミタル株金額」を「各株主ノ有スル株式ノ數」に改める。

第四百三十條第一項中「第百二十六條」を「第百二十五條」に改める。

第四百五十六條第一項中「第三百九十二條、第三百九十三條」を削る。

第四百六十條第二項第一号中「第四号」を「第五号」に改める。

第四百六十五條第一号中「第二号乃至」の下に「第四号第六号乃至」を加える。

第四百九十七條中「若ハ讓受ケタル者又ハ株式ノ讓渡ヲ仮裝シ」を削る。

第四百九十八條第十六号を次のように改める。

十六　削除

附　則

第一條　この法律は、公布の日から、これを施行する。

第二條　この附則で、新法とは、この法律による改正後の規定をいい、旧法とは、從前の規定をいう。

第三條　新法施行の際、株金全額の拂込の完了していない株式に関しては、新法施行後もなお旧法を適用する。新法施行前に行われた設立又は資本増加の際引受のあつた株式で、一時に全額を拂込ませないものに関しても、また同様である。

2　前項に定めるものの外、新法施行前に生じた事項については、旧法を適用する。

第四條　前條第一項に規定する株式については、会社は新法施行の日から二年内に株金全額拂込済のものとするため、株金の拂込をなさしめ、又は資本を減少する等必要な措置を講じなければならない。

2　前項に規定する期間内に、同項に定める措置を講じなかつた場合における措置に関しては、別に法律を以てこれを定める。

第五條　旧法第二百九十七條第一項第二項及び第三百一條第一項第十号の規定は、株金全額の拂込の完了していない株式のある会社の社債の発行に関しては、新法施行後も、なおその效力を有する。

第六條　新法施行の際、他の法令中に商法の規定を準用する旨定めた規定がある場合においては、その規定は、既に引受のあつた株式又は出資についてのみ新法施行後もなお旧法を準用するものとし、その限りにおいて旧法はなおその効力を有する。

參照

○商法（明治三十二年三月九日法律第四十八號）

第百七十條（第一項）　發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第百七十一條（第二項）第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

（第三項）　額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

第百七十二條　現物出資者ハ第一回ノ拂込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス但シ登記、登錄其ノ他權利ノ設定又ハ移轉ヲ以テ第三者ニ對抗スル爲必要ナル行爲ハ會社成立後ニ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第百七十五條（第二項）　株式申込證ハ發起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

四　第一回拂込ノ金額

第百七十七條（第一項）　株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第百八十八條（第二項）　前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

五　各株ニ付拂込ミタル株金額

第二百一條（第一項）　假設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者ハ株式引受人又ハ株主タル責任ヲ負フ他人ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者亦同ジ

（第二項）他人ト通ジテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者ハ其ノ他人ト連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第二百二條（第二項）　株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ズ但シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムベキ場合ニ限リ之ヲ二十圓迄ニ下スコトヲ得

第二百八條（第二項）　第二百十四條第一項又ハ第二百十五條第二項ノ規定ニ依ル株式ノ處分アリタルトキハ其ノ株式ヲ目的トスル質權ハ從前ノ株主ガ第二百十四條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻ヲ受クベキ金錢ノ上ニ存在ス

第二百九條（第三項）　第一項ノ質權者ハ會社ニ對シ前條第一項ノ株主ノ受クベキ株券ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二百十三條　株金ノ拂込ハ其ノ期日ノ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ニ於テ株式ヲ處分スベキ旨ヲ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ其ノ株主ノ氏名及住所、株券ノ番號竝ニ通知事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十四條　會社ガ前條第一項及第二項ニ定ムル手續ヲ踐ミタルモ株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ株式ヲ競賣スルコトヲ

要ス但シ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ

會社ハ株式ノ處分ニ依リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ株主ニ拂戻スコトヲ要ス

株式ノ處分ニ依リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ會社ハ從前ノ株主ニ對シ不足額ノ辨償ヲ請求シ若シ從前ノ株主ガ二週間內ニ之ヲ辨濟セザルトキハ讓渡人ニ對シテ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

第二百十五條　會社ハ前條第一項ノ處分ニ著手スル日ノ二週間前ニ株式ノ讓渡人ニシテ第二百十九條ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者ニ對シ其ノ處分ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

讓渡人ガ株式ノ處分ニ先チ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額以上ノ金額ヲ提供シテ株式ノ買受ヲ申出デタルトキハ會社ハ其ノ讓渡人ニ對シ申出價額ヲ以テ株式ヲ讓渡スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百十六條　第二百十四條第一項ノ規定ニ依リ株式ノ競賣ヲ爲シタルモ其ノ結果ヲ得ザルトキハ會社ハ資本減少ノ規定ニ從ヒテ其ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十四條第三項ノ規定ヲ準用ス

第二百十七條　前三條ノ規定ハ會社ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第二百十八條　株主ガ第二百十三條第二項ノ期日迄ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ對シ二週間內ニ株券ヲ會社ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ株券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滯ナク失效シタル株券ノ番號竝ニ其ノ株主ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十九條　第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ハ株式ノ讓渡ヲ株式名簿ニ記載シタル後二年內ニ會社ガ第二百十三條第一項ノ規定ニ依リ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關スルモノニ限ル

發起人ガ會社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付會社ノ設立後五年內ニ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關シテハ發起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ヲ負フ

第二百二十條　株式ノ讓渡人ガ第二百十四條第三項ノ不足額ヲ辨濟シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

發起人ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ辨濟シタルトキハ其ノ後者中前條第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者及其ノ後者全員ニ對シテノミ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

償還ヲ爲シタル讓渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二百二十一條　株金ノ拂込期日後ニ株式ヲ讓渡シタル者ハ會社ニ對シ株主ト連帶シテ其ノ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第二百二十三條　株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

（左記略）

三　各株ニ付拂込ミタル株金額及拂込ノ年月日

第二百二十四條（第三項）　前二項ノ規定ハ株式申込人、株式引受人、從前ノ株主、株式ノ讓渡人又ハ質權者ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第二百二十五條（第二項）　一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其ノ金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二十七條（第一項）　無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限リ株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付之ヲ發行スルコトヲ得

第二百九十三條　利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ第二百二十二條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第二百九十七條（第一項）　社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

（第二項）　最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財產額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財產額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第三百一條（第二項）　社債申込證ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

十　會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額

第三百四十七條　第二百二十二條第二項及前二條ノ規定ハ同種類ノ株式中ニ拂込額ヲ異ニスル二種以上ノモノアル場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十一條（第一項）　會社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支拂不能又ハ債務超過ニ陷ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主又ハ拂込株金額ノ十分ノ一以上ニ當ル債權者ノ申立ニ依リ會社ニ對シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得會社ニ支拂不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

第三百九十二條　整理ノ實行上又ハ和議ノ爲株金ノ拂込ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ取締役ハ各株主ニ對シ其ノ有スル株式ノ數及未拂込株金額ヲ通知シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株主ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ヘサリシトキハ通知シタル事項ヲ承認シタルモノト看做ス

株主ガ異議ヲ述ベタルトキハ取締役ハ其ノ確定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百九十三條　取締役ハ前條ノ承認又ハ確定アリタル事項ニ基キ株主表ヲ作ルコトヲ要ス

取締役株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキハ其ノ拂込金額ニ付裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

會社ハ株主ニ對シ前項ノ認可ノ記載アル株主表ノ抄本ニ基キテ強制執行ヲ爲スコトヲ得

第四百九條　合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ合併後存續スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

二　存續スル會社ノ發行スベキ新株ノ種類、數及拂込金額竝ニ合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項（以下略）

第四百十條　合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

二　合併ニ因リテ設立スル會社ノ發行スベキ株式ノ種類數及拂込金額竝ニ各會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項（以下略）

第四百十六條（第四項）　第二百八條第二項及第二百九條第三項ノ規定ハ株式ヲ併合セザル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株式ヲ目的トスル質權ニ之ヲ準用ス

第四百二十五條　殘余財産ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應ジテ之ヲ株主ニ分配スルコトヲ要ス但シ第二百二十二條第一項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第四百三十條（第一項）　第百十六條、第百二十二條乃至第百二十六條、第百二十八條、第百二十九條第二項第三項、第百三十一條及第百三十四條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第四百五十六條（第一項）　第三百九十二條、第三百九十三條、第三百九十九條及第四百條竝ニ破產法第百四條、第二百三條及第二百四條ノ規定ハ特別清算ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百六十條（第二項）　株式申込證ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　第百六十八條第一項、第百七十五條第二項第一號第四號乃至第七號及前條ニ揭グル事項

第四百六十五條　株式合資會社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第百六十六條第一項第一號第二號第四號及第百八十八條第二項第二號乃至第八號ニ揭グル事項

餘四百九十七條　株金拂込ノ責任ヲ免ルル目的ヲ以テ他人又ハ假設人ノ名義ヲ用ヒテ株式ヲ引受ケ若ハ讓受ケタル者又ハ株式ノ讓渡ヲ假裝シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第四百九十八條

十六　第二百二十七條第一項ノ規定ニ違反シテ株券ヲ無記名式ト爲シタルトキ

○民事訴訟法の一部を改正する法律

（昭和二十三年七月十二日）
（法律第百四十九号）

法律第百四十九號

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目錄中

「第一章　地方裁判所ノ訴訟手續
　第一節　訴
　第二節　辯論ノ準備
　第三節　證據
　第一款　總則
　第二款　證人訊問
　第三款　鑑定
　第四款　書證
　第五款　檢證
　第六款　當事者訊問
　第七款　證據保全
第二章　區裁判所の訴訟手續」

を

「第一章　訴
第二章　辯論及其の準備
第三章　證據
　第一節　總則
　第二節　證人訊問
　第三節　鑑定
　第四節　書證
　第五節　檢證
　第六節　當事者訊問
　第七節　證據保全
第四章　簡易裁判ノ訴訟手續ニ關スル特則」

に改める。

「判事」を「裁判官」に、「受託判事」を「受託裁判官」に、「執達吏」を「執行吏」に、「陪席判事」を「陪席裁判官」に、「受命判事」を「受命裁判官」に、「登記判事」を「登記官吏」に改める。

第三條中「東京市」を「最高裁判所ノ定ムル地」に改める。

第七條中「軍人、軍屬又ハ」を削り、「軍事用ノ廳舍ノ所在地又ハ艦船ノ本籍若ハ船籍」を「船舶ノ船籍」に改める。

第二十二條第一項中「裁判所構成法」を「裁判所法」に、同條第二項中「千圓」を「五千圓」に改める。

第二十四條第一項第一號中「及裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リテ之ニ代ルヘキ裁判所」を削る。

第三十條に次の一項を加える。

地方裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄區域内ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス申立ニ因リ

民事訴訟法の一部を改正する法律

又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ニ付自ラ審理及裁判ヲ爲スコトヲ得但シ訴ニ付專屬管轄ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條ノ二　簡易裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

第三十三條　移送ノ裁判及移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十五條第一號中「妻」を「配偶者」に、同條第二號中「若ハ三親等內ノ姻族」を「三親等內ノ姻族若ハ同居ノ親族」に、同條第三號中「、保佐人又ハ戶主若ハ家族」を「又ハ保佐人」に改める。

第三十九條　合議體ノ構成員タル裁判官及地方裁判所ノ一人ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判官所屬ノ裁判所カ、簡易裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所カ決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ合議體ニ於テ之ヲ爲ス

第四十三條中「監督權アル判事」を「監督權アル裁判所」に改める。

第四十四條　本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲シ簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ其ノ裁判所ノ裁判所法第三十七條ニ規定スル裁判官之ヲ爲ス

第五十條中「、妻」ヲ削り、「保佐人ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ同意」を「保佐人又ハ後見監督人ノ同意」に改める。

第七十九條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第百十四條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經スシテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス

第百四十條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論ノ期日ニ出頭セサル場合ニ之ヲ準用ス但シ口頭辯論期日ニ出頭セサル當事者カ公示送達ニ依ル呼出ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第百四十三條中「其ノ席次ニ從ヒ順次」を削る。

第百五十一條第一項中「關覽若ハ」を削り、同項ヲ第三項トシ、同條第二項を第四項とし、同條第一項及び第二項として、次の二項を加える。

何人モ訴訟記錄ノ關覽ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記錄ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此ノ限ニ在ラス

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル訴訟記錄ニ付テハ當事者及利害關係ヲ疏明シタル第三者ニ限リ前項ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得

第百六十一條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第百六十七條　削除

第百七十六條　削除

第百八十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

外國ニ於テ爲スヘキ送達ニ付爲シタル公示送達ニ在リテハ前項ノ期間ハ之ヲ六週間トス

第百八十一條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第百八十七條に次の一項を加える。

單獨ノ裁判官ノ更迭アリタル場合ニ於テ從前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス合議體ノ裁判官ノ過半數カ更迭シタル場合ニ於テ從前訊問ヲ爲シタル證人ニ付當事者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲シタルトキ亦同シ

第百九十三條ノ二　判決カ法令ニ違背シタルコトヲ發見シタルトキハ裁判所ハ其ノ言渡後一過間內ニ限リ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經スシテ之ヲ爲ス

前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於テハ公示送達ニ依ル場合ヲ除クノ外呼出狀ヲ送達ヲ受クヘキ者ノ住所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送達アリタルモノト看做ス

第二百二條に次の一項を加える。

第百九十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一編第四章第四節中第二百七條の次に次の一條を加える。

第二百七條ノ二　判決以外ノ裁判ハ判事補單獨ニテ之ヲ爲スコトヲ得

第二編中「第一章　地方裁判所ノ訴訟手續」を「第一章　訴」に、「第一節　辯論ノ準備」を「第二章　辯論及其ノ準備」に改める。

第二百四十九條　裁判所ハ訴訟ニ付合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或爭點ノミニ付口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

第二編中「第三節　證據」を「第三章　證據　第一節　總則」に改める。

第二百六十一條　削除

第二百六十五條第一項中「部員」を「合議體ノ構成員」に、「區裁判所」を「地方裁判所若ハ簡易裁判所」に、同條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。

第二百六十九條中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第二編中「第二款　證人訊問」を「第二節　證人訊問」に改める。

第二百七十三條　內閣總理大臣其ノ他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ祕密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ內閣ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第二百七十四條中「貴族院若ハ衆議院」を「衆議院若ハ參議院」に改める。

第二百七十七條　證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條ノ二　證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキ五千圓以下ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ依リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

第二百八十條第一号中「證人ノ家ノ戸主但シ親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ」を「證人ト此等ノ親族關係アリタル者」に改める。

第二百八十四條　證言拒絕ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條及第二百七十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第二百九十三條　第二百七十七條、第二百七十七條ノ二、第二百八十二條及第二百八十三條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十八條及び第二百九十九條を削り、第二百九十四條を第二百九十六條とし、以下第二百九十七條まで順次二條ずつ繰り下げる。

第二百九十四條　證人ハ其ノ訊問ノ申出ヲ爲シタル當事者先ツ之ヲ訊問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當事者之ヲ訊問スルコトヲ得

裁判長ハ當事者ノ訊問ノ終リタル後證人ヲ訊問スルコトヲ得

裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ自ラ訊問シ又ハ當事者ノ訊問ヲ許スコトヲ得

當事者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問ト重複スルトキ、爭點ニ關係ナキ事項ニ亘ルトキ其ノ他特ニ必要アリト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制限スルコトヲ得

陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ訊問スルコトヲ得

第二百九十五條　當事者ハ前條ノ規定ニ依ル訊問ノ許否又ハ制限ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス

第三百條中「前條第二項」を「第二百九十五條」に改める。

第二編中「第三款　鑑定」ヲ「第三節　鑑定」に改める。

第三百一條中「前款」を「前節」に改める。

第三百十條第一項中「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第四款　書證」を「第四節　書證」に改める。

第三百十八條、第三百二十八條第二項及び第三百三十一條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第三百三十二條中「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第五款　檢證」を「第五節　檢證」に改める。

第三百三十五條第二項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第二編中「第六款　當事者訊問」を「第六節　當事者訊問」に改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改める。

第三百四十二條中「第二百九十五條及第二百九十七條乃至」を「第二百九十四條、第二百九十五條、第二百九十七條、第二百九十九條及」に、「本款」を「本節」に改める。

第二編中「第七款　證據保全」を「第七節　證據保全」に改める。

第三百四十三條中「本節」を「本章」に改める。

第三百四十四條中「區裁判所」を「地方裁判所又ハ簡易裁判所」に改める。

第二編第三章第七節中第三百五十一條の次に次の一條を加える。

第三百五十一條ノ二　證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當事者カ口頭辯論ニ於ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス

第二編中「第二章　區裁判所ノ訴訟手續」を「第四章　簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特則」に改める。

第三百五十二條　簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛議ヲ解決スルモノトス

第三百五十五條第一項及び第三百五十六條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第三百五十六條ノ二　期日ニ於ケル呼出ハ第百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セサル當事者、證人又ハ鑑定人ニ對シ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ解意ニ因ル不利益ヲ歸スコトヲ得ス

第三百五十八條　第百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カ口頭辯論續行ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ本案ノ辯論ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十八條ノ二　調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守竝和解、認諾、拋棄、取下及自白ニ付テハ之ヲ適用セス

第三百五十八條ノ三　裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條ノ四　裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲシテ補助ヲ爲サシメ又ハ司法委員ヲシテ密理ニ立會ハシメ事件ニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得

民事訴訟法の一部を改正する法律

第三百五十八條ノ五　司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス

司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ選任セラルル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム

第三百五十八條ノ六　司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ旅費、日當及止宿料ヲ給ス

第三百六十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第一項を次のように改める。

控訴ハ地方裁判所カ第一審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局裁判ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ終局判決後當事者雙方共ニ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百七十八條中「第一章」の下に「乃至第三章」を加える。

第三百八十三條に次の一項を加える。

第百十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十四條ノ二　前條第一項ノ規定ニ依リ控訴ヲ棄却スル場合ニ於テ控訴人カ訴訟ノ完結ヲ遲延セシムル目的ノミヲ以テ控訴ヲ提起シタルモノト認ムルトキハ控訴裁判所ハ之ニ對シ控訴狀ニ貼用スヘキ印紙金額ノ十倍以下ノ金錢ノ納付ヲ命スルコトヲ得

前項ノ裁判ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス

第一項ノ裁判ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ其ノ效力ヲ失フ

上告裁判所ハ上告ヲ棄却スル場合ニ於テモ第一項ノ裁判ヲ變更スルコトヲ得

第三百九十三條　上告ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第三百六十條第一項但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百六條ノ二　高等裁判所カ上告裁判所タル場合ニ於テ最高裁判所ノ定ムル事由アルトキハ決定ヲ以テ事件ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ要ス

第四百八條第二号中「通常裁判所」を「裁判所」に改める。

第三編第二章中第四百九條の次に次の五條を加える。

第四百九條ノ二　高等裁判所カ上告審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ最高裁判所ニ更ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百九條ノ三　前條ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限リ第二審又ハ第一審ノ終局判決ニ對スル上告ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百三條中原判決トアルハ之ヲ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決トス

第四百九條ノ四　上告裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ判決カ法令ニ違背スルコトヲ理由トスル場合ニ限リ其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第四百九條ノ五　異議ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十日以內ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ效力ヲ妨ケス

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

第四百九條ノ六　異議ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ要ス

異議ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得

第百九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百十二條第三項中「大審院」を「最高裁判所又ハ高等裁判所」に改める。

第三編第三章中第四百十九條の次に次の二條を加える。

第四百十九條ノ二　不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限リ最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ爲スコトヲ得

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス

第四百十九條ノ三　前條ノ抗告及之ニ關スル訴訟手續ニハ第四百十八條第二項ノ規定ヲ準用スルノ外其ノ性質ニ反セサル限リ第四百九條ノ二ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス

第四百三十一條、第四百四十一條及第四百四十二條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第四百九十八條中「故障」を「異議」に改め、「上訴」の下に「（第四百九條ノ二ノ上告ヲ除ク）」を加える。

第五百條第一項中「再審」を「第四百九條ノ二ノ上告ノ提起アルトキ又ハ再審」に改める。

第五百十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百十四條第二項中「區裁判所又ハ」を削る。

第五百二十七條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百三十條　削除

第五百三十一條第二項中「區裁判所書記」を「地方裁判所書記」に改める。

第五百三十六條第二項後段を削る。

第五百三十七條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第五百四十三條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百四十九條第三項後段を削る。

第五百五十三條　削除

第五百五十六條　削除

第五百六十條中「第五百五十八條」を「第五百二十九條、第五百三十一條乃至第五百五十二條、第五百五十四條、第五百五十五條、第五百五十七條及ヒ第五百五十八條」に改める。

第五百六十一條第三項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第五百六十一條ノ二中「過料ノ裁判」の下に「及ヒ第三百八十四條ノ二第二項ノ裁判」を加える。

第五百六十二條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百七十條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め「文武ノ」を削る。

第五百九十五條第一項及び第六百十六條第一項中「區裁判所」を地方裁判所」に改める。

第六百十八條第一項中「家族」を「同居ノ親族」に改め、「文武ノ」を削り、同項第三号及び第四号を次のように改める。

第三及ヒ第四　削除

同條第二項を次のように改める。

第一號、第五號及第六號ニ掲ケル收入ニ付テハ一个年間ニ受ク可キ總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ限リ之ヲ差押フルコトヲ得但シ差押ニ因リ債務者カ其生活上窮迫ノ狀態ニ陷ルノ恐ナキトキハ裁判所ノ許可ヲ得テ其二分ノ一ニ達スルマテ之ヲ差押フルコトヲ得

第六百十八條ノ二　第五百七十條ノ二ノ規定ハ前條第二項本文ノ規定ニ依リ差押ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第六百二十二條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第六百二十九條第二項中「裁判所書記課」を「裁判所」に改める。

第六百三十五條　異議ヲ申立テタル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス

第六百四十一條第一項、第七百十八條、第七百二十五條及び第七百二十六條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七百三十一條第三項中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

民事訴訟法の一部を改正する法律

第七百三十九條並びに第七百六十一條第一項及び第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七百六十四條第二項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第七百九十九條第二項中「ノ書記課」を削る。

第八百五條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

附　則

第一條　この法律中、附則第八條の規定を除くその他の規定は、昭和二十四年一月一日から、附則第八條の規定は、昭和二十三年七十月五日から、これを施行する。

第二條　この附則で、新法とは、この法律による改正後の民事訴訟法をいい、旧法とは、従前の民事訴訟法をいう。

第三條　新法は、特別の定のある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、旧法及び昭和二十二年法律第七十五号によつて生じた効力を妨げない。

第四條　新法第七十九條第一項但書及び第二項の規定は、地方裁判所が裁判所法施行令第三條第一項の規定に基いて従前の例によれば区裁判所の権限に属する事件を取り扱う場合にこれを準用する。

第五條　新法施行前に旧法によつて過料に処すべき行爲をした者で新法施行の際まだその裁判を受けていないものは、旧法により処罰する。

第六條　東京高等裁判所が裁判所法施行令第四條の規定により裁判権を有する事件についてした終局判決については、新法第三百九十三條の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新法第四百九條ノ二及び第四百九條ノ三の規定を準用する。

第七條　昭和二十年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、第五條」を削る。

第八條　昭和二十二年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

第八條を削る。

附則第二項中「昭和二十三年七月十五日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

参照

○民事訴訟法（明治二十三年四月二十一日法律第二十九号）

第三條　大使、公使其ノ他外國ニ在リテ治外法權ヲ享クル日本人カ前條ノ規定ニ依リ普通裁判籍ヲ有セサルトキハ其ノ者ノ普通裁判籍ハ東京市ニ在ルモノトス

第七條　軍人、軍屬又ハ船員ニ對スル財產權上ノ訴ハ、軍事用ノ廳舍ノ所在地又ハ艦船ノ本籍若ハ船籍ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第二十二條　裁判所構成法ニ依リ管轄カ訴訟ノ目的ノ價額ニ依リテ定ルトキハ其ノ價額ハ訴ヲ以テ主張スル利益ニ依リテ之ヲ算定ス

前項ノ價額ヲ算定スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ハ千圓ヲ超

過スルモノト看做ス

第二十四條　左ノ場合ニ於テハ關係アル裁判所ニ共通スル直近上級裁判所ハ申立ニ因リ決定ヲ以テ管轄裁判所ヲ定ム

一　管轄裁判所及裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リテ之ニ代ルヘキ裁判所カ法律上又ハ事實上裁判權ヲ行フコト能ハサルトキ

二　移送ノ裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十五條　裁判ハ左ノ場合ニ於テハ法律上其ノ職務ノ執行ヨリ除斥セラル

一　裁判ノ事件ニ付當事者タリシ者カ事件ノ當事者ナルトキ又ハ事件ニ付當事者ト共同權利者、共同義務者若ハ償還義務者タル關係ヲ有スルトキ

二　裁判官カ當事者ノ四親等內ノ血族若ハ三親等內ノ姻族ナルトキ又ハナリシトキ

三　裁判官カ當事者ノ從見人、後見監督人、保佐人又ハ戶主若ハ家族ナルトキ

第二十九條　合議裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所、區裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所決定ヲ以テ裁判ヲ爲ス

第四十三條　第三十五條及第三十七條第一項ノ場合ニ於テハ裁判官ハ監督權アル裁判所ノ許可ヲ得テ回避スルコトヲ得

第四十四條　本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ裁判ハ書記所屬ノ裁判所之ヲ爲ス

第五十條　準禁治產者、妻又ハ法定代理人カ相手方ノ提起シタル訴又ハ上訴ニ付訴訟行爲ヲ爲スニハ保佐人ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ同意其ノ他ノ授權ヲ要セス

準禁治產者、妻又ハ法定代理人カ訴、控訴若ハ上告ノ取下、和解、請求ノ拋棄若ハ認諾又ハ第七十二條ノ規定ニ依ル脫退ヲ爲スニハ常ニ特別ノ授權アルコトヲ要ス

第七十九條　法令ニ依リテ裁判上ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ル代理人ノ外辯護士ニ非サレハ訴訟代理人タルコトヲ得ス但シ區裁判所ニ於テハ許可ヲ得テ辯護士ニ非サル者ヲ訴訟代理人ト爲スコトヲ得

第百四十三條　調書ニハ左ノ事項ヲ記載シ裁判長及裁判所書記之ニ署名捺印シ渺判長支障アルトキハ陪席判事ノ席次ニ從ヒ順次之ニ代リテ署名捺印シ且其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス但シ判事皆支障アルトキハ書記其ノ旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百五十一條　當事者ハ訴訟記錄ノ閱覽若ハ謄寫又ハ其ノ正本、謄本、抄本若ハ訴訟ニ關スル事項ノ證明書ノ交付ヲ裁判所書記ニ請求スルコトヲ得利害關係ヲ疏明シタル第三者亦同シ

訴訟記錄ノ正本、謄本、又ハ抄本ニハ其ノ正本、謄本又ハ抄本ナルコトヲ記載シ書記之ニ署名捺印シ且裁判所ノ印ヲ押捺スルコトヲ要ス

第百六十一條　送達ニ關スル事務ハ裁判所書記之ヲ取扱フ

前項ノ事務ノ取扱ハ送達地ノ區裁判所ノ書記ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第百六十七條　軍事用ノ廳舍又ハ艦船ニ屬スル者ニ對スル送達ハ其ノ廳舍又ハ艦船ノ長ニ之ヲ爲ス

第百七十六條　出陣ノ軍隊若ハ外國ニ駐在ノ軍隊ニ屬スル者又ハ役務ニ服スル艦船ノ乘組員ニ對スル送達ハ裁判長上班司令官廳ニ囑託シテ之ヲ爲ス

前項ノ送達ニ付テハ第百六十七條ノ規定ヲ準用ス

第百八十條　公示送達ハ前條第一項ノ規定ニ依ル揭示ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シタル日ヨリ二週間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス但シ第百七十八條第三項ノ公示送達ハ揭示ヲ始メ又ハ貼附ヲ爲シタル日ノ翌日ニ於テ其ノ效力ヲ生ス

前項ノ期間ハ之ヲ短縮スルコトヲ得ス

第百八十一條　送達ニ關スル裁判長ノ權限ハ受命判事、受託判事及送達地ノ區裁判所ノ判事亦之ヲ有ス

第二百四十九條　訴訟ニ付テハ受命判事ニ依リ口頭辯論ノ準備手續ヲ爲スコトヲ要ス但シ裁判所相當ト認ムルトキハ直ニ辯論ヲ命シ又ハ訴訟ノ一部若ハ或爭點ノミニ付準備手續ヲ命スルコトヲ得

第二百六十一條　裁判所ハ當事者ノ申出テタル證據ニ依リテ心證ヲ得ルコト能ハサルトキ其ノ他必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ證據調ヲ爲スコトヲ得

第二百六十五條　裁判所ハ相當ト認ムルトキハ裁判所外ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ部員ニ命シ又ハ區裁判所ニ囑託シテ證據調ヲ爲サシムルコトヲ得

受託判事カ他ノ區裁判所ニ於テ證據調ヲ爲スコトヲ相當ト認ムルトキハ更ニ證據調ノ囑託ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ受訴裁判所及當事者ニ通知スルコトヲ要ス

第二百六十九條　第二百六十七條第二項ノ規定ニ依リテ宣誓ヲ爲シタル當事者又ハ法定代理人カ虛僞ノ申述ヲ爲シタルトキハ宣誓ヲ爲サシメタル裁判所決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二百七十三條　國務大臣、宮內大臣、內大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計檢查院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リタル者ヲ證人トシテ職務上ノ祕密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ勅許ヲ得ルコトヲ要ス

第二百七十四條　貴族院若ハ衆議院ノ議員又ハ議員タリシ者ヲ證人トシテ職務上ノ祕密ニ付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ其ノ院ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二百七十七條　證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百八十條　證言カ證人又ハ左ニ揭ケル者ノ刑事上ノ訴追又ハ處罰ヲ招ク虞アル事項ニ關スルトキハ證人ハ證言ヲ拒ムコトヲ得證言カ此等ノ恥辱ニ歸スヘキ事項ニ關スルトキ亦同シ

一　證人ノ配偶者、四親等內ノ血族若ハ三親等內ノ姻族又ハ證人ノ家ノ戶主但シ親族ニ付テハ親族關係カ止ミタル後亦同シ

第二百八十四條　證言拒絕ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條ノ規定ヲ準用ス

第二百九十三條　第二百七十七條、第二百八十二條及第二百八十三條ノ規定ハ證人カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十四條　裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ證人相互ノ對質ヲ命スルコトヲ得

第二百九十五條　裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ證人ヲシテ文字ノ手記其ノ他必要ナル行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百九十八條　陪席判事ハ裁判長ニ告ケ證人ニ對シテ問ヲ發スルコトヲ得

第二百九十九條　當事者ハ裁判長ニ對シ必要ナル發問ヲ求メ又ハ其ノ許可ヲ得テ問ヲ發スルコトヲ得

當事者ハ發問ノ許否ニ付異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス

第三百條　受命判事又ハ受託判事カ證人訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ裁判所及裁判長ノ職務ハ其ノ判事之ヲ行フ但シ前條第二項ノ規定ニ依ル異議ノ裁判ハ受訴裁判所之ヲ爲ス

第三百一條　鑑定ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前款ノ規定ヲ準用ス

第三百十條　裁判所必要アリト認ムルトキハ官廳若ハ公署又ハ相當ノ設備アル法人ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ官誓ニ關スル規定ヲ除クノ外本款ノ規定ヲ準用ス

第三百十八條　第三者カ文書提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百二十八條（第二項）　第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提出ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十一條　當事者又ハ其ノ代理人カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ眞實ニ反シテ文書ノ眞正ヲ爭ヒタルトキハ裁判所決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十二條　本款ノ規定ハ證徵ノ爲作リタル物件ニシテ文書ニ非サルモノニ之ヲ準用ス

第三百三十五條（第二項）　第三者カ正當ノ事由ナクシテ前項ノ規定ニ依ル提示ノ命ニ從ハサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百三十九條（第一項）　宣誓シタル當事者カ虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキハ裁判所決定ヲ以テ五百圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三百四十二條　第二百七十六條、第二百七十九條、第二百八十五條乃至第二百八十九條、第二百九十五條及第二百九十七條乃

第三百條ノ規定ハ本款ノ訊問ニ之ヲ準用ス

第三百四十三條　裁判所ハ豫メ證據調ヲ爲スニ非サレハ其ノ證據ヲ使用スルニ困難ナル事情アリト認ムルトキハ申立ニ因リ本節ノ規定ニ從ヒ證據調ヲ爲スコトヲ得

第三百四十四條　證據保全ノ申立ハ訴訟ノ繫屬中ニ在リテハ其ノ證據ヲ使用スヘキ審級ノ裁判所ニ、其ノ提起前ニ在リテハ訊問ヲ受クヘキ者若ハ文書ヲ所持スル者ノ居所又ハ檢證物ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

急迫ナル場合ニ於テハ訴ノ提起後ト雖前項ノ區裁判所ニ證據保全ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三百五十二條　區裁判所ノ訴訟手續ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前章ノ規定ヲ準用ス

第三百五十五條(第一項)　被告カ反訴ヲ以テ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル請求ヲ爲シタル場合ニ於テ相手方ノ申立アルトキハ區裁判所ハ決定ヲ以テ本訴及反訴ヲ地方裁判所ニ移送スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ第三十二條及第三十四條ノ規定ヲ準用ス

第三百五十六條(第一項)　民事上ノ爭ニ付テハ當事者ハ請求ヘ趣旨及原因竝爭ノ實情ヲ表示シテ相手方ノ普通裁判籍所在地ノ區裁判所ニ和解ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第三百五十八條　準備手續ニ關スル規定ハ區裁判所ノ訴訟手續ニ之ヲ適用セス

第三百六十條(第一項)　控訴ハ第一審ノ終局判決ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得但シ當事者雙方共ニ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニ在ラス

(第二項)　前項ノ合意ハ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ之ヲ爲スコトヲ得

(第三項)　第二十五條第二項ノ規定ハ第一項ノ合意ニ之ヲ準用ス

第三百七十八條　前編第一章ノ規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外控訴審ノ訴訟手續ニ之ヲ準用ス

第三百九十三條　上告ハ控訴審ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第三百六十條第二項ノ場合ニ於テハ第一審判決ニ對シ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百八條　左ノ場合ニ於テハ上告裁判所ハ事件ニ付裁判ヲ爲スコトヲ要ス

二　事件カ通常裁判所ノ權限ニ屬セサルコトヲ理由トシテ判決ヲ破毀スルトキ

第四百十二條(第三項)　第一項ノ規定ハ大審院ニ繫屬スル事件ニ付受命判事又ハ受託判事ノ爲シタル裁判ニ之ヲ準用ス

第四百三十一條　督促手續ハ債務者ノ普通裁判籍所在地ノ區裁判所又ハ第九條ノ規定ニ依ル管轄區裁判所ノ專屬管轄トス

第四百四十一條　區裁判所カ異議ヲ不適法ト認ムルトキハ請求カ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ決定ヲ以テ其ノ異議ヲ却下スルコトヲ要ス此ノ決定ニ對シテハ卽時抗告ヲ爲スコトヲ得

第四百四十二條　支拂命令ニ對シ適法ナル異議ノ申立アリタルトキハ異議アル請求ニ付テハ其ノ目的ノ價額ニ從ヒ支拂命令ノ申立ノ時ニ於テ其ノ命令ヲ發シタル區裁判所又ハ其ノ區裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ訴ノ提起アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ督促手續ノ費用ハ之ヲ訴訟費用ノ一部トス

第四百九十八條　判決ハ適法ナル故障ノ申立又ハ適法ナル上訴ノ提起ニ付キ定メタル期間ノ滿了前ニハ確定セサルモノトス

判決確定ハ故障若クハ上訴ヲ其ノ期間內ニ申立若クハ提起スルニ因リ之ヲ遮斷ス

第五百條　再審ヲ求ムル申立アルトキハ裁判所ハ申立ニ因リ保證ヲ立テシメ又ハ保證ヲ立テシメスシテ强制執行ヲ一時停止スルコトヲ命シ又ハ保證ヲ立テシメテ强制執行ヲ爲スヲ命シ及ヒ保證ヲ立テシメテ其ノ爲シタル强制處分ヲ取消スヲ命スルコトヲ得

第五百十三條　本編ノ規定ニ從ヒ原告若クハ被告ニ保證ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ若クハ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ許シタル場合ニ於テハ原告若クハ被告ハ其普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所又ハ執行裁判所ニ保證ヲ立テ又ハ供託ヲ爲スコトヲ得

第五百十四條(第二項)　執行判決ヲ求ムル訴ニ付テハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所又ハ地方裁判所之ヲ管轄シ又普通裁判籍ナキトキハ第八條ノ規定ニ從ヒテ債務者ニ對スル訴ヲ管轄スル裁判所之ヲ管轄ス

第五百二十七條　債權者ハ執行ヲ爲ス可キ地ヲ管轄スル區裁判所ノ所在地ニ住居ヲモ事務所ヲモ有セサルトキハ其所在地ニ假住所ヲ選定シ其旨ヲ裁判所ニ屆出ツ可シ

第五百三十條　豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對シテ爲ス强制執行ハ其上班司令官廳ニ通知ヲ爲シタル後ニ限リ之ヲ始ムルコトヲ得

此官廳ハ債權者ノ求ニ因リ通知ノ受取證ヲ付與ス可シ

第五百三十一條(第二項)　債權者ハ强制執行ヲ委任スル爲ニ區裁判所書記ノ補助ヲ求ムルコトヲ得

第五百三十六條(第二項)　抵抗ヲ受クル場合ニ於テハ執達吏ハ威力ヲ用ヰ且警察上ノ援助ヲ求ムルコトヲ得若シ兵力ヲ要スルトキハ之ヲ執行裁判所ニ申立ツ可シ

第五百三十七條　執達吏ハ執行行爲ヲ爲スニ際シ抵抗ヲ受クルトキ又ハ債務者ノ住居ニ於テ執行行爲ヲ爲スニ際シ債務者又ハ成長シタル其家族若クハ雇人ニ出會ハサルトキハ成丁者二人又ハ市町村若クハ警察ノ吏員一人ヲ證人トシテ立會ハシム可シ

第五百四十三條　此法律ニ於テ裁判所ニ任カセタル執行行爲ノ處分又ハ其行爲ノ共力ハ執行裁判所トシテ區裁判所ノ管轄ニ屬ス法律ニ於テ別段ニ裁判所ヲ指定セサル各箇ノ場合ニ於テハ執行手續ヲ爲ス可キ地又ハ之ヲ爲シタル地ヲ管轄スル區裁判所ヲ以テ執行裁判所ト看做ス

第五百四十九條(第三項)　右訴ハ執行裁判所ノ管轄ニ屬ス然レトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス

民事訴訟法の一部を改正する法律

第五百五十三條　強制執行ノ開始後ニ戸主タリシ債務者カ其地位ヲ辭シ又ハ之ヲ失ヒタルトキハ此變更ノ生セシ當時債務者ノ所持シタル財産ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第五百五十六條　豫備、後備ノ軍籍ニ在ラサル軍人、軍屬ニ對シ兵營及軍事用廳舍又ハ軍艦ニ於テ強制執行ヲ爲ス可キトキハ債權者ノ申立ニ因リ執行裁判所ハ管轄ノ軍事裁判所又ハ所屬ノ長官又ハ隊長ニ囑託シテ之ヲ爲ス

囑託ニ因リ差押ヘタル物ハ債權者ノ委任シタル執達吏ニ之ヲ交付ス可シ

第五百六十條　前條ニ揭ケタル債務名義及ヒ訴訟上ノ和解竝ニ請求ノ拋棄又ハ認諾ニ因レル強制執行ニハ第五百十六條乃至第五百五十八條ノ規定ヲ準用ス但第五百六十一條、第五百六十二條ノ規定ニ依リ差異ノ生スルトキハ此限ニ在ラス

第五百六十一條(第三項)　執行文付與ニ付テノ訴又ハ請求ニ關シ異議ヲ主張スル訴又ハ執行文付與ノ際到來シタリト認メタル承繼ヲ爭フ訴ハ假執行ノ宣言ヲ付シタル支拂命令ヲ發シタル區裁判所之ヲ管轄ス但其請求カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキハ管轄地方裁判所ニ其訴ヲ提起ス可シ

第五百六十一條ノ二　過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

第五百六十二條(第二項)　執行文付與ニ關スル異議ニ付テノ裁判及ヒ更ニ執行文付與ニ付テノ裁判ハ公證人職務上ノ住所ヲ有スル地ヲ管轄スル區裁判所ニ於テ之ヲ爲ス

第五百七十條　左ニ揭クル物ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一　衣服、寢具、家具及ヒ廚具但此物カ債務者及ヒ其家族ノ爲メ缺ク可カラサルトキニ限ル

第二　債務者及ヒ其家族ニ必要ナル三个月間ノ食料及薪炭

第三　技術者、職工、勞役者及ヒ穩婆ニ在テハ其營業上缺ク可カラサル物

第四　農業者ニ在テハ其農業上缺ク可カラサル農具、家畜、肥料及ヒ次ノ收穫マテ農業ヲ續行スル爲メ缺ク可カラサル農產物

第五　文武ノ官吏、神職、僧侶、公立私立ノ教育場教師、辯護士、公證人及ヒ醫師ニ在テハ其職業ヲ執行スル爲メ缺ク可カラサル物竝ニ身分相當ノ衣服

第六　文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ニ在リテハ第六百十八條ニ規定スル職務上ノ收入又ハ恩給ノ差押ヲ受ケサル金額但差押ヨリ次期ノ俸給又ハ恩給ノ支拂マテノ日數ニ應シテ之ヲ計算ス

第七　藥舖ニ在テハ調藥ヲ爲ス爲メ缺ク可カラザル器具及ヒ藥品

第八　勳章及ヒ名譽ノ證標

第九　實印其他職業ニ必要ナル印

第十　神體、佛像其他禮拜ノ用ニ供スル物

第十一　系譜

第十二　債務者又ハ其家族ノ未タ公ニセサル著述ノ稿本

第十三　債務者及ヒ其家族カ學校ニ於テ使用ニ供スル書籍

前項第二號ノ場合ニ於テ食料又ハ薪炭ニ各數種ノモノアルトキハ執達吏ハ債務者ノ利益ヲ考慮シテ差押ヲ爲ササル範圍ヲ定ムルコトヲ要ス

第五百九十五條(第一項)　執行裁判所トシテハ債務者ノ普通裁判籍ヲ有スル地ノ區裁判所、此區裁判所ナキトキハ差押フヘキ債權ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所管轄權ヲ有ス

第六百十六條(第一項)　不動產ノ請求ノ差押ニ付テハ債權者ノ申立ニ因リ其不動產ヲ不動產所在地ノ區裁判所ヨリ命シタル保管人ニ引渡ス可キコトヲ命ス可シ

第六百十八條(第一項)　左ニ揭クル債權ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

第一　法律上ノ養料

第二　債務者カ義捐建設所ヨリ又ハ第三者ノ慈惠ニ因リ受クル繼續ノ收入但債務者及ヒ其家族ノ生活ノ爲メ必要ナルモノニ限ル

第三　下士、兵卒ノ給料竝ニ恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第四　出陣ノ軍隊又ハ役務ニ服シタル軍艦ノ乘組員ニ屬スル軍人、軍屬ノ職務上ノ收入

第五　文武ノ官吏、神職、僧侶及ヒ公立私立ノ教育場教師ノ職務上ノ收入、恩給及ヒ其遺族ノ扶助料

第六　職工、勞役者又ハ雇人カ其勞力又ハ役務ノ爲ニ受クル報酬

第六百十八條(第二項)　第一號、第五號、第六號ノ場合ニ於テ職務上ノ收入、恩給其他ノ收入カ一个年間ニ三百圓ヲ超過スルトキハ其超過額ノ半額ヲ差押フルコトヲ得

第六百二十二條　請求カ不動產ニ關スルトキハ第三債務者ハ其不動產所在地ノ區裁判所カ差押債權者又ハ第三債務者ノ申立ニ因リ命シタル保管人ニ事情ヲ開示シ且送達セラレタル命令ヲ添ヘ其不動產ヲ引渡ス權利ヲ有シ又ハ差押債權者ノ求ニ因リ之ヲ引渡ス義務アリ

第六百二十九條(第二項)　配當表ハ各債權者及ヒ債務者ニ閱覽セシムル爲メ遲クトモ期日ノ三日前ニ裁判所書記課ニ之ヲ備置クヘシ

第六百三十五條　異議ヲ申立タル債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之ヲ管轄ス然レトモ訴訟物カ區裁判所ノ管轄ニ屬セサルトキハ其配當裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所之ヲ管轄ス若シ數箇ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ一ノ訴ヲ地方裁判所カ管轄スルトキハ其他ノ訴ヲモ亦之ヲ管轄ス但各債權者總テノ異議ニ付配當裁判所ノ裁判ヲ受ク可キコトヲ合意シタルトキハ此限ニ在ラス

第六百四十一條(第一項)　不動產ニ對スル强制執行ニ付テハ其不動產所在地ノ區裁判所執行裁判所トシテ之ヲ管轄ス若シ其不動產數箇ノ區裁判所ノ管轄區內ニ散在スルトキハ各區裁判所管轄權ヲ有ス此場合ニ於テ裁判所必要アリト認ムルトキハ事件ヲ他